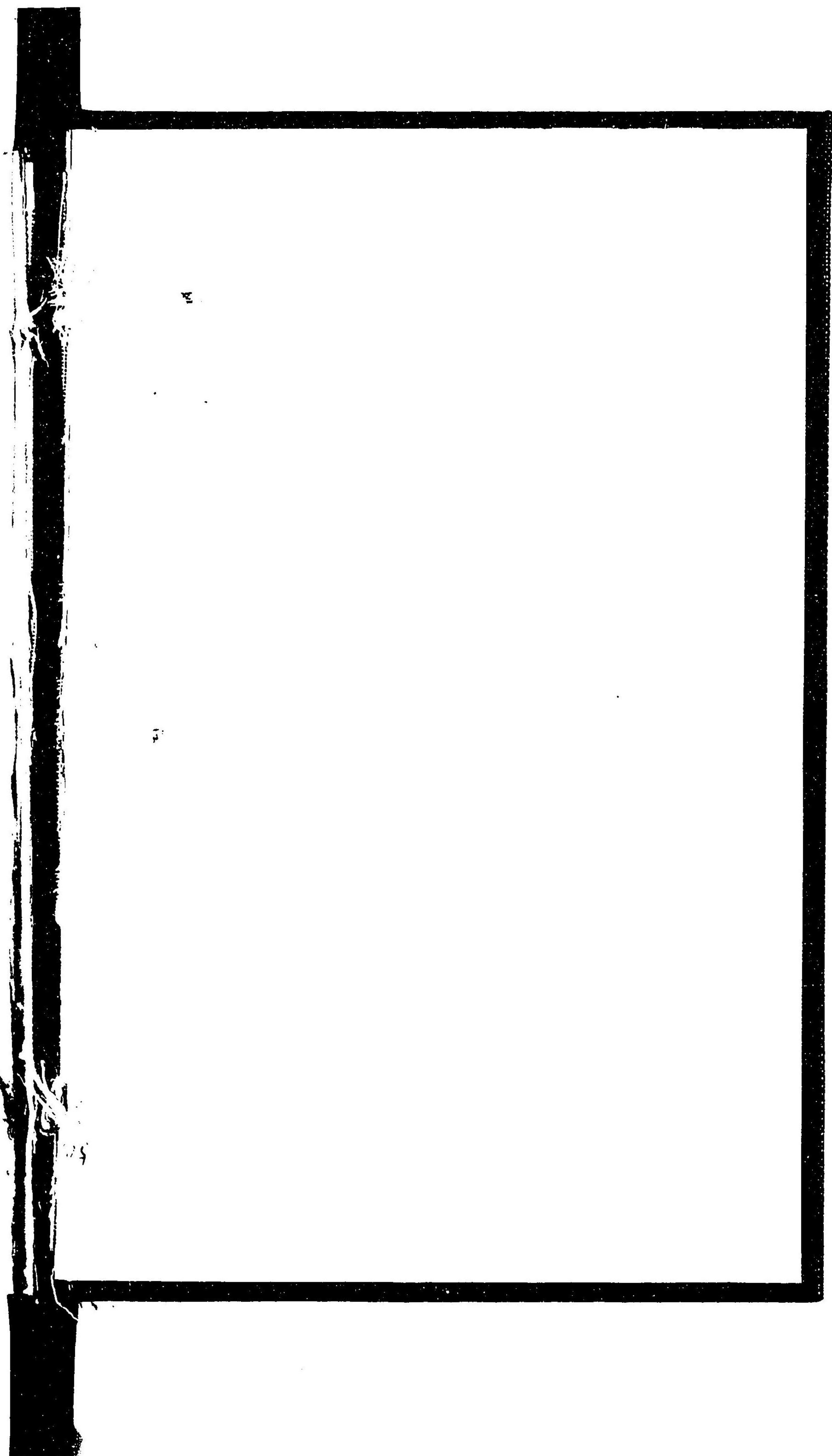


文學士藤岡作太郎著
平出鏗二郎

日本風俗史
下編

東京

東陽堂



日本風俗史下篇正誤表

頁	行	誤	正
六一	一五	元祿四年	元祿三年 (或は父ともしよ)ノ七字ヲ削リ去ル
六〇	一六	其型	其型年
五九	三六	寶曆年間	寶曆明和の交
五八	四六	正月振袖火事	正月の振袖火事
五七	一四	東寺(教王護國寺)	東寺(教王護國寺)
五六	一四	垂髪を衣の下に着込み、上に袴衣を覆ひ	垂髪を袴衣の下に着込み
五四	四四	臺根等	臺根、山姥根寺
五四	二四	散珠	珠散
五四	二四	昔江戸	七回廊ノ下ニ三回廊ノ四字ヲ脱セリ 江戸にては
五四	一六	文。字南無右衛門	「殊に」ノ下ニ京智恵院ノ四字ヲ脱セリ 六字南無右衛門 「ゆびはじき」ヲ傍訓ハ指彈ニ附スルモノイヌ

右に掲げたる外に、誤謬は猶多かるべし、今あらう看了りて心づきたるをあげるのみ。さて挿繪は畫工を督して力めて著者の意を體せしめしかども、その校正を経ると本文印刷の如くならざれば、誤謬もまた甚だ多かるは誠顔に堪へざる所、これ等は幾度か版を重ねる毎に改訂することを得んか。

唐神中

日本風俗史下篇目録

第十期 江戸時代

第一章 歴史上の概見

江戸幕府の創立……幕府の紀綱……幕府の施設……外交……元祿時代……吉宗の中興……天明の飢饉……寛政の改革……大御所様の世……水越の改革……勤王論……異學の禁……勤王攘夷説……幕府倒る……文學工藝

第二章 社會の情態

第一節 社會の組織

國民の四級……公家……幕府……三家三卿……幕府の職制……大名旗本家人……家系……百姓町人……大天人河原者長吏……苗字帯刀の特許……制外の徒……穢多非人……彈左衛門と車善七……人身賣買……士民の貧富……紀文と淀屋辰五郎……木屋藤右衛門……強盜竊盜の類

第二節 幕府の施政、自治制度

目録

目録

幕府の施政法度……江戸の市制……町奉行、名主、五人組……地方制度……莊屋組頭の類……戸籍法……租税法……見取定免取の類……公役銀

第三節

民法

……婚姻……賣買……貸借……買入……棄捐法

一七

第四節

産業

農業……元禄元年全國石高……大百姓、小作人……農具……肥料……漁業……牧畜……乳牛……工藝……鑛業……陶工……漆工……織物……彫刻……印刷術……硝子工……種々の機械の創製……繪畫……商業……問屋……仲買……小賣……十九文賣……牙僧……運漕の便……菱垣廻船積仲間……市場……堂島の米市……度量權衡……貨幣……長崎貿易……士民の生業……諸國の物産

二〇

第三章

宗教及び迷信

第一節

宗教

耶蘇教の禁……ころび、繪踏……島原の役……耶蘇教の廢絶……佛教……宗門寺、宗門改帳……當時佛教の宗派

二五

……東西本願寺……真宗五門跡……淨土十八檀林……全國寺院の數……黃蘗宗……不受不施派、悲田派、三超派……御藏門徒……蓮華往生……僧侶の有様……人民の信仰心……蓮如和讃……廻國願禮……靈場……六阿彌陀詣……千社詣の類……開帳……普化宗……虛無僧……神道……吉田家……吉川惟足……出口延佳……垂加流……本居平田の神道……唯一根源の神道……天輪教……神道の儀式……産土神と氏神……氏子……靈社詣……御蔭詣……拔參……春秋の祭禮……祭神の推移……神無月の稱……夷子、大黒……七福神……職業上の神……參籠……塞垣離既足參……百度參……京都と江戸との神佛……淫祠……信仰上の迷信

第二節

迷信及び陰陽易占の道

動物崇拜……ぬし……かつかひもの……植物崇拜……神木、靈木……靈驗祟厲……疫神……髮切蟲……石臼の目切……日光御峯制札……人魂……幽霊……怪物屋敷……百物語……藪づかひ、飯綱づかひ……巫女口よせ……易占の

四九

目録

三

目録

四

道……賣卜……雜占……陰陽曆術……年月干支方角等に
よる吉凶……不成就日……有卦無卦……厄年……八方塞
……禁厭……厄落厄拂……咒祖……丑の時參……物の名の
吉凶……夢の吉凶……初夢……三世相

第四章 教育及び人情道徳

五九

第一節 教育

五九

藤原惺窩……京學……林門……南學……江西學……木門……
綱吉時代の學運……伊藤仁齋……貝原益軒……荻生徂
徠……古文辭學……折衷學……異學の禁……學校……弘文
院……昌平校……學習所……諸藩の學校……堀川塾……懷徳
書院……心學の講筵……寺子屋……手習師匠……仕立屋
……師匠と弟子……兒童の修學……實業教育……弟子奉
公……女子の奉公……師匠と弟子との間柄

第二節 人情道徳

六六

武士道の旺盛……武士道の要素……追腹及び其禁制
……武士の清廉質素……姦通の處置……敵討……伊賀越
淨瑠璃坂龜山等の仇討赤穂義士……男色……兄弟の

契……武人殺伐の風……町人風と上方風……はたしあ
ひ……辻切試切等……平民佩刀の禁……男伊達六方者
……旗本奴町奴……荆組草袴組……神祇組白欄組等……
水野十郎左衛門幡隨院長兵衛等……病中組……浪花
五人男……男伊達の暴行……六方詞……棒ふり……通り
者親分……江戸子氣質……殺伐風の消耗……上方の氣
質……心中……近松の心中物……金平淨瑠璃……市川團
十郎の荒事……江戸の上方風……武人の驕奢遊蕩……
留守居役……町人の豪奢……紀文奈瓦茂……茨木屋幸
齋淀屋辰五郎中村内藏助……札差……武士の町人風
……豊後節と風俗……文金風……十八大通……人心日に
下る……國學興る……勤王攘夷の説……大和魂……武士
の睡夢破る……水戸と薩長……京都の活氣

第五章 三都及び諸國の交通

八四

第一節 江戸京都大阪及び長崎

八四

三都三箇津……江戸……江戸城の章創……家康入府……
江戸城改築……上水……市區整正……江戸の町數及び

目録

五

目録

六

人口…千代田城…日本橋…淺草觀音、上野京叡山
 …芝増上寺、兩國回向院…日吉山王、神田明神…江
 戸四時の遊觀…江戸の火災…江戸の花…火災と
 風俗…防火制度…定火消、方角火消等…火見櫓…
 齋の者…江戸子
 京都…公家の有様…京都の寺社…四時の遊觀…
 大阪—其の商業の都たること…堂島の米相場…
 諸市場…大阪の社寺…道頓堀の芝居…京大阪の
 町數、戸口…長崎—其開市…西洋風俗の輸入
 第二節 往還驛遞……………九五
 一里塚…日本橋…東海、東山の兩道…東海道五十
 三驛…五街道…脇往還…戰國の餘弊と道路…關
 所…傳馬法…助郷…旅宿…駕籠昇…驛遞…定飛
 脚…三度飛脚…金飛脚、手板組…浪華講、三都講…
 將軍の兩儀…大名の行列…行列の調度…鎗二本
 立…挾箱…井伊の一本道具…立傘、臺笠等

第六章 遊女野郎

一〇一

遊女…島原…大阪の遊里…大阪新町其他遊女町
 …吉原…岡場所…辰己の里…藝者…男藝者…諸
 國の傾城町…湯女…比丘尼…飯盛、夜鷹、船饅頭等
 …野郎…若衆歌舞妓…子供屋、舞臺子、櫻間、飛子…
 男色と野郎…香具賣

第七章 衣食住

一〇九

第一節 住居

一〇九

皇宮…江戸城…諸大名第宅の壯麗…旗本諸士の
 第宅…江戸城の結構…大名の品等と登城の曹局
 …瓦葺…火災と屋根…塗籠作…塗垂…穴藏…火
 災に備ふる器具(天水桶、車長持等)…煉瓦作…諸國
 大名の城塼…一領一城の制…諸大名の江戸屋敷
 …長屋作…江戸大名屋敷の制…番所、潜門…大名
 宅地の交替與奪…瓦の變遷…銅瓦…垣塀の類…
 平民の屋制…二階作…商家の肆店…看板…娼樓
 肉舖の屋號…中室、臺所、奥座敷、裏座敷…戸棚、飾棚
 神棚、佛壇…建具…疊…井…圍房…倉庫、茶寮、浴室

目録

七

目録

八

風呂屋：男女混浴の禁：家屋の建築：上棟式
木遣音頭：燭火：行燈：提燈：庭燎：發火法
庭園：數寄屋風：江戸の庭園：洲濱：別業
名園

第二節

車輿船舶

一一〇

車輿：駕籠の種類：乗物駕籠の制：大八車：船
船：五百石以上の船を禁ず：安宅丸：快風丸：
運漕船：遊船

第三節

容儀服飾

一一三

服制：公家の服制：武家の服制：幕府奥女中の
服飾容儀：寛永風：十河額：書院縞子：假髭：
髻鬘の種類：髮結床：衣服：蝙蝠羽織：武人往
來の扮装：頭巾の種類：深見十左の額際：唐犬
類：文七髻結：釣鐘彌左の入墨：六法風：鎌輪
ぬの模様：婦女の服装：元祿風：男装の變遷：
婦女の髻：眉すみ：鉛粉：胭脂：鐵葉：頸より
上ばかりにいる物十六品：婦女の衣服：帯の種

類：匂袋袖鏡：遊女野郎と風俗：吉彌結澤之巫
帽子の種類：丹前風：難波屋十右衛門石川六兵衛
の衣装比べ：衣服に関する禁令：服色：比翼紋
：覆面綿帽子：笠傘：雨羽織合羽：履物草履雪
踏木履等：享保以後の風：たてかけ：絲髮：な
まじめ：辰松風：文金風：本多風：身分と鬘の
風：儒者の僧形及び其髻髮：醫者の僧形：六筋
右衛門十筋右衛門藥罐頭：俗人の法號：文身：
婦女鬘の發達：櫛卷：鬘髻の種類：燈籠髻：婦女
鬘の種類：頭髮の粧具：簪：板子：伽羅油等：女髮
結：衣服の袖：染模様：上下：羽織：帯：被衣
頭巾：笠傘

第四節

飲食饗燕

一四五

食事の數：精米の法：麥飯：調菜：飯の種類：
汁の種類：肉食：食穢の制：炙物：浸物：和物
：生酢：鍋物：漬物：澤菴漬：調味類：蔗糖：
香料：料理道具：食器：勝手道具：酒：澄清況

目録

九

法……二日酔三日酔……酒歌……魚菜の製品……料理茶
 屋……奈良茶……榎食……蕎麥等……茶屋狂ひ……御手輕料理
 ……盃饗屋……天麩羅……鮓屋……しつぱく料理……南蠻
 鴨南蠻……會席料理……菓子……南蠻菓子……菓子類の
 製品……果實……九年母……西瓜……南瓜の渡來……甘藷……ふ
 かし……やき……合食の禁……初醮……初物……喫
 煙

第八章 冠婚葬祭

一五四

第一節 婚姻

一五四

きさき北の方御臺所御簾中……婚姻年齢……遺傳病
 と婚姻……見合……たのみのしるし……常陸帯の祝……
 結婚の期日……婿入の式……嫁入の式……部屋見舞……三
 箇日の振舞……五日歸……十日歸……膝直ひろめ……小笠原
 流……後妻打の廢絶……水祝

第二節 出産

一五九

妊婦鑲帯……妊婦の攝生……産屋……産婆……催産の靈
 符……臍帯の處置……産湯……三日の祝儀……命名……初

乳……あまもの……乳婦……出産と忌穢……枕直し……産
 土神詣……喰初……誕生の祝

第三節 元服壽賀

一六二

髪置の祝……袴着の祝……かづきやめ……半元服……元
 服……若衆入……かねつけ祝……厄年……還暦の祝……古
 稀の祝……喜の字の祝……米の祝

第四節 喪葬追祭

一六四

屍體の處置……枕經……伽僧……戒名……湯灌……六道錢……
 葬儀……死穢……宗派と埋葬……火葬……大葬に火葬を止
 む……徳川氏の廟……京都江戸の三味場……隠坊……墓
 地……墓碯……死穢忌札……中陰……法會……服忌令

第九章 典禮及び年中行事

一七〇

第一節 禁裡幕府の典禮及び年中行事

一七〇

禁裡年中行事……御新始……三月三日の鬮鷄……日光
 奉幣使……尾花粥の祝……温糟粥の祝……大嘗會
 幕府年中行事……蒐の吸物并に御茶の式……箒初……
 判始……謠初……若菜節供の式……具足の餅……鏡開の

祝…連歌興行…弓場始…御射始…評定所式日…
 月次御禮…初講釋…釋奠…上巳節供の式…將軍
 紅葉山參詣…端午節供の式…嘉祥の祝儀…七夕
 節供の式…八朔の祝儀…釋奠…初鶴獻上…重陽
 節供の式…玄猪の祝儀…鶉符…煤納の祝儀…將
 軍宣下の儀

第二節

民間年中行事

正月…元旦…恵方詣…年禮…節振舞…寶船賣…
 天狗酒盛…鳥追萬歳の類…書初賣初船乗初…大
 阪米商の初市…慈惠忌…鏡開…具足餅開始…六
 日年越…七草…笑面の富…十日夷子…帳繰…鞍
 馬詣…十四日年越…左儀長…小豆粥の祝…やぶ
 いり…女節分…二十日正月…龜戸の鬻替…法然
 忌…神佛の縁日…年三長月…日待月待
 二月…石清水八幡祭…大原野祭…初午稻荷祭…
 春日祭…彼岸…吉野餅配…二月堂修法…津の鬼
 押神事…二日灸…奉公人の出替日…興福寺薪能

…正月事納…いとこ表汁…涅槃會…嵯峨の柱炬
 …四天王寺の舞樂…太子會…天滿宮祭…水口祭
 等

三月…桃の節供…雛祭…潮干狩…奉公人の出替
 …嵯峨の大念佛會…今宮の安樂花祭…善導忌…
 梅若が涙の雨…壬生大念佛壬生狂言…淺草三社
 祭…義市…嵯峨釋迦の御身拭…弘法御影供…蓮如
 忌…寺社の開帳

四月…稻荷祭…加茂の葵祭…日吉山王祭…更衣
 …灌佛會…筑摩祭…東照權現祭等

五月…端午の節供…胃入形菖蒲刀…加茂の競馬
 …住吉田植神事…曾我祭…虎が涙の雨…兩國の
 川開…大涼後涼

六月…ひひろ…にらみ鯛…勝鬘參…富士登山宮
 土垢離…駒込富士詣…傳教忌…祇園會…神輿洗
 …祇園囃子…神田祭…津島祭…江戸山王祭…天
 下祭三大祭…嘉祥喰…鞍馬の竹伐…大坂天滿祭

名越祓...土用干...土用餅土用丑
 七月...千光忌...七夕祭...立花講...文珠會...精靈
 迎六道參...四萬六千日...孟蘭盆...草市...迎火送
 火...盃踊燈籠踊題目踊等...やぶいり...六地藏詣
 ...文覺忌...施餓鬼...蟲拂
 八月...彼岸...八朔...八幡祭放生會
 九月...更衣...諸社寺の祭事...重陽の節供...奉公
 人の出替日...太秦の牛祭...後の月...寶の市...神
 田明神祭...目くされ市...根津祭...夢窓忌
 十月...玄猪の祝...出雲大社の神事...爐開...寛永
 寺開山忌...達磨忌...淨土宗の十日十夜の法要...
 金毘羅祭...日蓮長お影供...聖一忌...夷子講...誓
 文拂...智證忌
 十一月...子祭...酉の市...冬至...寒の入...丑紅...
 棕鳥...講祭...空也忌...大師粥...報恩講
 十二月...乙子朔日...事納...妙心寺開山忌...煤拂
 ...歳の市...一退忌...節分...歳暮の禮...忘年會...

大晦日...祇園創掛神事

第十章 武技

軍賦...旗本八萬騎...千人同心...一傾具足の類...武
 術指南...軍法...武田流...北條流...山鹿流...越後流...三徳
 流...長沼流等...劍道...神道流...微塵流...有馬流...神陰流
 一つの大刀...柳生流...二刀流...日下開山...吉岡流等...鎗
 術...寶藏院流等...射術...富流...吉田流...大藏流等...
 三十三間堂矢數...京一...馬術...大坪流...佐々木流
 上田流...荒木流...砲術...津田流...田布施流...田付流...
 柔術...小具足...劍術師範役...町道場...武者修行
 ...道場破り...武道衰ふ...大追物再興...流鏑馬興
 行...騎射...賭射...放鷹の類...砲術...洋式操練...西洋
 流...砲臺...軍艦...國旗...幕府の旗標...講武所...
 軍艦教習所...講武所風...戎裝

第十一章 歌舞音楽及び諸興行

第一節 音曲

目録

琵琶法師...平曲...地神經讀...説法...鉢叩...説經

……歌念佛……説經源氏節……祭文……蝶浮れ節……門説
 經……讀賣……懐胎十月胎内探し(祭文)……淨瑠璃……小
 野通女……澤住瀧野の雨檢校……目貫屋長三郎……六
 字南無右衛門……女義大夫……薩摩淨雲……端淨瑠璃
 と段淨瑠璃……櫻井丹波掾、杉山丹後掾……金平節…
 肥前節……土佐節……永閑節……外記節……大薩摩……半
 大夫節……河東節……淨瑠璃の變遷……虎屋源大夫…
 角大夫節……文彌節……播磨節……加賀節……竹本筑後
 掾……義大夫節……竹本と豊竹……淨瑠璃作者……近松
 門左衛門等……一中節……豊後節(宮古路節)……豊竹肥
 前掾……文金風……常盤津節……宮本清元(新内節等)…
 淨瑠璃大夫略系……操座、操木偶……衣裳道具……機楯
 及び子供狂言……竹田近江掾……手妻人形……金平牛
 鬼賣の一節(金平淨瑠璃)……玉菊追善水調子(河東節)
 ……菅原傳授手習繼、芹生里寺子屋の一節(義大夫節)
 ……辰巳の四季(一中節)……梅の春清元……小歌……陸連
 節……弄齋節……長唄……江戸長唄……對面春駒(長唄)…

第二節

樂器……
 投節音曲の三名物……土手節……岡崎節、加賀節等…
 柴垣節……丹前節、古今節等……上方唄、めりやす……端
 歌……歌澤節、哥澤節……道念節、伊勢音頭……潮來節…
 よしこの節、甚九等

第三節

能樂及び歌舞伎……
 能狂言……能樂の諸家……謠初……勸進能、一世一代能
 ……素舞……小謠……幸若舞……萬歳、太神樂、獅子舞……歌
 舞、芝居……お國歌舞伎……猿若の物まね……女歌舞
 伎、若衆歌舞伎……四條の大芝居……大坂の歌舞伎…
 中の芝居、角の芝居……江戸の歌舞伎……中村座、市村
 座、山村座等……放狂言……右近源左衛門、市川團十郎、
 水木辰之助等……河原者……役者と風俗……江戸歌舞

目録

十八

妓芝居座の興廢……芝居座の結構……舞臺道具、装束等……傾城淺間嶽、假名手本、忠臣藏……狂言作者、臺帳……聲色茶番、狂言、素人狂言、よめ獅子……假名手本、忠臣藏、山科大星隠れ家の段の一節(歌舞伎)……外郎賣のせりふ(歌舞伎)……踏歌……盆踊……七夕踊……伊勢踊、柴垣踊等

第三節

角力……

二四六

相撲……抱へ角力……勸進相撲……土俵……大關、關脇等……行司……諸種の角力

第四節

舌耕曲藝……

二四八

軍談……辻談議……太平記讀……神田白龍子、深井志道、軒伊東、燕晋等……落語……露の五郎兵衛、米澤彦八、鹿野武左衛門等……寄席……べら坊、鹽屋長次郎、水右衛門等の觀せ物

第十二章

雅遊雜戯……

二五一

第一節

雅遊……

二五一

茶道……茶室……茶の湯、會席、茶かふき……煎茶……賣茶

翁……間香……插花

第二節

連俳狂句……

二五四

連歌……俳諧……附合……冠附……三笠附……狂詩、假名の詩……狂歌……地口附、付まはし、繪地口……語路……文字理……謎附……判じ物……天狗、俳諧、奴、俳諧……川柳……落首、落書

第三節

小説俗書……

二六一

小説……御伽草子……金平本……貳本……正本……八文字屋本……役者評判記……くさ草紙……赤本、青本、黒本、黄表紙……繪草紙……化物咄の本……合巻……蒔繪本……人情本……讀本

浮世繪……大津繪……一枚繪……丹繪、臘脂繪……江戸繪……彩色摺……似顔畫……錦繪……日本繪師……浮世繪師……切組、繪墨紙繪等

第四節

博戯……

二六七

賭博……ばくちこき……博奕の種類……八方、阿彌陀の光等……無蓋、憑子……富突……前句附、三笠附、點とり等

目録

十九

目録

骨牌：貝覆：雙六：十六むさし：圍碁：象碁
打花拳：投壺：投扇興

第五節 兒戯

兒戯：玩具：紙鷲：歲時に従ふ玩具：諸國名産の玩具

第六節 會合

賭種の會合：尙齒會：書畫會：物産會：古錢會
煎茶會等：盆裁會：鳥會の類

第七節 行遊

四時の遊觀：江戸人の遊と京人の遊：浴養

結尾

日本風俗史下篇目錄終

天 皇 歷 朝 一 覽 (下) 年 號 將 軍

天皇	紀元	年號	將軍
後陽成(再出)	二二四七	天正 ^一 文祿 ^二	德川家康(再出)
後水尾(再出)	二二七二	慶長 ^三 元和 ^六	德川秀忠(再出)
明 正	二二九〇	寬永 ^一	德川家光
後光明	二三〇四	正保 ^一 慶安 ^二	
後西院	二三一五	承應 ^三	德川家綱
靈 元	二三三三	明曆 ^一 萬治 ^二	
東 山	二三四七	寬文 ^一 延寶 ^八	德川綱吉
中御門	二三七〇	天和 ^三 貞享 ^五	德川家宣
櫻 町	二三九六	寶永 ^一 元祿 ^六	德川家繼
桃 園	二四〇七	享保 ^一 正徳 ^一	德川吉宗
後櫻町	二四二三	元文 ^一 寬保 ^三	德川家重
後桃園	二四三一	延享 ^一 寬延 ^三	德川家治
光 格	二四四〇	寶曆 ^一 天明 ^六 寛政 ^二	德川家齊

歷朝一覽

歴朝一覽

仁	二四七七	二五〇六	文化 <small>一</small> 、文政 <small>二</small>	德川家慶
孝	二五〇七	二五二七	天保 <small>三</small> 、弘化 <small>三</small>	德川家定
明	二五二八	二五二七	弘化 <small>三</small> 、嘉永 <small>六</small>	德川家茂
今	二五二八	二五二七	元治 <small>一</small> 、安政 <small>六</small>	德川慶喜
上	二五二八	二五二七	慶應 <small>三</small> 、萬延 <small>一</small>	
			明治	

日本風俗史下篇

平出 鏗 二郎 著
藤岡 作太郎

第十期 江戸時代

紀元二千二百六十三年後陽成天皇の慶長八年より、
二千五百二十七年今上天皇の慶應三年に至る。

第一章 歴史上の概見

德川幕府の大權を握ること二百六十餘年概していへば太古以來最も泰平無事なる時代なり其首尾慶長慶應の十數年は幕府の興亡に關する戰亂なきにあらずと雖もその外は走るものは水の流れ叫ぶは鳥の聲ばかり上下靜謐に馴れ撃壤鼓腹して世を送れり。初め織田信長の明敏なる豐臣秀吉の濶達なる相次ぎて起り應仁以來の大亂を戡定して人民が塗炭の苦を救ひたりと雖も信長は半途にして弑逆の禍に遭ひ秀吉は天下を掃蕩したれども其治久しからずして堯じたり此時若し異常の英雄ありて經世を以て己が任となすにあらずは天下は再びもとの戰國となりしかも知るべからず時なる哉德川家康江戸に居りて關東を領し威望を負ひて諸將の上に在り關が原の一戰に豐臣氏の肘臂を斷ちしかば勢愈々振ひ列侯これに服して政權自ら掌中に歸し征夷大將軍

江戸時代

45-95p

の職に拜し、源氏の長者となれり。幾くもなく慶長の末、元和の初めに大坂城を陥れて豊臣氏を亡ぼし、竊かに痼瘤を攘へり。

斯くて家康の治天下に治く、幕府を江戸に創立し、子孫軍職を世襲す。二代秀忠、寛厚篤實にして衆心を失はず。三代家光、英邁の資を以て父祖の意を継ぎ、これを助くるに土井利勝、松平信綱、阿部忠秋等あり。君臣協力して治政に従事せしかば、幕府の綱紀大いに張り、基礎漸くに固し。創業の初めは將士の亂を希ひ、旗幟を翻へさんとするものなきにあらざりしが、こゝに至りて人心一に歸し、敢て徳川氏に背かんとするものなく、幕府十五代の治平の根柢を固むることを得たり。抑々幕府治政の方針は、家康が宏遠なる見識、縝密なる注意より出で、歴世其方針を守りて、これを敷衍することあれども、自ら其規矩を出でず。皇室に對しては篤く尊奉の意を表すれども、陰には成るべく實權を削ぎ、機に乗すべきことある毎に干渉を逞しうす。諸侯を封するにも、巧みに配置の法を考へ、關八州を自家の根據として防備を嚴にし、京坂等要樞の地は他に與へずして幕府の有とし、街道便宜の地には親藩譜第を置き、外様大名は偏僻の地に徙し、且つ親藩譜第を其近隣の地に置きてこれを監察せしめ、また參觀交替の法を定めて悖逆の憂を少うす。一般に天下に對しては上下舉つて節儉を重んぜしむ。家康は儉徳の大なるを知り、進んで殖産工業を興し、大にしては國家の富貴小にしては一身の榮華を求めんよりは、寧ろ退いて後塵を避け節儉を守るべしとなす。これを以て歴世の法令一として士民の驕奢を戒むる

にあらざるはなかりき。

外交に就いての政略を尋ぬるに、朝鮮は文祿の征討より深く怨讎の思をなして我と交を絶ちたりしを、慶長以來種々の方策を以てこれを懐けしかば、彼の意漸く和らぎ、奕世來聘するに至れり。琉球は前期足利義教の時、島津氏に附庸したりしが、支那の干渉を受けて我に通ずること能はず。家康、島津家久をしてこれが來聘を促さしめしかども、意を得ず。次でこれを討たしめ、其王を降し、其國を島津氏の附庸とす。これより將軍の代、始國王の襲封毎に慶賀謝恩使を奉りき。耶蘇教徒は覬覦の志を抱けりとして、その布教を禁じ、別けて島原の亂ありし後は制禁を嚴にし、從うて南蠻諸國との交通を斷ちぬ。たゞ和蘭は異志なきを以て明と共に貿易せんことを許されたるが、全國の港灣は總べてこれを閉鎖して、たゞ肥前の長崎一港を交易場に充てたるのみ。加之外船の數を限り、交易の物品を定めて制外のもの禁じ、また國民の海外に航通するを禁じたり。概するに此時代外國との關係は殆ど鎖國の姿にして、内治に潛心して外交を忌避する風なりき。

その後、泰平うち續くに從ひ、上下安逸に馴れ、尙武勤儉の風は漸く失せて、優柔驕奢の風を生じぬ。五代綱吉賢明の聞えあり、其初政は務めて上下の節約を獎勵し、豪奢を抑制したりと雖も、中年以後は柳澤吉保を寵用して酒色に荒み、從うて倭靡を事とし、さなきだに文弱奢侈に流れんとする世上の風は、爲めに益々文弱奢侈に走りて、所謂元祿風を現はせり。元祿風の浸染は社會の經濟に大影響を及ぼし、幕府の財政は頗る乏竭せるに、姦

吏は猶ほその間に私利を營みしかば、上下の實力、大いに衰へたり。六代家宣の時、新井君美重用せられて、屢々建議するところあり、政令見るべき少ものからずと雖も、世愈々泰平にして、人皆武事を忘れ、遊興を喜ぶに至り、輕薄淫猥の風年を追うて増さる行き、幕府治政の第一の目的なる節儉の風俗は日に月に消磨し去りぬ。此時に當り、英邁果斷よく積弊を一掃したるを八代吉宗となす。吉宗中興の聞えあり、大岡忠相等の賢才を登庸し、大いに治政に勵精したり。其治績を見るに、稍々綱吉の初政に倣ひ、まづ奢靡を矯めて、儉約を奨め、世人の驕傲の風に流るゝは、主として文弱に走り、武備を忽諸にするがためなりとして、講武練兵の策を探り、世上の弊風を一洗せんとす。次に法令を整へ、刑律を修め、また進んで大いに殖産工業を奨勵す。維新以前我國に物質的開化の見るべきものあるは、吉宗が創立にかゝるもの、或は其進歩を促したるもの多し。是に於て洋學の道も開け、歐洲の開化漸く我に入らんとす。これを幕府の實權の最も揚がりたる時といふべし。九代家重その後を受けて、徳川氏の勢は盈ちたる月の如くなりしかども、將軍無能にして、しかも権弱なり。十代家治、田沼意次主殿頭を黜罷す。意次便佞にして、威權を振ひ、賄賂を貪ぼり、上下の間を壅蔽す。幕政こゝに至りて大いに紊れたり。加ふるに天災連りにして、凶荒うちつき、所謂天明の飢饉に上下困弊の極に達し、遂に餓殍盈く、怨聲の聲四方に沸起し、幕府の苛政を嘗るもの多し。十一代家齊繼いで立ち、松平定信(越中守)を擧げて老中となす。定信夙に英明の譽あり、輔佐の任を受けて、銳意政務を處理す。その爲すと

ころ一に吉宗が享保度の改革に倣ひ、奢侈を禁じて質樸の古風に復さんとする。奢侈は時勢の然らしむる處、質樸の古風は終に復し難しといへども、治政の功頗る顯はる。これを寛政の改革といふ。かくて家齊の治世といふ。十二代家慶の時、水野忠邦、越前守老中となり、享保寛政の政治を慕ひ、其迹を追ひて大いに風俗の矯正を企つ。これを天保の新政または水越の改革といふ。その施設するところ嚴峻に過ぎ、世上頗る怨嗟の聲あり。忠邦は望を失ひて退けり。此頃より天下漸く穩ならず、瓦解の災漸く迫りぬ。抑々この擾亂を促がせるものは何予や、勤王の始末と外交の事件と是なり。

初め綱吉の時、水戸侯徳川光圀、大日本史を修して大いに皇室を尊奉し、大義名分を明にす。將軍吉宗また尊王の念篤く、朝廷の盛典を再興すること多かりしが、政治上には皇室の抑制せられたる古へに變らざりき。當時加茂貞淵、本居宜長、平田篤胤等、前後相繼いで古學を研究して、我國開闢以來の國體を追想し、鎌倉以來皇室の式微を慨して、世人をして名分の歸する所を知らしめたり。家治の時、山縣大貳、藤井右門、勤王の說を唱へ、忌諱に觸れて刑せらる。次で高山正之、蒲生秀實、またいたく尊皇の說を唱へ、武家の擅權を痛斥す。さなきだに人心幕府の治に倦みし際なかりしかば、これより懷を京都に寄するもの多かりき。

享保の前後より醫術、本草學、そのほか殖産の術など西洋の大いに我に歸れたるを知り

て、洋學に志すもの少からず。時の將軍吉宗もその要を覺りて異學の禁を解きたりければ、その後外勢に注視するもの多く、海防の論世に起れり。寛政文化の交魯人の蝦夷を窺ふあり、英船の長崎を侵すあり、人心漸く騒がしく、幕府は西洋式の武技を練習し、邊備を修す。されど民間には鎖國の夢なほ覺めず、外人を以て蠻夷となし、攘夷の論日を追うて盛なり。當時西洋は蒸氣船の發明ありて、歐米各國競うて翼を五大洲に伸ばさんどす。嘉永六年、米艦の浦賀に來りて開港を強請せしより、其他の諸國も踵を次いで幕府に迫る。幕府これを拒むこと能はずして、安政五年を以て五港を開き、米魯英佛蘭の五國と假條約を結びて自由に貿易を行はしめ、遂に併せて十一國と同盟をなすに至りぬ。四方攘夷の論をなすもの大いに幕府の失政を憤り、勤王の説これを援けて、勤王攘夷の徒と佐幕の黨との軋轢日々に甚しく、風俗また粗暴に流れ、刀劔を振ひて殺伐の行をなすもの多かりき。此時幕府の實力いたく衰へ、威勢地に墜ちて法令また行はれず、諸侯の間にも勤王の説に加擔するもの多く、終に公武一致説を出だし、天下これに風靡す。慶應年間に至りて幕府長門藩を討ちて勝たず、幕威愈々下り、時勢の赴く所止むことを得ずして終に大政を奉還するに至れり。賴朝以來、武家の政權をとること凡そ六百八十餘年にして明治維新の世となり、大政こゝに皇室に復したり。

概するに此時代には萬般の事物未曾有なる長足の進歩をなしたり。寧樂平安兩時代の文學工藝、鎌倉室町の世の遊技美術など、大いなる開化といはゞいへ、これらは皆上流社會に行はれたる開化にして、中等以下の人民は概ね蒙昧無智にして卑賤なる境界に呻吟したりき。此時代には上流の間に文學工藝の進歩ありしは勿論なるが、猶ほ舊套を墨守する弊を免れず、中流以下のものにこそ目覺しき進歩はありけれ。上流社會に行はれたるには、たとへば文學に儒學、國學あり、遊技に謡曲、能藝あり、書事に狩野畫、文人畫あり、庶民の間にはこれに對して俳諧、小説あり、淨瑠璃、芝居あり、浮世繪、東繪あり。上下ともに泰平の澤に浴して優々たる樂を分てるは、實に此時代に於て始めて見るところにあらざるや。

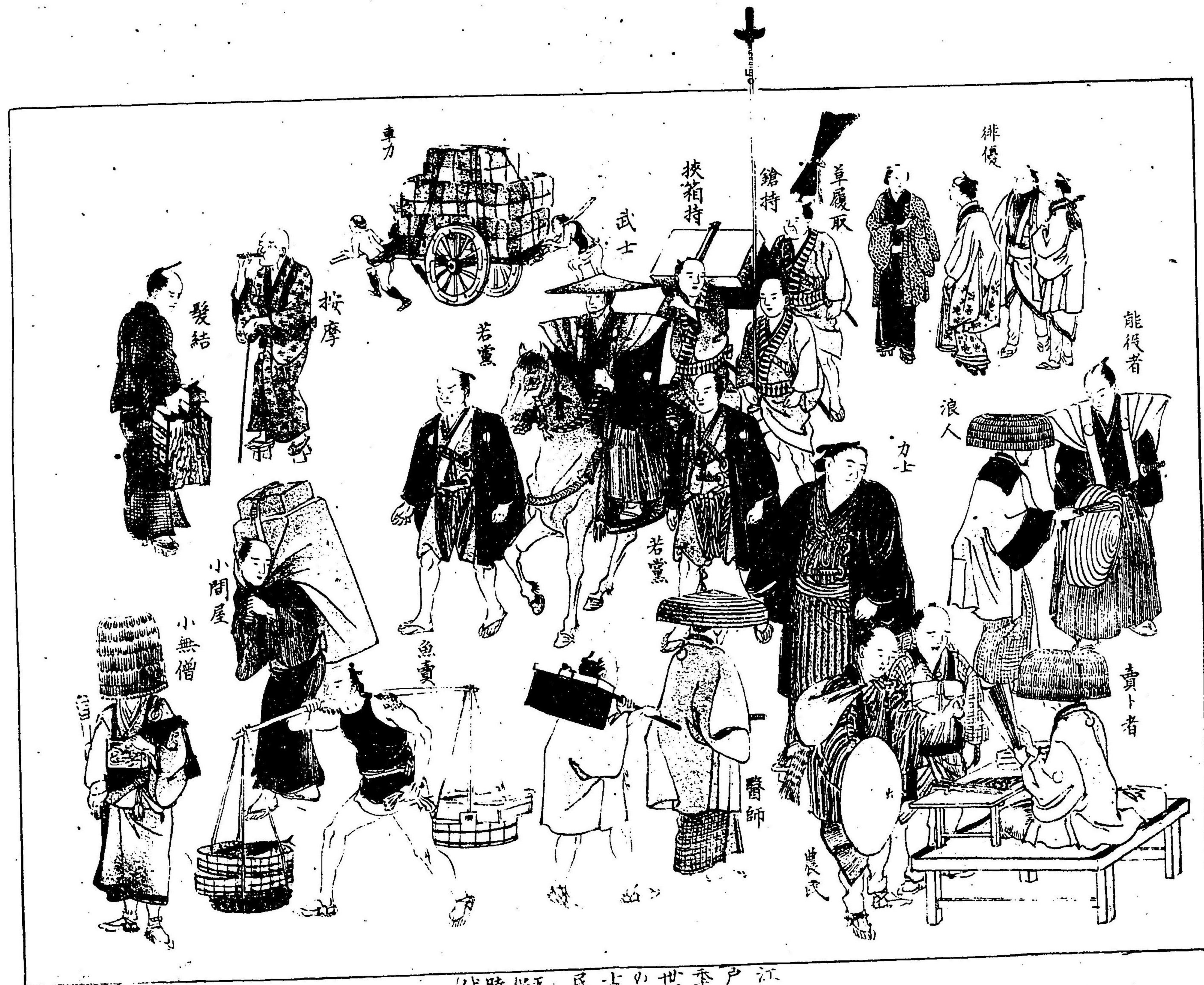
第二章 社會の情態

第一節 社會の組織

我國一たび戰國の世となりて、強は弱を倒して起ち、實力あれば貴賤を問はずして社會の上流に位し得たりき。既に豐臣秀吉の如きは徹賤に身を起して關白太政大臣に陞り、人臣の榮を極め、これに服従せし諸傑は皆大名となりたりき。されど此時代に至りても社會の組織は概ね前期と異ならず、國民を擧げて公家、武士、平民、賤民の四に分れたる上には天皇家都におはし、親王方には伏見、有栖川、桂の三宮あり、後更に閑院宮加はりて四家となり、天皇に儲貳なきときはこれらの家より立ちて大統を繼承したまふ、これを世襲親王家といふ。公家方には五攝家等ありて中古以來世職の姿となりぬ。諸業もまた、『

世襲となり、筆道は清水谷持明院、插花は園職、駒は難波、飛鳥井、書は六角、和歌は冷泉、鳥丸、庖刀は四條、衣紋は山科、高倉、相撲は五條、卜筮は吉田など、總計百卅餘家ありて、各々嚴重に家の格式を保てり。斯くの如く多數の公卿禁外にありて、日々參朝して機務に預かれども、その掌る所は官位の典養、種々の儀式、有職故實を傳ふるのみにして、他の政機は一切關東にあり。朝廷と幕府との間に機務を掌るは關白と武家傳奏あるのみ。その經濟は皇室御料として三萬石、及びその他幕府より年々補足する金高三萬兩乃至五萬兩あり。臨時大禮の資は幕府別に支給す。諸公家の祿は總高凡そ七萬石にして、近衛家の祿最も多く二千八百六十石なり。其他は順次に減少す。されば禁裡の經濟は十萬石の大名一人に過ぎざるが如くなれども、實際は猶ほこれより超過したりといふ。公卿は武士に比すれば俸祿甚だ薄かりしかば、有福ならず。家傳の藝業を賣り、または朝參の暇に傘を張り、骨牌を作り、楊枝箸を削りなどして生計を助けたりといふ。

天下の政務は幕府より出づ。幕府の主は將軍にして、徳川氏奕世これを傳ふ。世子なければ其一族なる尾張、紀伊、水戸の三藩より入りて嗣ぐ。これを三家と稱す。後、田安、一橋、清水の三卿を置いて宗室とし、まづこれより入らしめ、三家は參政を主とす。幕府の用部屋といふは機務の出づる所にして、江戸城の本丸にあり。大老、老中、若年寄の職ありて、政事を參決す。老中は京都及び諸大名を管し、若年寄は旗本を統ぶ。勘定、寺社、町の三奉行ありて、勘定奉行は租賦財用の事を掌り、寺社奉行は寺社並に神官僧侶の事を掌り、町奉行は江



髮結

按摩

車力

武士

挾箱持

鎗持

草履取

俳優

能役者

浪人

力士

小間屋

小無僧

若黨

若黨

魚賣

醫師

賣卜者

江戸の世の士民天保時代

は市中一切の政務及び町人のことを掌り、且つ各々その所管の訴訟を掌る。大事は三奉行、龍の口の評定所に會してこれを裁決し、小事は私邸に於てなしたり、別に目付、大目付ありて老中、若年寄以下諸役人、及び旗下の非違を私彈する。その他大番、書院番、小姓組番ありて内外を警備し、高家ありて禮式を掌り、各奉行ありて庶務を管る。後房は大奥と稱し、老女、上臈、中臈、表使等の女官あり、地方の職には京都に所司代ありて、禁裏を守護し、猶ほ近畿關西を控制す。また大坂、伏見、駿府、長崎、山田、奈良、日光、佐渡、浦賀、松前、下田等の樞要なる地は幕府の直轄地として奉行、城代、加番などを置きて守らしむ、その他の公領には代官を置きたり。

武人は悉く幕府の管する所にして、祿一萬石以上を大名といふ、其以下上輩を旗本といひ、下輩を家人といふ、大抵これを二級に分ち、出征のとき騎馬の資格を有するもの(馬上格)と、徒歩にて従ふものとの二級とす。大名は多きは百萬石に餘り、國持、城持、領主の三等とす、また外様、大名、譜代、大名の區別あり、大名は江戸に參勤交替す、其部下の士の藩邸に常住するものを定府といひ、交替するを勤番といふなり。進仕は特に家系を重んじたるが故に、士人の家系を偽造して誇稱するものあり、よりて此時代には系圖作として人の嘱托に應じて系譜を偽造するものありき、諸士の藩籍を離れて流落するもの、或は訴訟事故に由りて田祿を失ふもの、或は支庶にして家を成さざる者等は、尙ほ舊格によりて浪士といへり、これ等は平安時代の浪人とは名相似てその實を異にす、此時代の初めには

浪人相黨して屢々争擾を惹き起せしかば幕府は特に注意して其警戒を嚴にしたなり。平民とは百姓及び町人を總稱す、共に苗字帯刀を許されず、故に單に名を稱し、商工は何屋某何職某と稱し、農民は百姓某と稱す、然れども特に勞功偉勳あれば苗字帯刀を許さる。また平民なるも富めるは士の株を買ひて苗字帯刀を縱まにすることあり、醫師及び僧侶神官等は制外の徒と稱して籍を平民に置くもその待遇を異にす、世にこれを長袖といふ、醫師は一刀を免せらるゝなり。

非人穢多は平民の下に屬し、その等級は舊は古への賤民の如く、特に擯斥せられて、婚姻はもとより、良民の方より、火を同じうするをだに忌み嫌はれたり、元來その素姓の卑賤なるもあれども、多くは生業の賤しきに出でしが如し、中古以來既に京都祇園社に大神人あり、これと類を同じうして河原者あり、共に不淨を掃除するを以て業としたりき、その後關東に長吏ありて鶴が岡八幡の掃除の役を勤め、草造りをも業とす、この長吏に彈左衛門あり、室町時代の末に當りて長吏、座頭舞々、猿樂陰陽師、壁塗、土鍋鑄物師、辻目暗、石切、非人、猿引、鉢叩、弦指、土器師、放下、笠纏、渡守、山守、青屋、坪立、筆結、墨塗、關守、鐘撞、獅子舞、笠作、傀儡師、傾城屋、湯屋等を管して、その職を世々にす、普通の民はこれ等を職とするものと其支配を異にするを以て、渠等を別類の如く見做し、終にこれを蔑視して賤民としたりき、徳川幕府また彈左衛門、車屋、善七をして賤業の輩を管轄せしむ、これ等の輩には長吏、穢多、非人、河原者、乞兒、夙巫、傀儡師、俳優、傾城屋、座頭、舞々、猿樂、陰陽師、願人、化子、袖乞、煙房、壁

塗、土鍋鑄物師、辻盲目、猿引、鉢叩、弦指、石切、土器師、放下、笠纏、渡守、青屋、坪立、筆結、墨塗、關守、鐘撞、獅子舞、笠作、風呂屋、番太、備具師、輕業師、手妻師、觀物師、獨樂まはし、落語、蛇役、謎、解力、持籠、扱等あり、されども特に長吏、穢多、辻盲目、非人、猿引、獅子舞等を賤下にして、汚穢常人に列すべからざる者となしたり。

人身賣買の風俗は古來屢々禁じて屢々弛み、猶ほ此時代の初めにも行はれしかば、慶長十七年に令してこれを嚴禁し、勾引賣は賣主を罰し、買主は買損として、被賣者を本主に返さしむ、元和五年、更に令して人身賣買及びこれを助成したる者は死刑に處すとし、また永年季として生涯備使することをも禁じ、更に天和三年に至りその年限を十年とす、後元祿十二年に年季の制限を解き、譜第召抱を許す、是に於て奴婢に年季奉公と譜第奉公との二種を生じたり、その中遊女は年季奉公に屬し、其年限中はその職を勤めざるべからざる義務あるものとす。

以上公家、武士、平民、賤民の四階級を別ちて等級を異にしたりと雖も、貴官は等級に關はるものにあらず、概していへば公家は貧しく、大名は富めり、士人の富貴は武士道に添はずして、笠一蓋の身代を名聞とする間は財を積むもの少かりしも、士道の衰ふるに至りては、士人往々財を好み、されど社會の財源は平民にあり、町人の一舉一動は射利の業ならざるはなれば、陶朱の富を致ししもの自ら多く、分限者といはれ、大福長者と呼ばるゝもの大抵平民の中にあリ、元祿の頃、江戸には紀、國屋、文左衛門あり、巨萬の富をかさ

ね、居宅本八丁堀一町を占む。大坂には淀屋辰五郎あり、百間四方一萬坪の地を占め、三千八百坪の家屋を有し、四十餘戸の土藏を列ね、別邸四戸を有し、奴婢百四五十人に及び、豪奢王侯貴人の如し。此時代の季、加賀の商人木屋藤右衛門私かに外人と通商して刑せらる。其家財を籍没せしに三百九十八萬餘兩に及び、これと平民の豪富斯くの如き類あるに拘はらず、一方には窘窮飢餓に及び、少からず、これ士人は定祿ありてたゞひ蒲柳の質、其職に従はざるも、猶ほ祿を獲れば糊口に苦まされど、平民は然らず、其職に従はざれば家産忽ち蕩盡す。故に昨日榮貴に誇りしもの、今日既に街巷を食を乞ふ人となることあるを免れず、されば平民の社會には貧富の懸隔甚だ大いなり。穡多非人の類に至りては概して賤業に従ふを以て職業上の収益も多からず、貧寒僅かに飢を凌ぐものゝみなりと雖も、平民と交はること能はざれば、もとより社交上の費もなく、外見を棄て、汲々として蓄産に従事し、倉庫を建て列ぬるものもその中にありき。

京都江戸を始め諸藩に至るまで自治の制善く整ひ、警察の制行はれたれば、戦國の世の如く群盜數十人も黨をなして都市を横行し、人家に闖入して剽掠殺傷を恣まゝにするが如きことは殆どこれなければ、猶ほ盜賊の多きことは言ふに堪へず、強盜を押込おこめまたは圍込とりこめといひ、街道に潜みて行人を剽かすを追刺おこしといひ、竊盜を小盗人または泥坊どろぼうといふ、街道往還を縦横し、騙詐の術を以て行人を瞞過して財貨を奪ふを護摩の灰または「ちび」といひ、旅宿に泊して深夜旅人の眠りたるを伺ひ、其荷物などを掠め去るを枕さまくらが

しといふ。蓋焉または「すり」は市街股賑の所に人の油斷を覗ひて懐中物或は頭の飾などを掠め去るもの、「まんびき」は商店などに入りて店丁の目をかすめて商品を盗み去るをいふ。延寶の頃、大坂に胡椒頭巾を用ひて行人の財物を奪ひ去る巨盜ありき。

第二節 幕府の施政、自治制度

幕府の施政は一に徳義を主として、政教一致の方針を取り、事の簡易なるを尙ひ、素りに繁雜なる法律を設けず、要ありて後令を發す。その制令を一括していへば、忠孝仁義を重んじ、正直勤儉を奨め、四民各々その分限を超えず、驕逸淫蕩に陥らざらんことを期するにあり、故に若し世風の借上淫靡に傾くときは直ちに禁令を布き、一身一家の些事までに干渉し、日常用ふる魚菜の數、器用の質をも制限したり。其法令の大綱をいへば、禁裡宮門跡、公家衆には公家法度あり、諸大名には武家諸法度あり、僧徒には僧家諸法度あり、旗本諸士にも令條あり、庶民には町村に高札を立て、法令を揭示したりき。

江戸の市制 江戸は江戸町奉行の總管する所にして、市制整然として具はれり。奉行は寛永以後二員ありて、その役所は南御番所南御番所、北御番所北御番所の兩所にあり。兩町奉行各々二十五人の與力と百二十五人の同心とを隸して、行政、司法、警察の事務を掌る。細密なることに至つては、その町の自治に委任す。市民のうち町年寄を置き、町奉行の命を奉じて庶政を施行せしむ。江戸市中に三家あり、町年寄の下に名主あり、地主あり、家主あり、五人組あり、名主は一町若くは數町に一人ありて、その町政を掌る。凡そ二百六十八人あり。

り、これに草分名主、古町名主、平名主、門前名主の四種あり。地主は土地を所有し、町内公共の入費は一時これが負擔をなし、公役を取り立つる任務にあたる。故に實權重し、その家屋を兼有するを家持といふ。家主は宅地の差配をなし、名主の管下に屬して、令條を觸れ廻るなど、町政の細務の執行す。庶民は五家相伍して組をなす、これを五人組といふ。地方制度、全國二十一箇國は大名の私領に屬し、他は公領、私領相交はれり。各村里に名主あり、多くは莊屋といふ。これを撰擧するは其村の百姓の權にありて、大抵は村里内の名家を撰擧す。享保の頃より一代勤、又は年番名主の制あり。また五人組あること、市制に同じ、その内一家を長として組頭または判頭といふ。莊屋、組頭の外に百姓代ありて、村政に參し、その目付をなす。私領には名主の上に大莊屋ありて、數村乃至數十箇村の莊屋を管す。これを一に割元或は總莊屋檢斷と稱ふ。もと公領にもありしが、享保年中にこれを廢したり。五人組の制度は殊に地方に於て精實に行はれて、忠孝を勵み、吉凶は相慶吊し、惡行あれば相諫め、犯罪あれば互に吟味をなし、その他宗門改、衣服、建築、嫁娶、喧嘩、口論、風水、旱蟲の準備、火の用心、盜賊の警戒等に至るまで能く相規定し、五家相保の舊規具に行はれたり。

戸籍法 戸籍法はこの時代の初めには、猶ほ規定せられざりき。然るに島原の亂ありし後、耶穌教の嚴禁と共に宗門改の法を實施せしかば、これに伴うて戸籍法大いに發達したり。寛永二十年、諸國の代官に令して、その管下の人數を記して、勘定頭に進送せしめたりしが、尙ほ一時の擧に過ぎざりしに、後享保六年、吉宗公私の領地を問はず、戸口を注進せしむ。この時全國の人口總計二千六百零六萬五千四百二十五人ありといへり。後五年を経て更に令して諸國の總人數を改め、郡別に記せしめ、爾來子年と午年と六年毎に戸口を點檢して其大數を注進せしめたり。爰に於て戸籍法大いに具はりき。今斯くして全國の人口を統計したるものを掲ぐれば左の如し。

享保十七年	二六九二二八一六	延享元年	二六一五三四五〇
寶曆十二年	二五九二一四五八	明和五年	二六二五二〇五七
安永九年	二六〇一〇六〇〇	寛政四年	二四八八一四四〇
文化元年	二五六二一九五七	文政十一年	二七二〇一四〇〇
天保五年	二七〇六三九〇七	弘化三年	二六九〇七六二五

これ等の統計は蝦夷、琉球の二國及び公家、武士、穢多、非人等を除きたるものなり。人口の最も増加したるは文政十一年にありとす。穢多、非人の統計は、寛政十二年の彈左衛門の書上によるに、其支配下、府下并に關八州、甲、駿、豆州、奥州の十二箇國の穢多、非人の戸數は

二三二軒	外、穢多、彈左衛門構内	十五軒
七三四軒	府下各所の小屋	木村、品川、深川、代々木、下川、林等
五四三二軒	外、穢多、關八州、甲、駿、豆、奥十二箇國分	
合 七七二〇軒		

後明治四年、穡多非人の稱を廢して、これを平民籍に編入せし際には、全國に總計三十八萬二千八百八十六人ありき。

租税法、租税は田地の肥瘠によりて多少あれども、概して六公四民とす。これを取り立つる法に見取と定免取とありて、土地によりて一ならず、見取とは毎秋に作毛の豊凶を檢して租税を定むるなり、定免取とは五年或は十年等の収穫を平均して税率を定め、一定の年限中は豊凶に拘らず、その税率によりて徴するなり。將軍家光は見取を用ひ、吉宗は定免取を可とし、寛延二年、家重の時に一般に定免取に從はしめたり、されども諸藩には猶ほ見取を用ふるものありき。納租に米納、金納、銀納あり。關東にては水田は米を納れ、陸田は金を納れ、金一兩を以て米二石五斗に充つ、近畿及び西南諸國は水陸共に租額を三分し、米二、銀一を以て率となし、銀四十八錢を米一石に充てたり。その他小物とて庸調の如き性質を帯ぶるものに小物成、浮役、運上等ありき。

江戸市内の租税は地租を蠲きて課役のみとす、その課役に公役、國役の二種あり。公役は寺社領、及びろの門前地、國役を課する地等を除きて課するものにして、此時代の中頃までは定率なくして家の間口に徴し、五軒乃至十六七軒に一人役とし、一年に十七乃至二十三人を出ださしめしが、享保年間に至りて銀納とす、これを公役銀と稱したり。其率は町地を三等に分ち、表間口五間乃至拾間に一人役とし、一人に銀二匁、後に一匁六分を充てたり。國役は職人に課するものにして、始めは人を役せしが、後には銀納となしたり。そ

の他冥加金と稱して、業によりて組合を立て、歳額を定めて上納せしむるものもこれありき。

第三節 民法

徳川氏の法律は社會萬般のことに就いて必ず具はることを求めず、司法官の意に任せて處置したりしかば、精細なる成文法といふべきものなし。吉宗以來、法文を類纂して、その民法もまた伺ひ見るべし。

繼嗣、此時代に於ては相續は惣價法と規定し、家名相續と遺産相續と相伴へり。家督相續といへば家名はもとより田園財産等に至るまで悉く相續者の所有に歸し、其子弟は相續者の扶助を仰ぐに止まるのみ。士以上にありては先づ嫡子を以て正當の相續者とす。嫡子の死亡したる時または他の已むを得ざる事情の爲めに相續すること能はざる時は次子を以てす。實子なきときは同姓相應のものを撰ぶべし。既に戸主たるもの十七歳以上に至れば其後嗣たるべきものを撰び、存生の日に於て預め申請して允許を受くべし。子あるにこれを棄て、他に撰び、或は子なくして其後嗣を撰ぶなどのときは、親族家人等の協議を経たる後、上裁を仰ぐべし。若しその申請するところ理に適はざるか、或は病の危篤なるに臨みて申請するが如きは、素りに其遺望を許可せざるべし。但し父祖の功績、其身の勤勞、他に超越したる輩に於ては別に申請することなし。雖も特許を以て恩裁あるべし。養子とすべきもの同姓になくして他より迎へんとするときは、由

鎌を正し、存生のうちに申請せしむ。五十歳以上十七歳以下の妻にして病氣危篤に墮みて養子をたつるは、細かに吟味して後これを定むべし。若し定まりたる家督相續者なくして戸主死亡するときは、家産は官に没收するものとす。

婚姻 國主、城主、壹萬石以上の近習、并に諸奉行、諸物頭に於て婚姻を結ばんとすれば幕府の認可を要す。公家と姻縁を結ぶものはすべて上臈を蒙りて後にす。士民一般の離婚には夫妻雙方の證書を要す。これを世に離別狀てま狀、或は三行半さんぎょうはんといへり。既に離別の約を結びしも未だ離別の證書を與へざるに後妻を迎へたる男、または離別狀を取らずして他に改嫁したる女、及び其媒人等は皆刑律に問はるゝものとす。また預め他に婚姻を約せし女と私通したるは男女共に罰せらる。

賣買 土地の永代賣買は江戸、京都、大阪の市街を除くほかは一切これを嚴禁し、讓與にも大いに制限を加へて、土地兼併の弊を防ぎたりと雖も、さまざまの奸謀を廻らして巧みに法網を逃るゝもの少からず。加ふるに此時代の末には其制も漸く弛廢して、公然土地を賣買するものも敢て罰せらるゝことはなかりき。また物品の賣買には商業の種類によりて特に專賣を許して其座を置きたるものありき。例之ば權座、掛座、朱座、銅座などの如し。

凡て賣買には押賣押買、二重賣偽物賣を禁じ、賣人は素より、その媒をなしたるものあればこれを罰す。贖物の賣買を嚴禁し、情を知つて賣買せし者は嚴しくこれを罪し、情を

知らずして買ひしは買主の損失となし、これを押收して、本主に返す。證人ありて買ひしものは證人より代金を辨償せしめ、買主より他に賣り、漸次他に涉りしものは最初の買主より本主に代金を以て辨償せしむ。

貸借 金錢の貸借は利子を制限し、月兩重利を禁じ、白紙手形、偽證文を以て金錢を借ることを嚴禁し、これを犯すものは刑に處す。當時の借用證文は利子、貸借の期限等を記し、借主の實印を捺すことを要し、また時としては證人をたてゝこれに連署せしむ。これを加判人といふ。加判人は借主の返済し能はざるに自ら辨償する義務を有す。返済の期限には一定の制なし。貸借の利子は概ね一箇月一分より三分の間なりしが、寛政年間松平定信執政の時一分と定め、その後天保十三年に至りて利子を一年に壹割五分と制定せしも行はれざりき。期限を過ぎても返済せざるときは、其訴訟を受理することは古來の如しと雖も、既に其期限を過ぎて後數十年に涉るが如きものは、これを却下す。訴訟を裁決して借錢の返済を命ずるも、返辨せざるときは身代限を命ず、これを分産といひ、借主の資産を悉く貸主に與へ、これを以て償ふ。土地の貸借は殊に農民の間に於て、田畠を借りて、その地主に報酬として收穫物の幾分、若しくは金を與ふることも多し。また大地主の小作人に土地を貸して耕作せしめ、これを相當の給料、または收穫の幾分を割き與ふるもありき。

買入 通常の貸借に信用を堅くせんがために抵當物を以て金錢物品を貸借すること

あれども、これは別に買入の名を以てせず、買入とは多くは買商に對して、抵當物を以て金
 錢を借るをいふ、買商は買主の住所姓名を糺すは固より、本人及び受人の印判を取り置
 くべきものとす、買物の水火盜難に遇ひて消失するときは其貸借をも消滅せしむ、但し
 鼠咬變色等些少の害は買商にこれを賠償する義務なきものとす、この頃買入の期限は
 大抵三箇月または八箇月とし、土地のみは十箇年とす、利子は概ね一箇月二分乃至三分
 なり、期限を経過するも返辨する能はされば、買物は買主の所有に歸し、これを賣り拂ふ
 も意のまゝなりとす、但し定期の後更に幾箇月の緩裕を與ふるもありとす。
 前期より徳政の發布殆どこれなし、寛政に松平定信老中となりて始めて棄捐法を發布
 す、これ旗本以下の窮困を救濟する意に出で、永仁以來の徳政と稱し、異なり、其法は負
 債の六年以前にあるは悉く棄捐し、五年以後は一月の利子を本金の二百分の一とし、限
 年法を以て償還せしむるにあり、諸藩またこれに倣ひ、此法を以て藩内の負債を蠲免す
 るものありき。

第四節 産業

公家及び士人の職とする所は既に説きたれば、この章に於ては平民の産業を説き、また
 殖産興業の状況を述べし。
 農業、幕府は農事に心を以て水利を興し、堤防を築き、土地墾墾を正し、地味を按じて
 種蒔培養を勵まし、貯蓄の法を奨め、救荒の食品を教へて凶荒に備へ、開墾の業を學ばし

めて空閑の地なからしめたり、諸藩に於ても備前侯池田光政、會津侯保科正之、土佐侯山
 内忠豐、米澤侯上杉治憲、白川侯松平定信等また農政に注意して治績あり、諸國田畑の多
 少は一ならずして、上方筋の國々は概ね田三分の二、畑三分の一の比例なり、關八州は田
 少く畑多ゆれども、伊豆、甲斐、出羽、奥州を加ふれば大抵田畑相半す、田は上、中、下、下の四
 級に分ちて、大抵上田壹反の種稻三石とし、二割の耗を去りて二石四斗なり、元祿元年、全
 國の公私領寺社領に至るまで、石高を檢して總計二千五百七十八萬六千九百二十九石
 六斗四合五勺八才を得、更に天保七年に檢して三千〇四十三萬五千二百〇六石〇二升
 七合六勺五才を得、兩年度の隔たること百四十七年にして實に四百六十四萬八千二百
 七十六石四斗二升三合〇七才を増せり、田畑を數多所有して耕作し、又は人に貸し付く
 るものを大百姓といひ、田畑を他の百姓に預け、作得を定めて作らするを小作(佃)と唱へ、
 従うてこれを耕作する者を小作人といふ、小作に直小作、別小作、名田小作、永小作等の種
 類ありき。

幕府は百姓の業を轉じて商人となることを禁じ、田畝の永代賣買を禁じ、また所有の田
 一町以内のものはこれを子孫に分配することを禁じて、貧弱の弊を防ぎたり、農具には
 鋤、鍬、鎌、耙、鋤、鍬、木把、竹把、杵臼、碓、磨、磨、後家倒、水草等あり、肥料には油粕、乾糶等
 あれども人糞を主となす、米穀果蔬の類は古來既にある所のもの、外、甘藷、蔗、糖、南瓜、西瓜
 瓜等前後に輸入せられて能く蕃殖したり、草綿は前期より既にありしが、此時代に至つ

て益々播殖して中流以下の民はこれを以て衣服の料となすに至れり。
 漁業は特に發達したりとて揚々べき必要を見ず。漁獲の具には、鰯網、鱈網、鮭網、鯉網、鱒網、魚鷹網、魚鰯網、鰯網、鰯網、鰯網等あり。牧畜は甲斐には既に廢れて、東國には奥州、西國には薩摩を最良とす。延寶年間、徳川光圀始めて和蘭馬十二匹を常陸の大能牧に飼養したり。享保年間、安房の嶺岡に白牛を放棄して白牛酪を製せしむ。その頃は僅かに三頭の牛なりしが、寛政年間に至りては番息して七十餘頭に及べり。若中松平定信命じて牛乳を搾取して白牛酪を製せしめ、その主治効用を記して衆に諭したりき。牛乳こゝに於て再び起れり。

工藝、鑛業はこの時代に於て大いに發達したり。初め徳川家康、大久保長安に伊豆山の金銀を採掘せしめ、更に金山奉行として鑛務を掌らしめて、佐渡、石見の鑛山を改採せしめしかば、二坑の採出高大いに増加し、これより鑛業盛大の運に向ひて、金銀銅鐵鉛錫等諸方に開採せられたりき。

工藝の發達は陶器、漆器、織物等何れの上にも大いなる進歩をなしたり。陶器には窯冶の盛にして且つ巧なるは瀬戸に過ぐるものなく、文化以來染付の磁器を製出す。その他仁清、燒乾山、燒清水、燒粟田、燒有田、燒唐津、燒九谷、燒等ありて、或は雅緻に、或は巧麗に、或は交趾和蘭等の彩色釉畫を學び、或は青磁を摸し、製陶の術に大いに洋風の趣味を加へたり。剩へ時泰平なるに従ひ、豪奢の風はその製品にも見れ、金襴の彩紋を附着せしめて、漆燭

眼を奪ふものあり。

蒔繪は我邦特有の美術なりしが、室町の季世に至りて大いに衰へしに、此時代の初め本阿彌光悦に至り、古流蒔繪の一派を出だし、衰勢を挽回したり。光悦、銅、青貝を蒔繪中に嵌することを創む、甚だ雅緻なるものなり。その後古満休伯、一種優美にして緻密なる蒔繪を善くし、幕府の蒔繪師となり、子孫その職を繼ぐ、これを古満蒔繪と稱す。元祿時代を蒔繪極盛の世とし、當時の製作にかゝるものを常憲院時代物と稱して、世にその精緻を稱す。その頃青海勘七は波紋を畫くことを善くし、青海の名を得たり。小川破笠また光悦に倣ひて牙角等を嵌す。尋で尾形光琳出で、蒔繪に一機軸を出だし、これを光琳蒔繪といへり。享保中、鹽見政誠は研出蒔繪を善くす。正徳享保の交まで、屈輪、眞漆、昔朱、青漆、殺朱、春慶等の塗法ありしが、後長崎の工人支那の法を傳へて、沈金、色蒔繪、青貝等の漆器を出だす。寛政中、設岐の漆工玉椿、象谷は支那の法に基づきて、象谷塗を創意す。また支那の存星の遺風を摸して、若狹塗、津輕塗あり。その他越中の城端、下野の日光、陸奥の南部、紀伊の黒江、京都の根來等の漆器最も有名なり。

織物は天正中、支那の織工堺に來りて縮緬の織法を傳へ、後京都にて紋縮緬、柳條縮緬を製出す。享保中これを岐阜に傳へて紋縮緬を織り出だし、また近江の長濱に傳へて、濱縮緬を織り出だせり。これより先き、慶長年中、京師の織工和蘭の法に倣ひて、羅紗を織り、又兔毛を木綿絲に交へて織り、兜羅縮と稱す。その後、慶安年中に天竺絨を、寛文中に羽二

重織等を織り出だして、京都の機業甚だ盛大なり。元文二年京都の織工上野の桐生に行き紗綾子輪子縮緬等の法を傳ふ。これより東國の機業盛なるに至り、此時代の末に至るまでに下野足利のかさをり縮緬出羽秋田及び米澤の浮線織越後の透綾上布越後縮甲斐郡内の甲斐絹奥州仙臺の仙臺平武藏八王子の黒八丈等前後相續いで製出せられたり。草綿傳來の後、幾ばくもなくして天文中薩摩の織工綿絲を以て衣料を織る。これより諸國に木綿織を産し、豊前の小倉織薩摩の飛白尾張の有松絞下總の銚子縮等最も有名なり。當時織機の器に横布機、紵、竿、笠、絞、紡績、摺、絞、紵、紡車、織車等あり。

彫刻は金工衰へて製品の見るべきものなく、僅かに後藤一流の刀劍附屬の具に於ける彫刻のみ賞美するに足る。元祿の前後、横谷宗興及び其子宗珉また金屬彫刻を善くして横谷彫の名を博す。その他平田道仁の一流あり。印刷は既に享樂時代に其術傳はれり。天平寶字八年に梓刻せし百萬塔の無垢淨光經今に存す。蓋し木板なるべし。その後印刷のこと絶えて知られず。鎌倉時代に及びて建久九年印行の選擇集その他印刷の書籍數種あり。されど何れも釋家の書に出でざりしが、正平十九年、堺に於て道祐居士といふもの論語を刊す。これ儒書を刊刻に附したる始めにして、世に正平板と稱す。その後五山の僧徒及び好事の徒の刊すること絶えず。武人も間々意をこの事に用ふるものあり。大内義隆の繫分韻略天文板を刊し、直江兼繼の唐六家文選六臣註を刊せしが如し。古來印刷は大抵木板に彫りたるものなるを、その後何時か活字を列ぬる法傳はりて、室町時代の末

には間々これを用ひたりき。兼繼の文選の如きは即ち活字板なり。文祿の役朝鮮より活字を傳へ、關が原の亂後、徳川家康足利學校に活字十餘萬を賜ひて古書を刊行せしむ。これより遺書の世界に出づるもの多し。慶長十九年また銅製の活字二十萬を以て大藏一覽を開板せしむ。かく活字には木製、銅製並び行はれたりしが、銅製は幾ばくもなくして絶へ、木製のもののみ木板とともに世に傳はり、何れも年を追うて精巧に赴き、古書新著の板に雇られたるもの汗牛充棟も尠ならず。安政年間、大島圭介歐洲の風に倣ひて鉛製の活字を創製したり。その他海外の工藝を學びたるものには、元和年間、長崎の人濱田彌兵衛南蠻に航し、眼鏡を造る法を學び、歸つてこれを長崎に傳ふ。これより硝子細工世に行はれて次第に京坂に傳へ、寶曆年間には江戸にもこれを製する工人あり。これをたまやと稱す。文化年間に至つては巧なること舶來品を欺くものあり。その他將軍吉宗は親しく測天儀を製し、また時辰儀、寒暖計、發電器等を造るものもありき。

繪畫もまた大いに進歩したり。此時代の初め狩野永徳の孫守信探幽主として雪舟を學び、傍ら諸派を合一す。實に我國有数の大家なり。その甥常信また家聲を墜さず。土佐家は微々として振はず。寛永年中、本阿彌光悦土佐に出で、巧なり。元祿年中、尾形光琳また一機軸を出だし、濃彩金碧燦爛たる畫をつくり、英一蝶は狩野より出で、通俗のものを畫きて名聲を博したり。その後狩野家は嚴に家法を守りて生徒を拘束しければ、常信以來名人なく、世は別に一流の起らんことを望めり。寶曆明和の頃より、祇南、海柳里、恭等の學者

漢土南宗の文人畫を唱へ、池大雅これを受けて瀟洒の畫をなし、これより南畫大いに世に行はれたり。安永天明の頃京師に圓山應舉あり、力を寫生に盡くして一代の大家となる。海内喧傳して其風を傳へたり、其門弟に松村月溪あり、四條派の祖にして畿内其風に歴倒せらる。寛政年間、江戸に谷文晁あり、南北折衷を唱ふ。西洋畫は元龜天正の頃西洋より渡來せしが、その後絶えしに、この頃また司馬江漢あり、油畫風の畫をつくり、また銅版を創製す、これより我畫風に油畫の趣味を帶ふるもの多し、これ等はすべて中流以上に弄ばるゝ畫とす、なほ中以下の社會にも一種の畫の流行したるは此時代の特徴なり、その繪は俗に浮世繪といひ、専ら市井の風俗及び遊女俳優の肖像を以て畫題とす。前期より此期に跨れる岩佐又兵衛を以てその始祖と稱す、英一蝶と時を同じくして、菱川師宣あり、これに次いで宮川長春あり、長春と相並びて鳥居清信、西川祐信あり、天明寛政の頃北川歌麿、倉橋豊國あり、天保中に葛飾北齋あり、西洋の畫風を交へて一派を出だす、實に浮世畫師の宗と稱すべきものなり。

商業、商業は大坂を第一として京畿地方は繁盛せしが、江戸も次第に開けて京坂及び近江、伊勢等の豪買社に移るもの多かりしかば、その盛なること終に大坂に對すべし。當時の賣買は土地及び商品の異なるに従つて、その方法を異にすれども、大抵問屋、仲買、小賣、牙僧の四種あり、問屋は産地より商品を受け、仲買に賣渡してその口錢を取め、或は他の問屋に捌きて利を占むるものなり、時には仲買の手を經ずして小賣商人に捌くこと

もあり、仲買は問屋と問屋若くは小賣人との間に立ちて賣捌を媒介して利を収むるもの、小賣とは仲買人若くは問屋より商品を買ひ受け、需要者を俟ちてこれを賣るものなり、小賣に舖賣あり、振賣あり、露肆賣あり、享保の頃より雜貨を大道に陳ね、何でも十九文安賣などゝよびて、客の好むまゝに撰りとらせて賣るものありしが、次第に世に行はれて五文一通の店、十三文店、三十八文店などさま／＼に出で來りき、牙僧は賣買者の間に立ちて商品の精粗を鑑定し、賣買をも媒介して利錢を取るものにして、仲買に似たれども、仲買の如く資金を有して商品を買ひ受け、他に賣り捌くが如きことなし。

商品の流通は運輸の便不便に關す、寛文十年、河村瑞賢幕府の命によりて江戸奥羽間の海運を開きしより、奥羽米直ちに江戸に入るやうになりたり、大坂との通運は元和五年、堺の商人が商品を二百五十五石積の一船に搭載して江戸に運送せしに始まれり、その船垣楯の筋を菱形にせしを以て菱垣船と稱す、尋で大坂に江戸積問屋起り、大坂の廻船始まりしが、元祿七年、幕府更に規定して江戸諸問屋を十組に分ち、また大坂に廿四組を定め、互に氣脈を通じて貨物を運送せしむ、これを菱垣廻船積仲間といひて、大行事を置きて諸船を統理せしむ、尋で諸國の津々浦々に廻船式法を標示し、難波船浮物、沈物に關する制を設く、正徳年中、大坂に諸問屋五千六百五十五、仲買八千七百六十五、諸商業二千三百四十三、諸職工九千九百八十三、城代付用達四百八十一、諸藩用達四百八十三あり、當時の盛況想ひ知るべし、既にして江戸の十組問屋は十三組となり、文化十年に至りて諸

問屋の株式を一定して六十八組、一千九百九十五人を限り、株札を附與して、紐外のもの、産地より直ちに買ひ受くることを禁じ、他に同業を營めば官に訴へてこれが處分を求めしむられ、其規約は却つて商業の發達を拘束する傾あり、また物價の騰貴は仲間専賣に基因すと説く者ありしかば、老中水野忠邦まづ問屋組合を解散せしめて、その稱を廢し、各商をして隨意に賣買せしむ、阿部正弘次いで老中となるに及びて、またこれを再興して直賣買を停めしむ、なほ組合の増減は一定せず、當時再興せし組合九十五類ありき。

市場は諸處に於て立ちしが、最も盛大なるは江戸にては日本橋の魚市、大坂にては天満の青物市、雜喉場、魚市、堂島の米市とす。就中堂島の米市は此時代の初め幕府が大坂の人淀屋與右衛門に命じ、諸大名の回漕米を糶賣せしめしに起りて、毎朝北濱淀屋橋邊なる住家の門前に正米市を設けたりき。元禄年中の孫辰五郎罪あり籍沒せられて後、正米市は堂島に徙りしが、正銀正米の賣買のみにては繁昌せざるを以て、尋で備前屋權兵衛、柴屋長右衛門、堅物米を設けて期日を定め、その期限内に延米賣買を始めしに、米商聚集して利を争ふこと、餓鬼の如し。享保六年、幕府これを不正の業として禁せしが、同十六年、大岡忠相更に必要を認めてこれを再興し、また堂島に立て、廣く諸國の商人をも加へ、米年寄を定め、仲買株札一千三百四十二枚を授く、これ仲買株の起源なり。その市には毎日帳合、延商米仲買と虎市米仲買と數百人集まりて取引をなす、寄附相場、餅相場

等の名あり、米相場を報ずるには晝は旗夜は松明を振つて示し、東は京都、大津に至り、西は馬關に及ぶ、その振方に法ありて暗號を異にす、故に延米商を稱して旗商といへり。空米の勝負瞬間に決し、損益忽ちに轉じ、眞に公然の賭博にして、これを業とする者の家産の動移常ならず、勝てば豪奢驚くべく、負ければ忽ち資産を蕩盡す、世にこの商人を「のべし」と稱して、眞摯なる商人社會の大いに輕視する所なりき。

度量權衡は大寶以後改定せしことなしと雖も、平安時代の末より政令下に及ばずして隨意にこれを製せしかば、種々異様の器を生じたり、殊に戰國の世となりて群雄四方に割據せしより、益々其弊多かりき。此時代の初め、幕府令して量は京升を用ひ、一升の量口徑五寸、深さ二寸七分と定め、寛文年間に至りて口徑を四寸九分に改めたり、尺度は曲尺、鯨尺の二種あり、家綱の時絹布の丈尺を定め、呉服には總べて鯨尺を用ひしむ。吉宗日影を測らんが爲めに享保尺を製す。また尺度師又四郎の製せるものを又四郎尺といひ、工匠は概ねこれを用ふ。寛政中、伊能忠敬享保尺と又四郎尺とを折衷して折衷尺を製り、土地を測量するに用ひたり。權衡は權座を置き、守隨、神谷の秤を用ひしめたり。貨幣は此時代の初めには通用未だ昔からず、地方にはなほ米穀の類を以て賣買する風ありしかば、大判、小判、歩判、丁銀、豆板等を新鑄し、慶長、元和、寛永、天保、文久の諸年に相繼いでこれ鑄たり。元禄以後幕府の財政漸く窮困し、貨幣を改鑄して惡幣を造りしかば、物貨從うて騰貴す、幕府其弊を救濟せんとして遂に能はざりき。諸藩には國用を助くる爲めに往往紙

幣を造りて領内に通せしむ。寶永中これを禁せしが、此時代の季、また大に行はれたり。此時代の外國貿易に於て注目すべきものは、肥前の長崎に於ける和蘭及び清との貿易あるのみ。和蘭商船は毎年一回四月に來り、九月に去る。清の商船は毎年春夏秋の三季に來る。和蘭は砂糖、蘇木、白檀、錫、銅、象牙、水銀、水牛角、阿仙藥、丁子、毛類、反物、更紗、金巾、海黃類、柄鮫の類、及び脇荷物として硝子器、燻物、革類、酥物類、銘油、その他諸藥種、眼鏡、望遠鏡、硝子鏡類、時計等を輸入す。清もまた麝香、龍腦、大黃等の藥種、砂糖、蘇木、象牙、卸丹、鉛、水銀、朱、唐木、茶碗、唐紙、毛氈、更紗、羅甲、紺青、綠青、白絲、純子、縮緬、紗綾等、及び別段賣物として茶碗、皿等の諸燻物、筆墨、文具類、扇子、傘、絨氈、アンペツ等の敷物類に及ぶ。我國より銅、樟腦、煎海鼠、乾海鮑、鐵鑄の類を輸出す。然るに輸入の貨物に定額なかりしゆゑ、我國物産足らず、貨幣その他の金屬多く海外に向つて出で去りしかば、貞享二年、幕府令して、清商は銀六千貫目、蘭は金五萬兩を限と定め、元祿中、更に清船八十艘、蘭船五隻を限とす。正徳五年に至りて更に貿易の法を定め、清船三十艘、蘭船二艘を限とし、清は銀六千貫目、蘭は三千貫目の價額を越ゆることを禁ず。寛政二年には更に蘭船を一艘に減じ、銀は七百貫目、銅六十萬斤を定數としたり。故に此時代の貿易は龍頭蛇尾の姿をなし、我國の金銀銅の濫出實に夥しくして、輸入の品は醫藥その他一二を除く外、皆玩好に供する品のみにして、日用需用の品にあらず。華奢はこれが爲めに増長せしも、全國の實力は減省したり。されば幕府は夙にこれに感あり、寛文八年令して、藥種にならざる植物類、生類、小間物道具、金絲、珊瑚、珠、和

蘭陀曲物、たんから、一切玩好品、藥種にならざる唐木、丹土、伽羅皮、ひよんかつ、衣料にならざる好美の織物、羅紗、羅脊板、狸や皮の三品以外の毛織物の輸入を禁じたりしも、その後泰平日久しく驕奢の風増加するに従ひて、この制を破り、珍奇の衣料玩好物を海外に仰ぎたりしや疑を容れず。獨逸人ケンフエル、我國に遊びてまた特にこの言をなしたり。概するに此時代に至りて殖産興業の發達著しく、社會の利源漸く微細の點に涉りて、分業の法愈々立ちたり。今當時の人民を其職業によりて分てば、文武の道には國學、漢學、有職故實、神道、佛學、時歌、連歌、俳諧、狂歌、書道、諸禮道、軍學、劍術、鎧、鎌、居合、柔術、鐵砲、弓、馬、水練等に至るまで各々其師あり、何々流と稱して分派を争ひ、子弟を教育して口を糊す。雅遊にも茶道、園藝、蹴鞠、插花、香道等各々また其師あり、畫工の類に畫師あり、詩繪師あり、浮世繪師あり、書畫を鑑識するを目利、賞鑑家と稱す。醫道の如きも特に専門を以て業とし、内科を本道と稱し、外科、兒科、産科、眼科、婦人科、口科あり、接骨、接齒、按摩、鍼灸等の類もあり、物産の學開けて本草家あり、多くは動植物、金石の研究に止まれども、傍ら藥性を攻究す。獸醫ありて特に馬醫と稱す。西洋の醫方我に入りてより、醫道に和蘭方を唱ふるものあり、伶優歌曲には能役者、狂言師、操人、形師、歌舞妓役者、淨瑠璃大夫等を始めとして、大神樂、越後獅子、太平記、讀軍談、師、輕口、噺、輕業師、手品師、皿廻し等の類擧げて數ふべからず。商業には或は一家にして二三の業を兼ぬるもあり、或は業を別ちて専ら一事に従ふもあり、彼は村里に多く、此は都市に多し。元祿年中、京都にて版行せられたる人倫訓蒙圖彙といふ書

を聞すれば、實に商工の数の多きに驚くべし、これに就いて當時の工匠の名目を掲ぐれば、大工、木挽、左官、屋根葺、墨師、指物師、槍物師、唐紙師、乗物師、車作、翠、簾師、龜師、白師、桶、桶掛、師、輔師、釜蓋師、絲車師、糴物師、葛籠師、藥籠師、蠟燭師、籠師、表紙屋、天秤師、掛師、物指師、茶抄師、箸師、楊枝師、刷毛師、塗木師、樽師、笠師、水囊師、錫、錫柄師、墨師、硯師、珠、珠指師、經師、表具師、佛具師、印刷師、蒔繪師、時計師、額彫師、木彫師、面打、青貝師、角細工、鋸師、象眼師、銀師、錫師、幾世留、無節竹師、繪馬師、羽子板屋、位牌師、龜師、巾着師、人形師、衣裳人形師、嘉留多師、鑿師、扇人形師、扇折、團扇師、印籠師、造花師、塗物師、金粉師、銚泥師、水引師、琴師、櫛挽、眉作、鏡師、白粉師、かづら師、烏帽子折、紺屋、暹羅染師、紅師、茶染師、紫師、練物師、張師、紙子師、羽織師、綿、絹、織、鹿子、結、木綿、打、足打、沈澀師、雪階師、尻切師、革師、足袋師、合羽師、針、摺、簞、削、接、輪、裝束師、笠師、龍骨車師、具足師、弓師、揚弓師、刀鍛冶、小刀磨、豆腐師、萩師、蒔、蒔師、索、麵師、菓子師、餅師、煎餅師、道明寺師、奧米師、焼酎師、飴師、飯、飯師、割肴師、香煎師、茶師、炭、燒、打、臥坐打、土器師、瓦師、燒物師、火桶作などさまざまあり、後人これを以て不足となし、その拾遺を著す、これ等のうちには數職を兼ぬるもの少からざるべし、されども猶ほその他に生業のありしこと疑なし、凡そ我國民は父の職を子に授け、子の業を孫に傳へて、家業を變更するを好まず、故に數十世の間、專業を營みたりとて、誇稱するもの多し、然れども此時代を通じて、經濟上の變動少からざると、豪奢佚遊の風の長せしとによりて、資産を蕩盡して身に定産定職なき徒夥しく、これが爲めに日々都市を徘徊して、或は飼猫の蚤を取り、或は人家の釜蓋を磨き、鉈を持

ちて組板を白げ、或は耳の垢を浚へなとして、僅に數十文の錢を得て、妻子を養ふものありき、さればまた神佛の靈驗を説き、吉凶禍福を示して、報賽を求め、或は藝を演じて、錢を乞ふ物賣の類多く、鐘、鐺、勸進針、供養庚申、代待秋葉代參、門經讀、腕香、著供養、御優、勸進、佛、勸進、栗島殿、佛、佛取、歌念、佛、鉢、叩、鹿島の事、觸、大原御子、八打鐘、念佛申、大神樂、獅子舞、越後獅子、鬼舞、歌比、丘尼、廣、順、禮、太平記、讀、猿、舞、盤、廻し、門、説、經、文、織、放下、住吉踊、猿、若、四つ竹、門、談、論、御、後、納、祭、文、讀、誦、うたひなどあり、期を定めて來るものには、歳の始には、万歳樂、春駒、大黒舞、夷子舞、鳥追、福俵、ちよるけん、與二郎、物吉などあり、正月二日の夜の寶船賣、または懸想文賣なども、非人乞食などのする業なり、その他、歳暮の節季候、すたく坊主婆等、節分の夜の厄拂、寒中の高屐、寒拵離、盆中の施餓鬼の勸進、四月灌佛會の願人坊主等、皆其類なり、斯かる乞食、非人の類相黨して、月行事を置き、常に家々の内情を探らしめ、慶事あれば直ちに往きて、賀詞を述べ、凶事あれば、吊詞を呈して、報を求む、すべて何事にもせよ、世に變事あれば、これに就きて工夫を凝らし、さまざまの扮装をなして、米錢を乞へり、例之ば感冒熱の流行せし際には、風の神送とて、疫神を追ひ攘ふべしと唱へて、風の神の姿を造り、これを携へて市中を巡り、天保通寶錢を鑄たる際には、天保錢の紙型を被り、三味線に合はして踊り、人の笑を買ひて、錢を乞ひしが如きこと多かりき。

此時代に於ける諸國の物産中、著名なるもの、掛からず、畿内には山城の西陣織、友禪染、清水鱈、宇治茶、大和の奈良晒、奈良漬、湯煙墨、吉野葛、吉野紙、河内の木綿、道明寺、楠和泉の堺産

刀、漆、津、池田炭、伊丹酒、御影石等あり。東海道には伊賀の伊賀焼、伊勢の萬古焼、海老、桑名時雨蛤、津、綾子織、志摩の鰻、尾張の七寶焼、瀬戸焼、鳴海絞、宮重大根、名古屋扇、三河の雲母、木綿、岡崎味噌、遠江の石腦油、濱名納豆、椎茸、駿河の竹細工、半紙、海苔、興津鋼、甲斐の絹、葡萄酒、品、伊豆の八丈絹、相模の湯本細工、小田原外郎透頂香、武藏の江戸錦、繪品、川海苔、秩父絹上總の鯉、下總の結城紬、銚子縮、常陸の蒟蒻等あり。東山道には近江の長濱縮、高島布、蚊帳、信樂焼、膳吹蓬、艾、美濃の紙、八屋柿、真桑瓜、飛騨の搦栗、檜、榎細工、信濃の蠶生絲、更科蕎麥、上野の生絲、下野の足利絹、足尾銅、奥州の會津漆、會津蠟燭、信夫摺、仙臺平、名取川埋木、津輕塗、出羽の米澤織、最上紅花、秋田、坎冬等あり。北陸道には若狹の小濱酒、若狹塗、越前の奉書、島子紙、奉書、袖雲丹、加賀の加賀絹、笠、落雁、茶、九谷焼、能登の輪島塗、刺鯖、越中の富山、反魂丹、高岡銅器、越後の越後縮、石腦油、魚貝、佐渡の金銀等あり。山陰には丹波の栗、煙草、但馬の金銀、石材、柳行李、因幡の海索、廻伯耆の鐵、出雲の鐵、和布、松江鱈、石見の銀、鐵及び半紙、山陽には播磨の赤穂鹽、龍野醬油、明石縮、備前の備前燒、長船刀、劍、備中の紙、備後の墨、安藝の牡蠣、長門の結鹿子、索廻、赤間硯等あり。南海には紀伊の蜜柑、高野紙、忍冬酒、熊野鮫、阿波の藍、鳴門和布、土佐の纏節紙、伊豫の銅、藤等あり。西海には筑前の博多織、筑後の久留米、肥前の小倉絹、肥前の今利燒、長崎木綿、五島鶴、肥後の八代蜜柑、大隅の國府煙草、薩摩の煙草、薩摩燒泡盛酒、對馬の人參等ありき。

第三章 宗教及び迷信

第一節 宗教

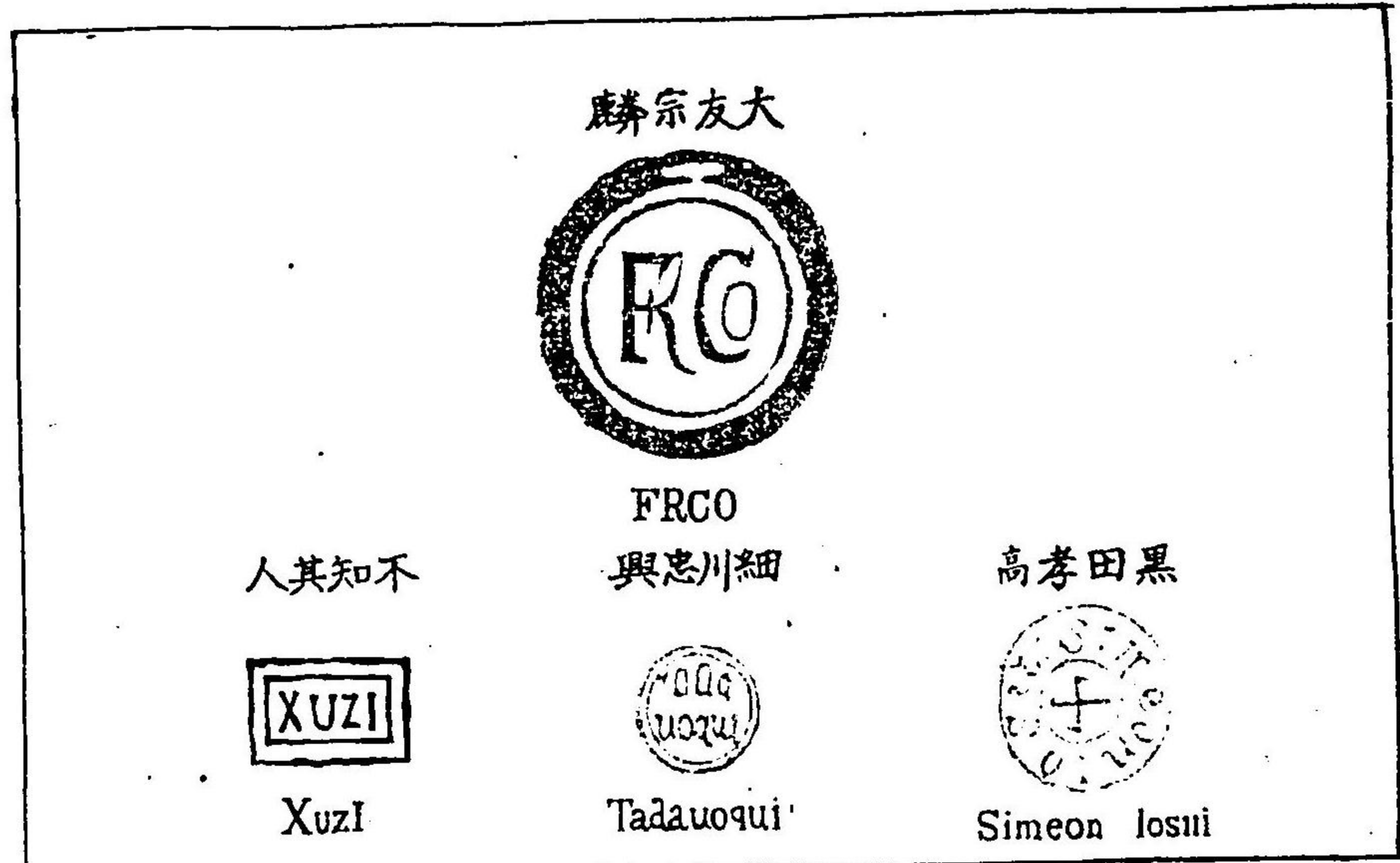
耶穌教 室町の季世に耶穌教始めて渡來し、速かに内地に傳播したりしが、豐臣氏の禁令によりて其勢を挫かれぬ。されど秀吉は海外貿易を許ししゆゑ、自ら制禁も嚴密なること能はず。従うて耶穌教は猶ほ其跡を絶たざりしに、徳川氏の世を治むるに及び、力を盡くしてこれが撲滅を計れり。幕府は神佛兩道に對しては甚だ寛大なりしに、獨り耶穌教に對しては極酷を極めしは、豈其故なからんや。

慶長十六年、和蘭人より葡萄牙人が九州邊の耶穌教徒と力を協せて幕府を覆さんとす。由を訴ふ。幕府大いに驚き、是より嚴密に耶穌教を禁じ、これを信したる罪を以て攝津高槻の城主高山友祥、志摩鳥羽の城主内藤如安等百餘人を南洋に放逐したり。慶長十八年、大久保忠隣に命じて畿内及び西國の邪宗徒を搜索せしむ。忠隣、板倉勝重と共に京都に於て切支丹の教堂を燒き、宣教師を逐ひ、信徒を捕へて改宗せしむ。當時改宗のことを「ころび」といへり。そは耶穌教徒を俵に包みて衆人の前に曝し、鐵杖を以てころべくと詔書するに、堪へ兼ねていさ轉ばむといへるものは、則ち改宗したりとして許して還らしめ、その他を罰したれば此名あるなり。斯くて猶ほ改宗の旨を確かにせんが爲めに、踏繪といふことをなましむ。こは基督の像を紙に書き、信徒をしてこれを踏ましむるなり。

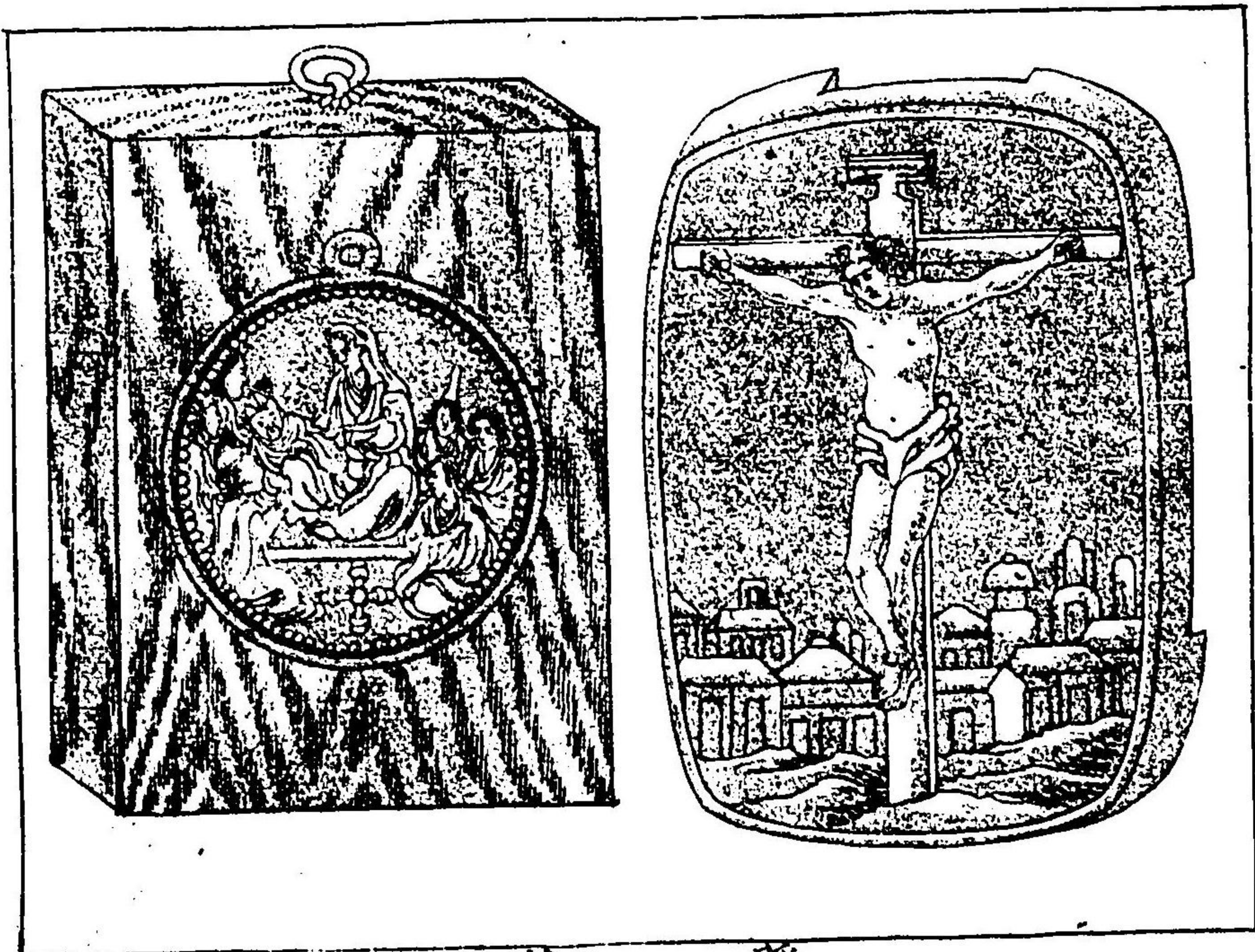
され紙にて作れるは直ちに裂け破るれば像を彫りて木板に嵌め、これも屢々破損せしかば寛文九年より青銅にて鑄さしめて用ひたりき。踏繪は安政四年和蘭領事の請によりて廢せられき。

寛永十四年浪人の亂を好むもの天草四郎を主と仰ぎ、耶蘇教を奉じて肥前の天草島に起り、島原に渡りて其城を奪ひ、寺社を破壊し僧侶を殺戮して暴逆を極めたり。暴徒は年を踰えて亡びしが、此亂ありてより幕府は益々耶蘇宗の恐るべきを知り、申ねて制禁を嚴にし、五百石以上の大船を作るを禁じ、船載の圖書の教法に渉るものは盡く燒き棄てしめ、また寛永以來、代々の法度に切支丹嚴禁の旨を大書し、津々浦々に高札を立て其由を示せり。斯くて此時代の中世より耶蘇教の信徒殆ど盡き、禁令は遂に習俗となりて、異教を奉ずるものは人間にあらざるが如く考ふるに至れり。維新以後、耶蘇教の宣教師が力を盡くして布教を計れども、國人のこれを信するもの多からざるは、主として佛教浸染の力なりといへ、徳川氏の禁令もまた與かりて力あるべし。

佛教 耶蘇教徒の禍は、料らずも佛教の幸となりぬ。幕府は邪宗を滅ぼすに佛教を用ふるを得策とし、慶長以來、全國の民は貴賤を論せず、必ず佛教の一宗に歸依せしむ。歸依の寺を宗門寺といひ、此寺より寺手形及び宗旨手形を出だして、改宗の證とす。これ寺受證文の起源なり。葬禮法事は必ず宗門寺に歸してこれを行ひ、祖師祖先の忌日には往きて参拜す。若しこれを爲さざる時は、寺より告訴することを得、島原の亂以後は益々其令



羅馬文字の印章



踏繪

を廢にし、宗門改帳を作りて宗旨を明かにするはいかに及ばず、族籍生死嫁娶等を詳記して毎年寺院よりこれを進呈せしめ、五六年毎に大檢査をなす。是より八代將軍吉宗に至るまでは、佛寺の宗門改帳は即ち全國人民の戶籍簿たりしなり。斯くの如く此時代には家毎に其宗門寺を定め、人生れて既に歸依する宗旨ありしを見れば、佛教は眞の國教となりたりといふも不可なることなかるべし。

當時世に行はるゝ佛教の諸派は、法相、真言、律、天台、禪、臨濟、曹洞、黃蘗、淨土、眞宗、一向、融通念佛、時、日蓮、法華の諸宗なり。就中一向宗は其説くところの俚耳に入り易きを以て、最も世に行はれ、殊に尾濃北越地方に信徒夥し。初め本願寺光佐が信長と協和せし後、はまた争はず、秀吉の世に至りてこれに順事し、本願寺を京都六條に建てたり。光佐に三子ありて、東西兩本願寺に分る。ことに佛光寺派、高田派、眞正寺派を併せて眞宗の五門跡と稱す。淨土宗は家康の經營を援けて功ありとて、徳川氏世々此宗を信じ、爲めに十八檀林を建てたり。日蓮宗は房總武相を始めとして諸國に之を信するもの多し。寛政年間の統計によれば、全國寺院の總數四十六萬九千九百三十四にして、一向宗は十四萬八百八十四に及び、淨土宗は十四萬二十に餘り、日蓮宗は三萬三千二十にして、天台宗千八百二十に過ぎず。法相も微々として振はず、三論、成實、俱舍、華嚴は既に亡びてなし。

佛教の行はるゝ日既に久しく、其發達も殆ど絶頂に達したるを以て、此時代に於ては唯舊を守るのみにて、諸宗のうち大いなる變革あるを見ず。唯禪の一派黃蘗宗の始めて

傳はれるど著しき禪宗は鎌倉室町の世に於て大に行はれしが、永祿天正の原より戦亂の爲めにいたく衰頽せしを、後水尾上皇これに奉じ、挽回の志おはして、明僧隱元等を聘したまへり。將軍家綱また隱元を崇び、爲めに萬福寺を山城の宇治に建つ。是より禪宗黃蘗の一派我國に行はれて、列候諸臣の歸依するもの多し。また異端不義の邪宗として禁せられしものには、日蓮宗の一派に不受不施派あり。寛文六年に其僧侶を配流せられしが、これを信するもの尙ほ絶えず、名を悲田派と改めて世人を勝感せしかば、元祿及び安永天明の頃重ねてこれを禁せられき。三超派といふもまた日蓮宗の一派なり。宗義に於て異なる所なしといへども、黨を立て帳を作りて連判するなどのことありしかば、享保年間これを邪宗として罪せられき。一向宗の末派に御藏門徒あり、倉中に入りて念佛を唱ふれば彌陀の本體を拜することを得なきと稱して、世に行はれしかば、明和の頃これをも不義不正のものとして廢せられたりき。甚だしきは一時大和のある寺に、奸僧等相謀りて佛經轉讀の間に往生する奇特ありとて、生きながら人を棺に入れて、その底より鎗にて突き殺し、直ちに火葬して金帛を賺し取るものあり。また天明の頃上總の一の宮にも蓮華往生といひて、蓮花の形したる銅器の中に人を納めて、下より刺し殺すものありき。

佛敎全國に普く人としてこれに傾かざるものなきに至りしかば、政府も心を安んじて僧侶の修學を獎勵することなく、僧侶も安逸に馴れて法事供養に蛙鳴するのみ中には



(宗華法) 法鏡の僧侶

名僧碩學なきにもあらず、隆元の黃蘗宗を傳へしが如き、慈雲が眞言正法律の一派を創めしが如きを始めとして、眞潭は華嚴宗を再興し、圓通は天台を修め梵曆を唱へぬ、鐵眼が大藏經刊刻に功ある、元政が文學に名ある、天海、崇傳が徳川氏の創業に與つて力あるが如きもの、性々これありしなり、されど一般に論ずれば、佛教弘通の普きと共に、その腐敗したることも甚だしく、戒律を保つべき身を以て酒に浸り、肉に飽き、少童に狎れて不倫の欲を癒やし、遊里に出入して娼女に戯る、妻妾は眞宗の外、公許せざる所なれども、他宗にも私かにこれを寺内に迎ふるものあり、これを「ないこく」と稱す、子生るれば養ひて徒弟と稱し、後住に定むるも少からず、一寺一院には檀家の附屬するならひ、また無檀の小寺の住持も善男善女の寄捨に一生を過すこと容易なれば、僧侶は學問を修むること深からず、寺院の住持を撰ぶにも、學識道徳を試むることは何時しか名目ばかりとなりて、實は年齢にもよらず才徳にもよらず、其寺院の格式住職の位階によりて價を定め、金錢を以て授受す、何ことも金銀賄賂の沙汰なるが故に、利財の道に賢く金錢を蓄ふること多き者の、僧都法印和尚上人となり上る世の習とぞなりぬる、されば無欲清廉なるべき僧侶も金錢を貪り、法事葬禮の務も布施の多寡に依つて次第を立て、また勸化奉加といひ、頼母子講、積金講といひ、富突といふなど、さまざまに金銀融通の途を考ふ、若し稀に名僧知識の世に出でて教化を旨とし、世上の信仰厚きときは、多くの僧侶これを奇貨として、多人數隨從附屬し、説教授戒などいひて、高僧を賣物にして、報賽の多きを貪る

めり。また愚民を誦かんが爲めに新寺小院より擬家堂上りの他高家へ賄賂を遣はして其祖先の位牌を乞ひ請け、某家祈願所御位牌所なを唱へて、厨子の櫃及び幕に其家の定紋をつけて威勢を張ることも多かりき。

さて世俗の信仰は如何といふに、全國何人も宗旨なきものはなく、稀にはこれを信せぬもあれど、七八分は堅く己の宗旨を遵奉し、家々に佛壇を具へ、本尊佛を据ゑて禮拜し、夜は燈明を掲ぐ、別けて、眞宗法華の門徒などは、これに凝つて朝夕念佛題目の聲喧し、眞宗門徒の諷誦するものに蓮如和讃あり、僧兼齋蓮如の作りしものにして、文意卑近、俚耳に入り易し、門徒これを誦する毎に感涙に咽びて他力信心の志を強うす、因りて敬して御文様と稱す、門外の徒と雖も、これを讀めば心猶ほ動くところあり、殊に白骨の御文といふもの最も著し。

白骨の御文蓮如和讃

夫れ人間の浮生なる相をつらく、觀するに、おほよそはかなきものは、この世の始中終まぼろしの如くなる一期なり。されは未だ萬歳の人身を受けたりといふことを聞かず、一生過ぎ易し、今に至りて誰か百年の形體を保つべきや、我やさき、人や先き、今日とも知らず、明日ともしらず、後れ先だつ人はもとの稟末の露よりもしげしといへり。されば朝には紅顔ありて、夕には白骨となれる身なり。既に無常の風來りぬれば、則ち二つの眼忽ちに閉ぢ、一つの息長く絶えぬれば、紅顔空しく變じて桃李

の粧を失ひぬるとき、六親香屬あつまりて歎き悲めども、更にその甲斐あるべからず。さてしもあるべきことならねばとて、野外に送りて夜半の煙となしはてぬれば、唯白骨のみぞ残り、哀れといふも中々愚なり。されば人間のはかなきことは、老少不定の境なれば、誰の人も早く後生の一大事を心にかけて、阿彌陀佛を深く頼み参らせて念佛申すべきものなり。あなかしこ、あなかしこ。

また父祖先代の命日には、宗門寺及び墓地へ參詣し、説教などあれば、競うて聽聞に赴き、靈佛名刹を拜せんとては、一蓋の笠一本の笠、遙かの旅路に漂ふも多かり、廻國願禮といふことは、此時代に始まりしにもあらず、平安時代の末より鎌倉時代をかけて既に百寺巡、三塔の巡禮、三十三所の觀音巡禮などありしが、戦國の世には諸國兵馬の爲めに荒らされて、道路塞がりたれば、此等のこと大方は廢れたりけんを、此時代に至りて四海波た、す往來自由なりければ、信心の輩は家を擧げ族を勝ひて、廻國願禮に出づるもの多かり、中にも西國三十三箇所の觀音、古へより傳はりて最も名高く、紀伊の那智山青巖渡寺に始まりて、美濃の谷汲寺華嚴寺に終る。うの外秩父、坂東など數多の靈地あり、弘法大師を念ずるものは、四國の邊路を廻り、一向門徒に二十四輩、淨土宗門に二十五箇所の靈場あり、京江戸を始め諸國の都市にも、此等の靈場を摸したる佛堂多くして、觀音三十三番、大師八十八箇所などあり。また江戸にて行はるゝは、早春の七福詣、殊に賑ふは、春秋彼岸の六阿彌陀詣にして、京師には七觀音、六地藏、十二所藥師、三十所辨財天、淨土宗の四十

八箇寺詣、日蓮宗の二十一箇寺詣等あり、斯くの如く多くの佛寺を廻り、また同じ寺に度々詣づることは信心の爲め、冥福を得んが爲めにするものも多かるべきが、何時しか半ばは信仰上の譽を得んが爲めに競うてこれをなしぬ。されば名を知られんが爲めに、往々所々の神社佛閣の柱に己が姓名を記しつけ、千社詣といひて神社佛閣一千を撰びてこれに詣で、其紀念として版刻の名刺を貼付するものと多し。千社詣は文化の頃、天恩孔平と稱するものゝ江戸にて始めたるなり。また錢財米穀を寄捨すれば、寺僧は其多寡を記して榜示し、俗人は信心を忘れて唯金額の多きに誇らんとす。長者の萬燈より貧者の一燈の喻をも覺らで、燈籠の寄進、堂塔垣塙の修繕には、己が名を事々しく記しつけ、彫りつけて世に誇るは、神佛も嬉しむかもほすや如何に。

神社佛殿の扉帳を開き、其尊躰を諸人に拜せしめ、また什寶を縦覽せしむることあり、これを開帳といふ。室町の頃より漸くに行はれしが、年を追うて盛となり、江戸にては寛文の頃よりうち續きて毎年開帳多し。その中常に詣人の群聚するは、善光寺の彌陀、醍醐、清涼寺の釋迦、及び成田の不動なり。江戸の佛にては淺草の觀音最も世に名あり、斯く開帳の行はれしより、僧侶は佛像を餌にして寄捨の淨財を貪り、詣人は物見遊參のおもひをなせり。開帳の佛像の送迎には、數百の信徒隊をなして従ひ行くこと、祭禮に異ならず、初めはさしたることもなく、濟みしも、元禄寶永以後は次第に莊嚴を粧し、華美を街ひ、幟を樹て善の綱をわたし、高き所に盛宣、東、參、人進否して、

以て



神體佛像



神體佛像

こゝに一の宗派あり、其僧といふもの僧にあらず俗にあらず、法師にしてしかも武士なり、名づけて虚無僧といふ。此宗派は即ち普化宗にして、始祖を唐僧普化和尚と稱す。其起源を纏ぬるに鎌倉時代建長の頃、普化の禪教我國に傳來してより、其迹を慕ふもの少からぬが中に、京都妙安寺なる朗庵金先の二僧深く此道を究む。金先は諸國を行脚して下總の小金に一寺を建立して金龍山一月寺と名づけ、朗庵は京都に止まりて虚靈山明暗寺の開祖たり。その後法燈相續きたれど、妙光微かにして世にも著はれずしてありけんを、此時代に至りて幕府此二寺を利用して國事探偵なきの用に供したり。かくて虚無僧は一種半僧半俗の姿をなし、身に袈裟を纏へども僧衣を着けず、忍辱の身なれば、長刀を帯するは嚴禁なりといへども、短刀を柄長に帯び、頭に戴きたる天蓋笠は深さ頤を没す。これを脱ぎて他人に面を會はすことなく、修行の途中父母兄弟に遇ふも會釋もせず、手に尺八を携へ、人家の門前に立ち、これを吹きすさみて托鉢をなす。托鉢修行は二人の外免されず、但し江戸市中のみは一人にても修行するを得、休日又は夜分は養生に托して酒を飲めども、三獻を過ぐる能はず、肉食妻帯は嚴禁なり。其職とするところは修學救世にあらで、武人が秘密探偵または敵討の爲めに一時虚無僧となるもの多し、また罪ある士もその寺に身を托すれば、捕吏これを探ふるを得ず。諸事武士道を以て宗法とし、表に僧形を装へども、内には専ら武道を屬み托鉢修行は即ち武者修行なり。斯くの如き宗意

なるを以て、全國往來の自由を許し、宿泊渡船などにも特權を與へたれば、次第に弊害を生じ、或は木質米代をも拂はず押して止宿し、或は合力を乞ひ強請をなすものもありき。』
神道、神祇崇拜は佛教と並び行はれて、深く人心に彫りつけられつ。衆民みな宗門寺のあるが如く、おしなべて氏神のなきはなし。筑紫の端、奥羽の隅にも、何處の村にか鎮守の社なきはあらん。抑々神道は寧樂、平安の世より兩部神道といふ神佛混合の姿となりて、永く世に行はれ來りしが、室町の世、延徳の頃、卜部の家に吉田兼俱といふ者あり、始めて唯一神道を世に弘む。唯一は兩部に對したる語にして、神代より相傳して、敢て佛法を交へずといふ意に出でたれど、其實は天台の教理儀式を用ひたること多かり。此時代に至りて、白川家累世神祇伯となり、兼俱の子孫なる吉田家は神祇權大副たりしが、その勢をさく、白川家を凌ぎ、世に神道の統領と仰がれぬ。寛文延寶の頃、吉川惟足一魚商より起り、吉田家の支派なる萩原兼朝に學びて一流を起し、大いに世に用ひられぬ。同じ頃、伊勢外宮の神官に出口延佳あり、周易を附會し、神代のことをすべて易理を以て説きたり。山崎闇齋また同時に出で、朱子派の儒學を修めしが、吉川氏の門人と論争し、辭屈して、惟足の弟子となり、また延佳の説を探り、吉田家にも出入して、所謂垂加流といふ神道の一派を開く。其説甚だ附會にして、神代のことを説くに宋儒の性理大極陰陽五行の説を以てしたり。これ等は佛教の臭味を除きたりと雖も、代ふるに支那の儒學を以てしたれば、ひとしく外邦の影響をうけて、神代の昔に遠ざかりたるものなり。是に於てか我國の



送葬の代時倉録

古書を研究して純粹の國風に復せんとするもの出づ。古學復興は僧契沖、荷田春滿、加茂
眞淵等より、本居宣長に至つて其説大いに備はり、平田篤胤これを受けて、専ら佛教儒學
を排斥せんことを力む。此一流は我國太古の神道をのみ尊び、國史の研究を以て道を學
ぶべき階梯とす。今日神道を修むるものに本居、平田の流を汲む者多し、なほ神道の末派
には天保年間、武藏梅田村の神明宮の神職井上正鏡、唯一根源の神道と稱して一流の教
を説き、信徒をして頻りに「どほかみゑみため」の語を唱へしむ。正鏡は邪説を以て人を欺
騙すとて、三宅島に流されたれども、猶ほ其説を信するもの多かりき。天輪教もこの類に
して同じ頃、遠江の人安井善兵衛といふ者これを綴め、十二下り御神樂の歌とて、卑俗な
る歌をうたひ、舞踏して神を祭れり。

吉田家の唯一神道は神典を説き、儀式を重ねて、加持祈禱をなす。延佳、垂加の理學を混
じ、宣長、篤胤の古學を興し、か如きは、一派の學問といふべく、天地開闢、神祇成立などの
教理を研究するを専務として、稍々儀式を輕んず。世人は高尚なる教理を解せず、在來の
信仰に慣れてこれを改めざれば、俗間には兩部及び唯一神道の儀式専ら行はれたり。古
き佛刹の傍には鎮守の神祠あり、神社を掌るに別當の僧侶ありて、神佛混合の體なるこ
と古へに異ならず。唯一神道といへども、神道護摩、神道加持、神道灌頂、宗源行事など、その
儀式は皆眞言の行法を學びたるものにして、十八神道といふ務も眞言の十八道に據し
て、鳥居を白布にて巻き、櫓を神に代へたるまでなり。六根清淨祓詞とて神道家の唱ふる

ものも佛法より出で、眼耳鼻舌身意の六根を汚す塵埃を拂ひて、煩惱を断たんと務むるなり。祓詞を唱ふるにも、千度の祓、一萬度の祓などして復誦するは、もと佛家の千部萬部の讀經、百萬遍の念佛、千卷陀羅尼などより出でたる風なり。また神前にて神子の鈴を振るは、佛家の修法に金剛鈴、錫杖などを振り鳴らすを學び、神拜祈禱に印を結ぶは、真言の徒が印契を結ぶより來れり。

都市には數町の間に、村落にては一村一郷、概ね鎮守の神あり。これを産土神または氏神といひ、其部民を氏子と稱す。産土神と氏神とはもと同じからず、彼は産地の神にして此は氏の祖神なるを、星霜を経るまゝに、何時しか姓氏を失ひ祖神を忘れ、産土の神を氏神と混一するに至れるなり。また朝夕神祇を參拜せんが爲に、家々に佛壇あるが如く、神棚を備へて神符を鎮め、朝夕拍手の聲響けり。世泰平に起くに從ひ、靈社大祠を巡拜することも、佛徒の巡禮に異ならず。伊勢の御蔭詣、駿河の富士詣、相模の大山詣、信濃の御嶽詣、岐の金毘羅詣などの類頗る多かり。就中伊勢の御蔭詣は數十年毎に一度行はるゝものにて、その年には全國より伊勢神宮に向ひて參詣す。殊に少壯の者を多しとし、主ある者は暇をも乞はず、一錢の蓄もなくして出で立つ。これを拔參といひ、途中の家々は無賃にて宿泊せしむ。詣人一日數萬に及ぶこと多し。また千社詣といふも、神社を巡拜するより出でたる名なるべし。すべて半ばは信心より出づるも、半ばは名譽を得ん爲めに、巡拜の敷を重ね、また多くの寄進をなすなど、佛徒の風に同じ。春秋の祭祀には都鄙ともに業を



廻國嘯禮の類



嘉慶御年二水頭

休みて軒傾ける海人の苦屋、賤山賤の家までも、赤飯に飽き、濁酒に酔ひて亂舞し、車樂の風流華奢を競うて、其盛儀を誇り、終に祭神の意を失ふに至ることも少からず。

古來我國民は萬物各々其神ありて支配すと信せしが、數千年の春秋を過ぎ佛敎の傳來に會し、神佛同體の說に迷はされて、昔年祖先が深く崇拜せし神々も、最早や念頭に置かざるもの多く、これに反して新たに種々の神佛を迎へて厚く祭祀するものも多かり。嘗て火の神なりと信せられし軻耜突智神水の神なる速秋津日神の如きも、神道學者を除く外は、殆ど其名をだに記するものなく、雷の火雷神、風の級長戸邊神等、一も信せらるゝことなし。何時しか火難に遠江の秋葉三尺坊、延壽に近江の多賀の神、祈雨に伊勢多度の一目龍、五穀豐饒のためには稻荷、姻縁の全からんに出雲大社の神など信せられたり。されどこれ等の神もこれ等萬般の事を支配する神といはんよりは、これ等萬般の事に就いて深くこの神々に祈請すれば、靈驗ありと信せられたりといふに如かず。特に出雲の社頭には毎年十月天下の諸神を會し、衆民の姻縁を繋り定むといひ傳へ、諸國の神社には神のおはさるるを以て、此月に神無月の稱を與へたり。また商家は一般に福德の神として夷子、大黒天を信ず、夷子は伊弉諾尊の子姪子なりといひ、大黒天は印度の神摩訶迦羅天の變體なり。傳へいふ、大黒天には八萬四千の眷屬あり、これを供養せば貧窮を轉じて大福長者となさしめんとなり。夷子、大黒を二福神といひ、これに毘沙門天、辨財天、福祿壽星、壽老人、布袋和尚を加へて七福神と稱す。また福助、お多福とて奇相の男女の像を多

福多幸の者なりとして崇敬し、往々これを神棚に飾る。醫師は神農黃帝を祭り、また大己貴命、少名彦命の二神を祭る。これ漢土、日本の醫藥の道を開きたる人々なればなり。學者は菅原道真を文道の祖として崇め、工匠は聖德太子を祀る。武人の八幡を弓矢の神とすること猶ほ古への如く、酒戸は特に京都なる梅宮、松尾の神を祠り、水夫は船玉宮を拜す。船玉とは支那にて宋の太宗の時、漁人の女の昇天して雲中に聲を發し、我は觀音の化身なり、今昇化す、是より普く海運を護せんといひしより、これを船玉宮と名づけたるなりと傳ふ。その他痲病瘵疾の平癒に靈驗ありといひは、はやされたる神佛殊に多く、その驗によりて名を與へて、眼疾地藏、乳離藥師など稱するものあり。信者が最も切實なる祈願をなすには、參籠または御籠と稱して、一七日乃至三七日が間齋戒し、神殿に籠居して神驗を請ひ、或は塞垢離と稱して、凍寒凛冽の天に裸體のまゝにて水を頭上より澆ぐこと數十桶に及ぶ、或は洗足參と稱して、家門を出で、神殿に至る間を洗足のまゝにて詣り、或は百度參とて、神門と社殿との間を往返して、百度神殿に參拜することあり、爲めに神社佛閣には籠堂を設くるもあり、百度石をたつるもありき。

京後には平安時代以來、祇園牛頭天王、春日、八幡、三輪等の神を傳へ祀り、佛には阿彌陀觀音、釋迦藥師等を始めとして、聖德太子、傳教弘法等に及ぶ。江戸を始め關東には日蓮宗の流布せし後は、帝釋天、鬼子母神、百八十番神等を尊信す。東人はすべて勇壯殺伐の神を好み、摩利支天、毘沙門天、閻魔、不動明王等最も俗間に信せらる、また殊に江戸に多きは稻荷



江戸時代の工匠 (天保時代)



江戸世新年始の暮物

廟なり諸國には八幡、牛頭、天王、稻荷など多し。新社、新寺は禁制の定なるが、人家の中なるは誰知る人もなく、村落の人遠き處は咎むるものなく、寺社の数は年々に多くなりて、中流以下には不明なる神佛を信ずるもの多し。例之ば江戸の業平天神は業平といふ力人の墓に小廟を建てたるが、後には在五中將の廟なりと呼ばれ、小六明神といふも、小六といふ馬丁を祭り、根津權現は根津某といふ者の刑にあひしが祟を爲すとて廟を建てたるが、後には結構を極めたるなり。また正廟もいつしか淫廟となるものありて、近江日吉の神事の如き、神與人血を見されば渡らすとて、社人さまくの狼藉をなし、鬭争を催し人を听りなどす。うの他、出雲大社の齋齋備中吉備津宮の釜鳴など、鬼神の威靈に託して巫祝の輩愚民を誑き、錢を求むる便とす。神人佛徒は御聞を探りて吉凶を占ひ、病患を加持して藥水を與ふ。俗人もまた妾を神人佛徒に挿して、神佛の靈驗を説き、吉凶を占ふものあり。鹿島の事觸、粟島の勸進皆この類なり。或は壺天を信ずれば子孫香屬の財寶を一身に集むといふ佛法以外の佛法、或は大覺明神に熊手を求めて一攫千金の富を得といふ神道以外の神道、よしさまではなくとも、天満宮を淫奔の媒とし、觀音を産婆とする類若くは狐狸の妄説、天狗の虚言など、惑信にて濡ちみちたる世の中なりき。然らば今更めて惑信の著しきものを説かん。

第二節 惑信及び陰陽易占の道

百様の事物は大いに進化したれども、人間の惑信はなかくに滅却せず、其形に於てこ

を多少の進歩はありて、人身を犠牲とするなどの殘酷なることは殆ど跡を隠したれ、迷信のよつて起る所は太古に異ならず、日月星辰、動物植物、その他の天然物を崇拝するが如きは、上世も近代も大差なく、却つて此時代にては枝より枝をさして、いと錯雜になりぬ。動物にては老狐を稻荷に崇め、白蛇を鏡火の神とす、四國に大神あり、中國西國に蛇神ありて、人に憑き懸ますといひ、山林藪澤には禽獸魚介の年を歴たるもの、鎮守神として住めりとす、これを其處の「ぬし」主と稱して畏敬するもの多し、殊に其容態の猙獰にして恐るべきもの其稱を蒙り、例之ば熊、猿、鯢、鱈、蛇等の如し、また古へより神佛に給仕するものなりと信じ、「おつかひもの」の名を與へて、特に敬意を加ふるものあり、鳩の八幡神に於ける、猿の日吉山王に於ける、蛇の辨財天に於ける、鼠の大黒天に於ける、狐の稻荷神に於ける、蜈蚣の毘沙門天に於ける、蟻の天照大神に於けるが如き、皆この類なり。植物に精靈ありとするは、既に横靈の名あるを以て知るべし、江戸近在にては板橋驛の縁切榎を思ひて、寛延年間、五十宮の徳川氏に降嫁せられし時、道筋を易へて日光道より入城あり、その後、樂宮及び和宮の降嫁の節も此例をとられしが如き、また赤坂榎坂の榎に齒痛の癒えんことを祈り、吾妻、森の榎の葉にて瘡を截るが如きを數ふれば、此等のたゞひ諸國にいと多かりぬべし、老樹を神木、靈木など、稱して、注連繩を繞らし垣を結ぶ、古來の風は、此時代にも行はれ、樹前に小祠を設け、賽銭箱を置きて、利を占むるもあり、此目的の爲めに崇めらるゝは、杉、樟、銀杏、朴等を多しとす、また植物の少しく變生せるは、皆

由縁を附會し、靈瑞を強説す、逆様竹、柴竹、杖、不斷櫻、十六度櫻、不實梅、禿杉、杖杉、松、楓、篠、栗、三度栗等皆然り。

まして神佛の靈驗崇厲の俗話は世に行はれ、神人僧侶これを喋々して止まず、うの二三をいへば龍宮城を説きて暗啞の子を産み、佛像の釘を刺みて忽ち四指を損じ、天満宮を廢して七代早世し、釋迦の像を置りて顔の格子に固着し、牛に伴はれて善光寺に詣でし話など、擧げて數ふべからず、善行惡業による應報の話もまた甚だ多かりき。

墓石などの無機物にも功德ありとするにや、大坂難波新地なるみのや三勝が墓石を粉末にして飲めば、瘡疥を治すといひ、また同じあたりの乞巧女六が墓も、しかすれば酒量すゝむとて、墓碑をうち砕き去るもの多し、江戸にては八百屋の娘七の墓などにつきて此等の或信行はれぬ、日月星辰に就いていへば、彗星の出づるを災禍の兆として恐るゝなど、すべて古に變らず、星の流れたるは人の死したるなりといひ、名月に供物を奉り、奉牛織女に祈願を籠むること、なべての世の習なり、また疫癘の神あるを信すること、上古鎮花祭の行はれし頃と異ならず、痘瘡風邪の流行もみな、疫神の所爲なりとして、痘瘡流行すれば痘瘡神を祭り、感冒熱の行はるゝ時は風の神を追ひ拂ふとて、藁にて神形を作り太鼓を打つてこれを送り遣る、是よりさき鎌倉の世、文暦元年、奈良の人家千餘宇の門戸に、一夜にして「未來不」の三字を遍くしたるとの噂ありき、事若し異ならば、校徒の惡戯に出でしなるべし、此時代に至りて流行性に折髮病に罹るものあり、世これを妖氣

に歸し、または髪切蟲の所爲なりと信じたたり、折髪病は現今にてもなきにはあらざれども、未だ其病理を詳にしたるものなし、寶永の頃一夜の中に人家の石臼の目を研るものありとて、諸國大いに騒ぐ、これ弘法大師の慈悲を垂れて其歳の厄病を濟ひたまふ驗なりといひ、或は老狸の所爲なりと稱したり、慶應三年尾濃の間に神佛の靈符を降らしければ、人これを奉祀して、歌舞宴飲殆ど狂せるが如くなりき。

斯く靈怪のことを信ずる世の中なれば、夏蟻の間に妖怪變化甚だ多かり、次に擧げたる日光御峯制札を見よ。

來百四月日光
御社參被仰出候條之
是迄御山ニ住居候天狗
并降魔神
御社參相濟候迄其御山
可立退者也
水野出羽守
文政七年七月
天狗共
降魔神共

來百年
將軍家日光
御參詣被仰出候時之執權衆々
山中江制札被相建之條尤之事
畢依之
御參詣中城州鞍馬并愛宕者
勿論遠州秋葉豐州彦山等江
分山可有之候
日光
大天狗中
人花押

上に於て既に斯の如くなれば、俗間に天狗題題などを信せしことは、いはずとも知らるべし。靈魂は四十九日を過ぐるまでは屋の棟を去らず、若し往生の果を得ざれば、永く現世に彷徨すといふ、暗夜墓場に燃ゆる燐火を亡靈なりといひ、また書工は想像上に幽靈の形體を描きて、顔蒼く眼凹み、全身骨立して長けなる髪を振り、脚部を模糊の中に没して悄然佇立せしむ、此妄想廣く人心に浸染して、殆ど幽魂の姿を一定するに至れり、斯くて幽靈現はれて遺族に讀經を促し、夜なく、恨ある人の枕頭に現じて、怨言を陳ぬなどの怪談甚だ多く、怪物屋敷の名を以て永く不住となりて、荒廢に歸する家もありき。

狐は好んで美女に變じ、翁は常に小童に化して人を誑惑すと信じ、雨蕭々たる夜は屢々妖怪に會すとて、道路の往來を戒む、恐ろしき物見たき人心なれば、寛政の頃には化物咄の草雙紙大いに行はれて、轆轤首、見越入道、一目小僧の物語世にもてはやされぬ。百物語といふこと何時の世にかは起りけん、淋しき雨の夜などに距たりたる處に百燈を點じ置きて、互に怪物の物語をなし、遞々行きて一燈づつを滅し、最終に至る者殘る一燈を消し畢るとき、化物必ず現はるとて疑惧することもありき。

狐狸の類にして靈怪なる力を有すれば、人は萬物の靈なり、若し其法を知らば何ぞ彼等を使役して、其力を利用するを得ざらんや、されば世には狐づかひ、飯綱づかひなどいひて人を欺まし、また火渡、不動金縛、絲引などいふ怪しきことをして、人を惑はす者あり、また死靈生靈などをして、咒文の力によりて一時他人の體に憑りて、感懐を述べしむる術

をなす者あり、これを巫女または口寄といひ、太古神依板に神を寄せたるに同じく、平安時代の口よせのそのまゝに傳はれるなり。鎌倉室町の世には女の弓を弾きて口を寄するさまにて、此時代もまた同じく、その咒文に曰く、

夫れ護み敬ひて申し奉る、上は梵天帝釋、四大天王、下は閻魔法王、五道冥官、天の神地の神、家の内には井の神、龜の神、伊勢の國には天照皇大神宮、外宮には四十未社、内宮には八十未社、雨の宮、風の宮、月讀の御神、當國の靈社には……日本六十餘州、すべての神の歌所、出雲の國の大神、神の数は九萬八千七社の御神、佛の数は一萬三千四箇の靈境、冥道を驚かし、此に降し奉る、たそれありや、此時によるづのこゝを残りなく教へてたべや、梓の神、うからやからの諸精靈、弓と箭とのつがひの親、一郎のより三郎の、人もかはれ、水もかはれ、かはらぬものは五尺の弓、一打うてば寺々の佛壇に響くめり、……

易占の道は大いに世に行はれぬ、新井白蟻の如き周易を研究する學者に就いては、暫く措いては、愚夫愚婦のために卜を賣るものは、擧げて數ふ可らず、別けて都市繁華の地に多くして、往來の辻に出で、活計するもの一町毎に一人はあるべし、そのさま元祿の頃までは、黒の僧服に輪袈裟をかけ、數珠と扇をもちたる山伏の姿なりしを、後には編笠被たる浪人の笠竹を弄し、天眼鏡を用ふる風に變りぬ、人相、家相、手の筋、判断、墨色見、五音調子の占など、その行ふところ種々あり、男女の相性、縁談の吉凶、遺失物の所在、逃亡人の行方、轉住の方向、一代の禍福などを喋々しき辯説の當れりとも覺えぬを、中流以下の人はいたく信仰して、事の決め難きものあるときは、錢を投じて判断を乞へり、雜占には神佛に祈り、圖を受けて定むることあり、辻占また行はる、これを爲すには、黃楊樹を持ちて道祖神を念じ、四つ辻に出で、

辻や辻四つ辻がうらの市四つ辻うら正しかれ辻うらの神と誦歌して後占ひけるが、後には辻占といひて遊里の首尾などを語短く紙に摺り、菓子に副へて賣り歩く様になりぬ、尙ほ戯れには五百羅漢に詣で、我が見たきと思ふ人あれば、端より能く見て、錢にても圖にても一體毎に驗を置きつゝ見もて行けば、必ず其人に似たるが、ありといふ、その他、觀音圖、墨算等あり、草鞋を飛ばし、或は箸を倒して占ふこともありき、

陰陽曆術も卜筮と共に發達して、年月支干によつて禍福を定め、吉凶を決す、人の生るゝ時日は前生の業に因つて定まるが故に、生年月によつて一生の吉凶を判断し得べし、たとへば丑の年に生れたる庶子は、總領に果りて其命を斷つとて出家得度せしめ、庚申の日に胎みたる子を盜賊の性ありとするが如し、また五行の性によりて吉凶を決し、男女の相性を知りて婚姻を定むるなど、すべての事の吉凶を日月支干によりて定む、上棟、婚姻移住、遠行などを皆然り、家屋門境及び龜井を作るには、其方角によつて吉凶あり、灸治にも思ひべき日ありとて、人々其日を寓したる紙を壁に貼して備忘に充てしが、後には切

交の包紙に忌日を刻して賣るに至りぬ。また灸を忌む日を暗記するが爲めの歌とて、
 正 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二
 ひつじ 戌辰 辰 辰 辰 辰 辰 辰 辰 辰 辰 辰
 と民間に傳へたり。當時不成就日とて月々に定まれる日ありて、其日には何事をなさん
 とするも、すべて整はずといへり、即ち、

正七月	三日	十一日	十九日	廿七日
二八月	二日	十日	十八日	廿六日
三九月	一日	九日	十七日	廿五日
四十月	四日	十二日	廿日	廿八日
五十一月	五日	十三日	廿一日	廿九日
六十二月	六日	十四日	廿二日	三十日

その他毎月四十八、二十、廿五日の暮六つより夜の九つまで及び十五、廿二、廿八、廿九日の朝
 六つより晝の九つまでを不成就日とす。また人の一生には有卦、無卦循環し、有卦に入れ
 ば百事吉に萬福來るといひて、有卦振舞とて祝宴を開き、無卦には凶事多しとす。皆五性
 の異なるに従うて其期を異にす。次の如し、

木 性	(四年八月)	月	辰日	酉時	有卦	申年	未年	未年	未年
火 性	(子年十一月)	月	未日	未時	有卦	亥年	未年	未年	未年
土 水性	(丑年十二月)	月	丑日	午時	無卦	巳年	未年	未年	未年

また一生には厄年ありて、其歳に當れば災厄に遭ひ易しとて、注意を加へ、祈禱厭禳をな
 して戒心頗る嚴なり。男子は二十五、四十二、六十一、女子は十九、三十三、三十七の歳を以て
 然りとす。就中男子の四十二歳、女子の三十三歳を大厄と稱す。その前後各々一年の間を
 前厄、挑厄とて、また大いに警しむるところなり。その他、八方塞とて十六、二十五、三十四、四
 十三、五十二、六十一歳の者は其一年が間、轉居遠行を始め、すべて運命に就いて變動ある
 を戒めたり。

日常出で來る事によつて吉凶を定むるも種々なり。烏鳴、犬の長吠は凶事の兆、油火に燈蓋
 を生じ、朝に蜘蛛の室内に入りたるは吉事の徴とす。元朝の曉は吉事と平安時代に信せら
 れしが、此時代に至りても元旦に嘘すれば傍人常萬歳と唱へ、自らは糞食へといふ人あ
 り。すべて咒文は凶を去り吉に就くを得べきものとして、古へより今に至るまで行はれ
 衣裳を裁つ時、齒の痛む時、犬猫の失せたる時など、皆それくの咒文を唱ふ。天明の頃、眞
 傷を避くる咒とて、捧拾捧撈と記したる札を貴賤ともに懐にしたり。寺社より與へたる
 護符を門に貼することも多く、元三大師(僧真源)の像を角大師と稱して、魔除とすること
 あり、また「鏡西八郎宿」佐々良三「八宿」とかきて貼するも、疫病災禍の神を入れざらんが爲
 め、江戸に近き田舎の門梁に蟹甲また葫棧を懸け置くも、邪鬼を避くる咒なり。また一時
 お染風の名ある感冒熱の流行せるとき、「久松留守」とかきて門に貼せることありき。咒と

異なれども厄落し、厄拂ひなどいふも其意を尋ぬれば、同じく禍を追ひ福を求むるより出づ、歳首節分などには殊にものを祝ふ習にて、節分の夜、乞巧人の軒に立ちて、厄拂くと呼ぶに、錢を與へて拂はすれば、あらめ、たや鶴は千年、龜は萬年、浦島太郎は八千歳、東方朔は九千歳などの慶詞を並べ立てゝ去る。

前に述べたる迷信には、無智愚蒙の民が全く關係なきものを混じて、關係ありと迷想するより起れるもの多し、人形を作りてこれと人との關係ありとするは、上古よりの迷信にて、此時代にも妬心深き女が菓人形に釘を打ちて、以て己に恨ある人を惱まし得べしとする風遺りて、丑の時參の俗話も、屢々當時の人が口にする所なりき、長座の客を疾く去らせんがために、箒子を倒まに立て懸け、木履の裏に點灸するも同じ類の迷信なり、また名と實とを混じて物の名に吉凶を附するも久しきことなり、米をよねと訓むは、平安時代に「しね」といふ「し」の字を思ひて、「よ」の字に改めけるなり、十一日、十二日などは昔音にて訓めど、十四日、二十四日の四文字ばかりは訓にてよむは、「し」を思めばなり、梨の名を思みて「あり」といふは、此時代に始まりしことにもあらす、源を流すを「米こぼす」といふは何時よりのことにかあらん、人の名乗には反切の法を用ひ、性に合せて反字の佳きものを用ふることも、世上一般の風と成りて爲めに同名夥だしくなりぬ。

夢によりて吉凶を定むるも、古へに變らず、胸に手をあて、寐ぬれば、壓夢をみるといふは、平安以來の信向にて、支那にも古く此信あり、また夢逆様とて目出度きことを夢みるを却つて不吉とし、火災、盜難、及傷等を夢みるを吉とする事あり、神佛に靈若くは狐狸の夢に現れて希望を述べ、禍福を預示することもありて、これを枕頭まくらづもとにたつといへり、年の始は殊に吉夢を願ひて、寶船の繪を灸の下に布きて寐ぬるは、室町の世に同じく、初夢には一富士、二鷹、三茄子を夢みるを殊に目出度しとす、また凶夢を避くるに、續といふ歌の像を書きたる札を枕に貼するは、其惡夢を食ふが爲めなりといふ、その他迷信の多き一々枚舉せば、數百葉の紙をも費やすべし、當時俗間に三世相といふ書の普く行はれたるを見れば、此等の迷信の如何に頑守せられたるかを知らるべし。

第四章 教育及び人情道德

第一節 教育

元和偃武の後、人々漸く文事に志す、家康の天下を治むるや、文學を進め、人倫を明かにすることの必要なることを悟り、大いに學問を獎勵したり、古へより學問といへば、専ら支那の儒學を研究し、大にしては國家を治め、小にしては一身を修むるに在り、室町の季、天下麻を亂し、文學は燈火の將に滅せんとするが如く、續かに五山の僧侶に依つて命脈を繋がれしのみならず、此時代に至りては國家の安寧と幕府の獎勵とに促されて、文學廢々として進歩したり、藤原惺齋は家康に尊信せられ、實に儒學中興の祖なり、是より先き程朱の學、我國に行はれしが、その盛なるに至りしは、惺齋がこれを唱道せしに始まる。

其門に林羅山、那波活所、松永尺五、堀杏菴等あり、これ等を京學といひて、皆朱學を修む、就中羅山幕府に重用せられ、子孫奕世大學頭たり、其子弟を林門と名づく、惺庵に先立ち周防大内家の臣に南村梅軒あり、主家亡びて土佐に流寓す、谷時中これに學び、野中兼山、小倉三省、また梅軒時中に學ぶ、これを南學といひ、朱學を奉じて篤學實行を旨とす、水戸の朱之瑜もまた洛閩の學を以て弟子を教授したり、中江藤樹は寛永年間の人、篤く王陽明が致知の學を信じて躬行を先にし、文詞を後にす、四民を延きて訓諭するに、賢愚となく其徳に服し、善道に就かざるものなし、人稱して近江聖人といふ、此一派を江西學とす、藤樹の門に熊澤蕃山あり、備前池田侯に仕へて經濟の功あり、木下順庵は天和貞享の頃の人にして、松永昌三の門に出づ、其弟子新井白石、室鳩巢、異雨、森芳洲等名士多し、これを木門といひて、修むるところ博通不偏を主とす、南學、江西學は久しからずして衰へ、林家の朱子學、木門の學大に行はれぬ。

五代將軍綱吉文學を獎勵し、自ら講筵に臨みて經書を讀したれば、諸侯もこれに倣ひて學問を興し、學者彬々として輩出す、時に朱子學に疑を挟む者あり、これを伊藤仁齋とす、聊か仁齋に先立ち山鹿素行、林門に出で、宋學を講せしが、四十歳のとき始めて理氣心性の説を疑ひ、聖教要録を著して程朱の非を辯じたり、貝原益軒も洛閩の説を守りながらに、其大極本無極の説を疑ひぬ、益軒は篤厚にして浮華を嫌ひ、童子訓、女大學など童蒙婦女の爲めに通俗の教訓書を著して世を益したり、仁齋中年にして程朱の學を疑

ひ、大學は孔子の遺書にあらずとし、論孟を、修學の基礎とす、これを古學と名づく、京都に在つて諸生を教授すること四十餘年、諸國の人至らざることなく、唯飛騨、佐渡、壹岐、三州の人のみ門に及ばずといふ、其子東涯も談博にして父の學を守れり、仁齋父子と時を同じうして江戸に获生徂徠あり、亦朱子學を排斥して古文辭學を起す、其意に謂へらく、道は禮樂刑政にあり、これを學ぶは天下を經營するにあり、一身の徳行を修むるは宋儒の末技のみと、されば自ら才を尊び徳を輕んずる傾ありて、門人には放蕩無頼の子弟多かりき、次で井上金峨、江戸にあり、徂徠の學を駁して折衷學を興す、山本北山、木田錦城、龜田鵬齋も此學派を奉じ、博聞洽記を尊べり、かくて學者派を分ち黨を立て、論辯駁撃し、篤學の風失せて輕薄の弊年々に加はりしかば、寛政の改革に異學を禁じ、程朱學を採らしむ、是より後民間にはなほ古學、古文辭學を學ぶものありといへども、登仕を願ふものは皆程朱洛閩の學を奉ずるに至れり。

學校を建て、孔孟の道を教授するは、慶長六年、徳川氏が山城伏見に建てしを始とす、同十九年、また學校を京師に設け、惺庵を以て學頭とす、寛永七年、林羅山私に江戸上野忍岡の宅地に學館を建て、弘文院といふ、十年、尾張侯徳川義直こゝに孔子の廟を建て、先聖殿と名づく、元祿四年、綱吉命じて聖廟を本郷湯島臺に移して大成殿と號し、祭田學料を置き、大いに生徒を育はしむ、これ即ち昌平校なり、寛政年間、松平定信庶政を改革するに及びて、昌平校を官學とし、學制を擴張す、舊制には幕府の士にあらざれば入學を許さ

さうしに、此時より書生寮を設け、士庶を問はず學に就くを得せしめ、また日講所を開きて庶民の參聽を許す。天保十三年朝廷には公卿の學を修めずして遊惰に耽り娼樓に遊ぶなど醜行の多きを憂ひ、京都に養舍を創建して學習所と名づけ、統制の子弟を教育せしむ。諸藩の學校には米澤侯上杉治憲の興讓館を擴張したる、備前侯池田光政の閑谷學校を建てたる、加賀侯前田利常が明倫堂を設けたるを始として、水戸及び佐賀の弘道館、尾張の明倫堂、鹿兒島の造士館、熊本の時習館、萩の明倫館、會津の日新館、伊勢の有造館、佐倉の成徳書院など最も著はる。仙臺の養賢堂は廣さ席六百四十六枚を敷き、分つて廿五室となし、規模の大いなる結構の完き、海内に比なしといふ。私學には京に仁齋の創めたる堀川塾あり、大坂の懷徳書院は中井榮庵が享保十一年官に請うて建てたるどころなり。その他私に講筵を開いて生徒を教授するもの、諸國にありて、殊に京に夥だし。江戸にては井上金嶼駒込に僑居し、賃錢を定めて講説を賣りしより、これに倣ふもの多かりき。上に述べたるは概ね學生が中學以上の道を修め學を爲すがための學校にして、町人百姓などはこれが爲めに影響せらるゝこと少し。市井の人の爲めに修身を説くは、石田勘平などを始めとすべき。勘平は梅嶽と號す、四十五歳にして京都草屋町通に講席を開き、神儒佛三道を混説して心學を立て、平易を旨とし、尊々として童蒙を導く。聽衆の席は男女間を隔て、特に女席には簾を垂れたり。手島塔庵、勘平に學び、これに次いで講筵を開きて大いに行はる。聽衆數百の多きに及べり。此流の人口に文學をいはず門生に一丁字を

知らざるもの多ければ、學者の爲めには卑されたりと雖も、一般人民を裨益せることは却つて高踏自負の學者輩より多かりしならん。その江戸に行はれたるは中澤道二を始めとす。道二は京都の人、石田、手島の門に遊び、寛政の初め江戸に來りて道話をなす。大名高貴より庶人賤隸に至るまで其説を聞くもの多く、これによりて惡を翻へして善に移るものも少からざりき。

古來學者を育ひ國士を教ふる學校はあれども、一般に兒童を訓育する養舍の設はなかりき。室町の季元龜天正の頃、京中に四書の素讀を教ふる人なし。特に公家山科某これを能くすとて、就いて學ぶ者ありしに、孟子に至つて書籍を他に貸したりとて教へず。實は知らざりしなりといふ。此時代には手習師匠ありて、兒童普く學問をなすことを得るに至りぬ。されど幕府は敢てこれを保護獎勵せんともせず。たゞ下民の自治に任す。但し尋常の町家に比すれば、師家は機分か優待せられ、其武家地に住するは苗字帶刀を許さる。八代將軍吉宗、刑律修定の志篤く、民庶をして法令を熟知せしめんか爲めに、室鳩巢に命じて六諭衍義を和文に抄譯し、一本宛を手習師匠に頒ち、令條を併せて、生徒に教へしむ。また享保七年、武藏島根村の醫師吉田順庵が御條目を童蒙に教ふるを見て、銀を賜ひて賞したり。

師家は主として習字を教ふるが故に、手習師匠と稱せられ、門札には幼童學所或は手跡指南と書す。俗にこれを寺子屋といひ、兒童の學に就くを寺へ上げるといふ。師家の數

は江戸市内には到る所にありて常に八九百はありしが如し弟子の数は一家に四五人より百人までを通常とし、百人以上より二百人に至るは屈指の師匠と稱せらる。師匠は浪士が生計の爲めにするもの多く、市外にては名主、醫師、神主、僧侶の子弟を教ふるものあり、邊僻にては僧侶の寺内にて教ふるもの殊に多く、また浪人を養ひ置きて子弟の教育を兼ねて、村方公私の書き物、金銭出納の勘定を爲さしむるも往々ありき。

學校は通常手習師匠の家なり、授業は朝より始めて一日の過半は勉強に従事せしめ、その中半日は習字をなす、習字の中には讀方、作文、地理、修身等の諸科を含めり、男女席を分ちたれど、共に一場の中に學び、男兒は平假名四十八字、片假名五十字、十干十二支より始めて國書、町書、書翰、文商家の兒は商賣往來、職工は番匠往來、武家は千字文、唐詩選などを學ぶ、女子も假名、數字等より始めて女消息往來、女庭訓往來に至る、その他望に應じて讀書、算術、諸禮、小話をも教ふる、女子の裁縫は多くは師匠の妻の教ふるどころなれども、また特に裁縫を業とするものも、傍ら其技を傳ふるもあり、これを仕立屋といふ、生徒に遺失あればお留め「習ひ返し」無言練習などの罰を課す、師弟の間には概ね禮あり、師は弟子を兼育す、されば弟子もまた師に懐くこと父兄の如く、生長の後も恩を忘れず、これを今日の學校の教員が糊口の爲めに其職を務め、表面ばかりの教育を施すに比すれば大差ありといふべし、別に試験といふものなしと雖も、毎月一回の手本讀後、毎年一回の手本大



江戸時代の習字師匠

浚二回の席書あり、歳首の試筆、七夕の揮毫に手跡の巧拙を競ひ、稻荷祭に紙幀に神號を記して獻じ、天神祭に大字を納め、灌佛會の甘茶をもて墨を磨り、廢筆を天満宮の祠内に納むるが如きは、皆筆道の上達を願ふ意に出づるなり。

生徒は五六歳より師匠の家に就いて學ぶ、其身分は微祿の武士より町人職工百姓に至る。高祿のものは大抵師匠を己が家に聘して教習せしむ、就學の年限は三年より六七年に及ぶ、平民殊に商家には、男兒概ね十一二歳に及べば奉公に出だす、奉公とは人の奴婢となりて役使せらるゝことなれども、これ却つて一の實業教育法にして、後來己が就かんとする業を營める家に仕へて、傍ら其業務を練習するなり、故に弟子奉公の名あり、されば富豪の者も猶ほ其子弟をして二三年の間他家に奉公せしむ、彼等いへらく人中に出ださざれば人となれずと、蓋し他人に従ひ多くの人に交はれば、自ら應接交際の道にも熟し、耐忍の力をも強うすればなり、富家の女兒も公卿大名、或は身分よき家柄を撰びて奉仕せしむること多し、これ行儀作法を修練せしめ、應對の道を學ばしめんが爲めに、女子とても強ち深窓に籠め、父母の膝下に教育すべきものにあらざればなり、故に或る村里にては一たび都市に出で、奉公せしものにあらざれば、婦妻に迎ふることもなしといへり。

その他、茶道、插花、聞香、歌舞、管絃などの遊藝にも皆各々其師あり、師匠と弟子の家との間には甚だ親密にて、弟子の家に祝賀の事ある時は酒肴を師に贈り、或はこれを招いて饗し、

益歳暮には必らず贈物をなす。師家にも初午、席書などの折々は生徒に赤飯、煮染、菓子類を饗し、春秋の好時節には生徒を率ゐて花見、紅葉狩、茸狩などを催すめり。

第二節 人情道徳

さなきだに關東の人は古へより慥悍剛壯の風ありて、古歌にも、鳥が鳴く東男は出で向ひ願みもせず勇みたる武き軍士といひしほとなりき、まして江戸建府以來は昨日まで干戈を弄して殺戮を事とせし武士の、こゝを住處と寄り集まりて、今や此地は素朴剛毅なる三河武士の第二の古郷となり、諸藩の士も數知れぬばかり参動してこゝにあり、江戸は商業の地にあらず、また工藝の地にもあらず、たゞ武家あるが爲めに建てられたる所にして、數十萬の士人武を練り、兵を談じて、所謂武士道甚だ盛なり、武士道は鎌倉の獎勵を經、戦國の世に至りて益々發揮し、此時代の始めに至りて完くなりぬ、其要素とするところ凡そ三つあり。

第一に武勇を尙び、兵馬の術に鍛練すること、これ武士が有すべき最も大切なる性能にして、戦國の餘風をうけて、却つて文事を忽略にす、衣食の類は儉素を旨として、刀劍馬具を購ふには産を傾くるも惜しとせず、武術を操練すること甚だ盛にして、諸藩には必ず其師範役を抱へ、民間にも道場を開く者多し、第二に君に忠にして其一言を千鈞よりも重んじ、百年の命を鴻毛よりも軽くす、主の爲めには父子兄弟をも顧みず、其二君に仕ふるを一生の耻とし、甚だしきは君死して後其嗣君に仕ふるをさへ耻ぢて、追腹切るもの

多かりき、殉死は寧樂平安の世既に久しく跡を絶ちたれども、猶ほ君父歿するときは臣子の髮を斷る者多かりき、武家の世に至りては、其君死すれば、臣これに殉ずること少からざりしが、此時代に至りても、沿習俗となりて更まらず、武人は互に殉死の多きを誇り、大名死すれば少きも家士三四人にこれに殉死し、多きは二十人に及べり、伊達政宗の死に殉死したるもの十を以て數ふべく、三代家光の薨去の節、老中堀田正盛、阿部重次等これに殉じぬ、初め家康其非を知りて、諸子死するも其臣をして殉ずることなからしめしが、未だ禁令を布くに至らざりしに、水戸侯徳川頼房死に臨み、遺言して先づこれを禁じ、また會津侯保科正之、詩を讀ひて黃鳥篇に至り、感ずる所ありて藩内にこれを禁じたり、和歌山、彦根の諸藩も相繼いでこれに倣ひ、寛文三年に至りて幕府終にこれを嚴禁せしが、偶々宇都宮侯奥平忠昌の卒せしとき、家士杉浦某、令に違ひて殉死せしかば、禁令を實施して其封を削れり、斯くの如く嚴酷なる法を以て處せしかば、遂にこれを犯さんとするものなくて、殉死の風は漸く絶えたりき、以上二箇條は武家制度の成立する所以にして、武士の武士たるどころこゝにあり。

第三に清廉質素を旨として財利を輕んずること、すべて武士は利慾に迷うて意志を枉ぐるを身性の極とし、前に千金を積めどもこれが爲めに初一念を翻へさるるを重んず、されば武士には金銀を借ることありて貸すことなく、買ふことありて借ることなし、返済を約して錢穀を借るは、明日の命を頼むものにして、武道の汚辱なり、豊臣秀吉曾て金

貸を業とするものありしを好悪の徒ならんとて刑に處したりき。また征韓の役に日根野弘就(備中守)朝鮮に使用する時、黒田如水に銀百枚を借り、歸朝の後これを返さんとせしに、如水押し返して、初めより返したまはんとの心にて貸し候はずとて、遂に其金子を受け取らずして止みたりき。斯くの如く武人の質素にして清廉なる心は、元和假武の後に至るまでも更まらず。貸借は漸く盛なりと雖も、武士の營利は幕府の禁するところなり。是よりさき天正中、武士の借用證文に「若し此金子相濟不申候は、我等人にて有之間敷」とあり。此氣風自ら町方にも移りて、萬治中、商人の借用證文に「萬一此銀子返濟いたし不申事に候は、人中に於て御笑ひ被成候共、其節一言の申分無之」とあり。以て上下清廉質朴の氣風を見るべし。蓋し金錢を輕んじ營利を卑むは、戰國の遺風なるべし。兵馬縱横の際に、金を儲蓄すれば却つて襲撃せらるゝ患あり、まして武人は明日の命をねらざるもの、錢あれば以て一時の快を食ひ、窮すれば則ち他を掠奪す。攻戰の際には千萬の金も一合の糗、一口の刀に如かされば、金を重んぜざるは當然の勢にして、この風泰平の世に至りても存せるなり。その他亂世の餘響にして、尙武の風を雁行して此時代の初世に行はれたる風俗少からず。次に其一二を述べんとす。

男女の姦通は雙方とも刑罰に行ふ。若し女の夫たるものをこれを發見すれば、即坐に密夫密婦を重ねて四つ切にすることを妨げず。下賤の族は刑を否と唯夫の心に任ず。喧嘩兩成敗は豊臣氏以來の法にして、理非の如きは深く問ふところにあらず。これ等は戰陣に

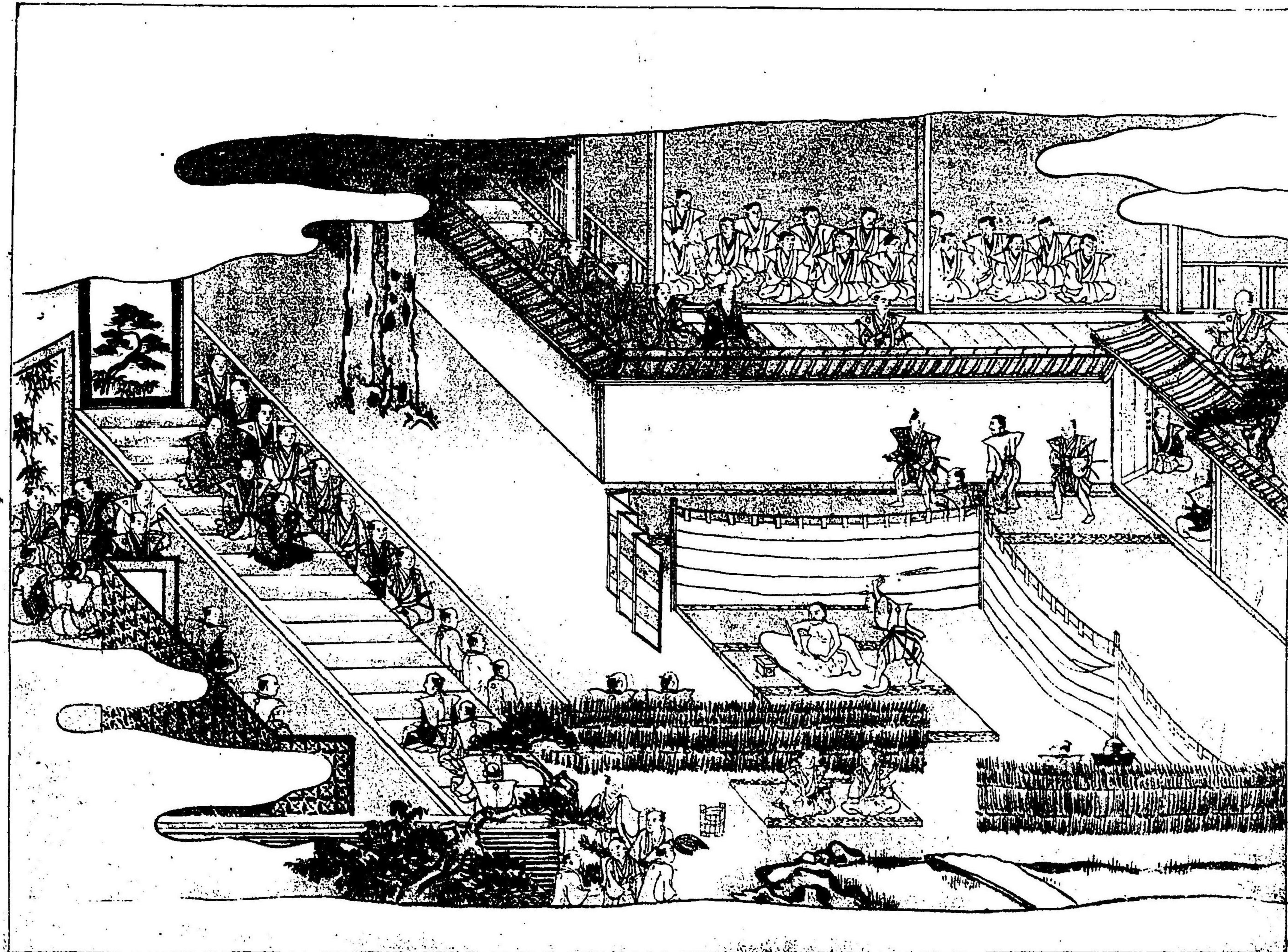


討 仇

速決を尙ひて武斷の策を行ひし餘風とやいはん。復讐は敵討といひて、殊に此時代に於て特種の現象を見はせり。平安時代より既に父祖の讐は俱に天を戴かずといひ、鎌倉の初世に曾我祐成兄弟が父の敵工藤祐經を斬りしこと人口に膾炙して、當時の美譚としたりき。戰國割據の世となりては、一國の法令は境を出づれば効なく、罪人も早く他郷に奔りて刑を免るゝを以て、父母兄弟を殺されたるものは、其國の廳に訴ふるも何かせん。自ら諸國を經歷し讐人を探りてこれを殺さざるべからず。此餘風を受けて、偃武の後、刑律普く行はるゝに至りても、政府は敵討を公許す。これを請ふものは京都は所司代、江戸は町奉行に願ひて允許を受く。允許を得たるものは、讐人を見つけ次第に討つこと隨意なり。これを貫き敵討といふ。これ一は尙武の風を保ち、一は忠孝の道を勵ますとの意に出でたるなるべし。但し重敵を討つことを許さば、相報い相殺して殆ど盡くることなからんを以て、これを禁す。孝子義僕が復讐の爲めに苦心することは名狀すべからず。仇人を探らん爲めに祿を棄て、業を廢し産を傾けて拮据經營し、或は野に臥し山に宿り、或は顔を傷け姿を更へ、十年二十年を経て漸くに仇人に遭遇して、怨を晴らすもあり、不幸にして一生仇人に會せず、空しく恨を呑んで死するもあり、また仇人の却つて隙を窺ひ、彼等を殺して後難を絶つこともあるを返討といふ。此時代の初めに伊賀越の敵討あり、こは寛永十一年、備前の藩士渡邊數馬が弟、或は父ともいふの仇河合又五郎を伊賀の上野にて討ちたるなり。同十八年に江戸大炊殿橋の敵討あり、寛文十二年、奥平源八が牛込

淨瑠璃坂の歌討あり。綱吉の代に及びて人心浮華柔弱に流れたりといへども、未だ此風俗は止まず、元祿十四年に伊勢の龜山にて石川兄弟が父の仇、赤堀水之助を討ちたるあり。其翌赤穂侯淺野長矩の遺臣大石良雄等四十七人が主のために高家吉良義央を討ちたるは、都會文弱の心を警戒して譽は今に絶えず。享保年間には奥州白石在の百姓の娘が父の敵を討ち、石見侯の仕女の婢が主の敵を討ち、また吉原の遊女瀬川が父の仇を討ちたるありき。今の他今日まで俗間に傳はる復讐の物語は一にして盡きず。

男色は室町の世に至りて大いに武人の間に行はれしが、此時代の初めにも此風盛にして、武人は女色を愛づるを柔弱なりと與み、美貌の少年を喜び、これと兄弟の契を結び、死生を共にせんと約す。貴族には兒小姓あり、小身の武士もまた小草履取とて美麗なる少年を養ふ。當時男色を衆道または若道といへり。寛永三年、成瀬豊後守といふ士、將軍秀忠の寵童小山長門と男色の契を結び、これが爲めに二人とも切腹を命せらる。同十七年、伊丹左京といふ少年、男色の意地によりて同藩の士細野主膳を害して死を賜はる。左京と義を結びたる舟川采女その場に至りて共に自盡して死したり。その他男色によりて果し合ふ者多く、今の弊趣からざりしかば、慶安元年、幕府男色を無躰に申しかけ、若衆をひすることを禁じたり。されど猶ほ衆道を好む者ありしが、その後、人心遊惰に奔り、女色を弄ぶこと盛なるに及びて、何時しか不倫の道は廢れぬ。さりながら九州北國など僻陬の地には、近時に至るまで今の風盛り、殊に熊本鹿兒島などの士は、これを喜び、花の顔月



江戸時代武士の腹切 (赤穂義士) の腹切

の姿の平田三五郎の物語を薩摩琵琶に奏せしめて、慶長の昔ながらの色に耽りぬ。また京都の公家諸國の大名、大寺の僧侶などは頑童を養ひてこれを嬖寵したりき。概するに此時代の初世は、戦國之餘風ありて遊戯にも殺伐なるもの多し。食事は一二日これを爲さざるも飢を叫ばず、食へば數椀立ちどころに盡き、殊に「いかものやひ」とて好んで喉赤に堪へざるものを食ふ。優柔なるを上方風といひ、豪奢なるを町人風と稱してこれを賤しむ。専ら武を琢き氣を練る。町人もまた刀劍を帶して市中を徘徊する世の有様なりければ、自ら人心粗暴に奔り、殺伐に流れぬ。旗本藩士の黨を結びて争鬪するものあり、一言の争に殺傷して身を亡ぼすものあり、武士の争は言論を捨て、直ちに刀劍に訴ふ。當時決鬪を「はたしあひどいへり」或る時尾張藩の二士事を争ひ、塙を定めて決鬪を約す。偶々雨降りしかば傘を一つにして相伴ひ、途すがら懇話して塙に臨み、遂に相殺せりといふ。寛永の頃は夜中に辻切、試切、千人斬などいひて行人を殺し、刀の利鈍を試すもの多かりしかば、辻々町々に辻番所を置き、自身番を設けて警固を怠らざらしむ。また從僕の盜竊したる供歸りに主人の馬に乗りたる、穴落したる、供はづしたる、慮外したるなどの者は、これを成敗すること主人の意に任す。主人は「ためし物」とて、これを斬りて新刀を試みることを、江戸のうち一箇月に兩、三度もありきといふ。幕府はこれ等殺伐の弊風を矯正せんとし、屢々法令を發して粗暴の行爲を戒めたり。正保元年に町人の長刀、長脇差を停め、寛文八年に至りてはすべて町人の帶刀を禁ず。また市中を徘徊する無頼の徒を

捕へ手に餘る者は随意に斬り捨てしむ。或は武士の江戸城内を疾走して、切腹を命せられたるものもありき。斯くても尙ほ殺伐の氣風は失せずして、幕下の士に刃傷喧嘩を以て命を亡ひ、祿を没せらるゝもの多し。此尙武の氣風は凝つて一種の民を作りぬ。俠客是なり。されば當時の俠客の風俗を知らば、則ち此時代初世人心の傾向を知るに足りぬべし。

俠客は男伊達といひ、六方者または奴ともいふ。此時代の初めには四民何れも殺伐の氣風を存せるが中に、わきて旗下の士は三河武士が質樸剛毅の風を存じ、小身なれども天下の御直參と稱して江戸市中を横行せしが、此風發達して遂に旗本奴を出だすに至りぬ。また町人のうちには、武士の専横にして常に町人百姓を虐ぐるを憤り、武を磨きてこれに抵抗するものあり、これを町奴といふ。町奴は一は旗本奴の豪放寛濶意のまゝに世を送るを羨望するより起り、一は武人専横の反動に出でたるなるべし。これ等を併せて男伊達といふ。男伊達の名は慶安の頃より起りしものなるべし。されど慶長中既に京都の暴漢黨を結びて判組、皮袴組など、稱し、博奕を業とし、人に喧嘩を仕懸くるなど、暴行甚だしかりしかば、其黨七十餘人を捕へしことあり。その後不逞の徒の某組と稱して、黨を結び威を振ふるもの少からざりしが、明暦以後最も盛となり、就中有名なるを大小神祇組、白欄組、音彌組、鐵棒組、唐犬組、鶴鶴組、穴籠組などいひ、組の頭領には旗本に水野十郎左衛門、三浦小次郎、高木仁左衛門、近藤登、阿部四郎五郎、町奴には幡隨院長兵衛、唐犬、櫻兵衛



(代年和明)達男

放れ駒四郎兵衛夢の市郎兵衛死人小左衛門冥途小八小佛小平などあり水野十郎左衛門は大小神祇組の頭なり此組の徒黨殊に多く山の手組芝組淺草組など別れて公方の尻持と號して亂暴を極む十郎左これを統御し四人の家老を綱公時定光季武用人を壹人武者保昌と名づけ旗本加賀爪甲斐守坂部三十郎を股肱とす皆放逸にしてその爲すところ晝を夜とし夜を晝とす朋友の參會に夏は戸障子を締め屏風を引き廻し大火鉢にあたり小袖三つ四つ重ね着て極熱の鰻鮓を食り冬は庭に水打たせ一面に戸障子開け放ち帷子を着て扇を遣ひ冷水を飲み冷索麩を食ふ料理獻立には土龍の汁麩の鱈蛇鼠の蒲燒蚯蚓の鹽辛蜈蚣の吸物などを食し夜間は市中を横行し泥酔して途上に臥すその頃の落首に

夜更けて通るは何者ぞ加賀爪甲斐守か泥坊かさては坂部の三十か

といへり大坂にも穢多の小八郎を頭として池田の八介伽羅の彌一三九の平内等のあはれ者これを病中組と稱し雁金文七雷庄九郎極印千右衛門ほての市右衛門庵の平兵衛の五人のあふれ者これを浪花の五人男といへり何れも半俠半賊の惡徒なりき

俠客の業とする所は博奕にありまた鬪争及び其調停を事とし遊里を徘徊して日を送るもの多し好んで弱きを助け強きを挫く然諾を重んずること甚だしく一生のあいだ義の一字を以て貫き面識なき人にては言を厚うして依囑すれば一命を捨つるもこれに應ず人に負くるを嫌ひ片言の辱にも刃を振ひ睚眦の恨も必ず報ゆ營利を好まず金

錢の勘定を屑しとせず、悉くに飲食店に入りて腹を肥やし、錢なければ今日は拂はずといひて去り、若し強ひて代金を要むれば拳を擧げてこれを打つ、其意に逆はず、慥に應接すれば、再び來りて過額の金を投じて、剩錢をもとらず、言語は溫柔なるを嫌ひ、好みて片言をいふ、かたじけないを、かたじけないを、延べ、泪を、なだ、と、約め、ことぢやと、てんだ、うちかくるを、ぶつ、けるなどいふ、これを六方詞といへり。正保中、山中源左衛門が切腹の時の辭世に

わんざくれふんばるべいか、今日ばかり明日は鴉がかつかずるべい。

また承應中、水野十郎左衛門が切腹するに當り、或る人これに代りて作れる辭世の詞の中に、

落すなら地獄の釜をつんぬいて、あほう羅刹に損をさすべい
といへるが如き即ち是なり。

俠客所々に横行して喧嘩口論多く、これが爲めに損害を被むるもの多かりしかば、幕府は旗本より人を撰びてこれを制せしむ、この職に當りたる者は馬に乗りて、市中を巡邏し、從者に棒を持たしむ、俠客の輩これを棒ふりと稱す、或る時、紺屋町の俠客此棒ふりを惱まして、錦魚組の名を得たり、蓋し棒ふりは國音子子に通じ、錦魚は子子を餌とするものなればなり、斯くの如く、俠客は幕吏を恐れずして暴威を振ひしかば、綱吉立つに及んで、これを嚴禁す、盜賊奉行中山勘解由旨を受けて、毫も假借せず、刑罰甚だ多かりしかば、

是より俠客減じて人心漸く更まりぬ、されど其遺習はなかく、に斷絶せず、近世に至るまで通り者といひ、親分と稱せられて、喧嘩に立ち入り、博奕を事として、所謂男を立つる者多く、殊に消防を業とする黨の者に於てこれを見る、また通常人民の中にも、幕初の武を尙ひ、廉節を重んじたる士風及び俠客の風の遺れるもの少からず、世に江戸子氣質と稱するものは實に彼俠客の感化多し、所謂日本橋の真中に生れて水道の水を産湯につかひし江戸子といふ者を見るに、人に負くるを嫌ひ、喧嘩を好み、吝嗇を賤みて、宵越しの錢を使はず、善に與し、惡を惡み、義を立つる心殊に強し、例之ば、赤穂四十七士を賞して、噴々たること今に止まざるが如き、奸臣田沼意次の子意知の葬儀に、馬糞土石を投じ、意知を斫りたる佐野政言が、淺草徳本寺の墓には香烟常に斷えざるが如きも、皆この心に出でたるものにあらずや。

俠客の滅せしは幕府がこれを禁じ、つとめて殺伐の風を斷たんとせしに由れり、されど此禁制なしとて、大勢の趨く所何時しか殺伐の風は消滅せざるを得ず、四代家綱の時より武斷の習俗漸く更まり、五代綱吉に至りては元祿時代の驕奢を貴び、優柔に流れ、盛粧を事とし、落狼を好み、風となりぬ、抑々江戸時代の風俗の變遷は、江戸を中心として、是より地方に影響するを常とせり、されど其初世にあつては江戸未だ文明の魁たる能はず、武勇の點に於てこそ及ぶ所なけれ、學問、美術、工藝、その他萬般の事物の進歩に於ては古へより開化したる京坂に及ばず、關東は上方風を學んで漸くに其風俗を改めしなり、然

らば今こゝに此時代の初期に於て文物開化の中心たる京坂地方の人心風俗を觀ざる可らず。

關東の人氣は性急にして忍耐の力薄く、上方のは優柔にして因循に過ぐ、彼は質樸、此は輕浮、一は尙武の弊粗暴に流れ、一は爛雅の餘文弱に陥りぬ、素より京都は久しく文明の中心となり、流行の魁をなしたる處、大坂も古へより西國往來の衝に當り、船舶常に輻輳し、豐臣氏以來は殊に繁昌せる處なれば、文明と相伴うて、人情淳朴の風を失ひ、廉耻の念薄く、狡智に長け、世才を弄し、射利の心深く、専ら貯蓄を事とす、されど世の開くるより驕奢の増長し、外見を張るは自然の勢にして、身體の粧飾には費を厭はず、世に稱して京の着倒れといふ。また浮華驕逸に流るゝと共に人情の漓損に赴くは、勢の免れざるどころなれば、京坂の人は概するに好色の情盛にして、婦女の風儀善からず、不義密通のもの多く、從うてまた小兒を棄つるもの夥だし、大坂には棄兒一箇月に四五人乃至二十餘人の多きに及べるは、其原因一にして足らざるべしと雖も、主として私生の兒を生みて、其處分に苦めるが爲めなり。また京坂には男女相並ひて自殺を行ふもの多し、俗にこれを心中といひ、痴情に迫つて相共に刃に伏すものにて、未來に於て一蓮托生の樂を得んとする感信に出づ。さてこれ等の惡弊と上下して、其因ともなり、果ともなるものは、淨瑠璃歌舞妓なるべし。近松門左衛門が世話淨瑠璃には殊に心中物多く、男女相對死の噂あれば、直ちにこれを材料にとりて一部の戯曲を編む、後世これを學ぶもの多し。お初徳兵衛

小春治兵衛、お夏清十郎、お半長右衛門、お龜與兵衛、お染久松など、痴男痴女の交名を以て外題に負はせたる戯曲は皆濫奔の物語のみ、さるるを作者は却つてこれを賞して貞操といひ、流麗の筆を以て觀者の心を動かす、世に稱して近松の作ありてより、京坂の心中其數を増したりといふは、一理なきにあらざるべし。是より先き江戸の淨瑠璃は薩摩大夫、丹後様、肥前様、永開などの語るところ、忠孝節義を主とし、尙武の風を外れずして、柔弱の氣なし、殊に寛文の頃、櫻井丹波様といふ淨瑠璃大夫は二尺ばかりの鐵棒にて拍子をとる、剛勇無雙の坂田金平を主人公としたる淨瑠璃を語る。

親丹波毎日岩をたゝきわり

といふはこれをいふなり。其子和泉大夫も猛きことを好み、木偶の首を抜打にして割り潰すを得意とせり。通寶の頃、俳優初代市川團十郎、和泉大夫が金平人形の態を學び、荒事の開山と稱せらる。これを京坂地方の淨瑠璃の男女網縷の情を旨とし、母子並んで聽くに堪へざること多きに比へなば、東西人情の異なる所はすして明かなるべし。

此時代に至りては、京江戸の交通甚だ容易に、また三代家光までは將軍宣下の時、將軍禁中へ參内し、往復從うて頻繁なりしかば、自ら江戸人の京都風に感染すること多く、柔弱なる上方風と賤みながら、何時しかその風に化せらるゝに至りぬ。されど風俗の移るは外より影響を受けたるのみにて移るにはあらず、必ず既に内に變化ありて、後、外來の風に制せらる。關東人の次第に驕奢に流れ、柔弱に趨るは、外は上方風に化せられたるなる

べしといへども、江戸に於て既にこれを受くべき素を有したるや疑なし、抑々元和偃武の後昇平日久しく、武家にては剣は鞘に納む、鎧は櫃に朽ち、閑暇無事にして、時々には武技を習ふも其能を顯すべき期なければ、自ら怠りがちになりて、詰碁將棋などの遊戯及び酒宴遊樂に日を送れば、奢侈の風の増加するは素より數の免れざるところなるに、元祿の頃に至りて、貨幣の品質下りて米價大いに騰貴しければ、米を以て祿となす旗本、家人及び諸國の藩士も歳入遽かに増加して家計豊かになり、従うて萬事驕奢の風に移りゆきたるも自らなる勢なり、わけて武家のうち驕奢の魁をなすものは諸侯の留守居役なりとす、留守居役は二代秀忠のとき薩摩侯のこれを置きたるを始とし、諸侯在國の節江戸の藩邸にありて事務を統理するものにして、幕府の命を藩國に傳へ、藩國の事を幕府に達し、また他藩との交際を司りて其權甚だ重く、江戸屋敷の支配役を兼ねたり、留守居集會とて、初めは諸藩の留守居が事務うち合せのため、または交情を暖めんが爲めに相集まり、懇談の餘酒盃を傾くることもありしが、年を追うて仲間の集會に托して豪奢を競ふに至りぬ、されば享保寛政の世に何れもこれを戒めしかども、尙ほ親類附合など稱し、料理茶屋に會して遊興をなすこと止まざりければ、天保の改革に至りて益々其禁令を嚴にしたりき。

町人は泰平うち續くに從ひ富有なるもの多く、殊に元祿中に至りては請負用達にて俄分限となるもの多く、當時江戸に昨今の富商一町毎に二三人宛はありきといふ、さるが中に劇場娼樓に出入して豪奢を恣まにし、標名一時に高かりしを、紀伊國屋文左衛門、奈良屋茂右衛門とし、世に紀文奈良茂と並べ稱す、文左衛門は紀伊の國産を江戸に輸し、また東叡山根本中堂の造營を請け負ひて巨利を得たり、本所に廣さ一町の住宅を構へ、客を迎ふる毎に疊を更め、日毎に七人の疊匠を備ひて經營せしめたりといふ、また追儼をなすとして吉原の娼樓にて小粒金を撒きしことは、人口に膾炙して知らざるものなし、當時また大坂に娼家茨木屋幸齋といふ者あり、江戸に來り千金を擲ちて紀文と驕奢を競ふ、住家の結構壯麗を極めて、さながら宮殿の如し、淀屋辰五郎の奢靡も今に傳へて人の知る所なり、これと前後して京師にては中村内藏介など最も奢侈を極めたり、斯くの如く富有に任せて遊樂に荒むもの多きが中に、江戸にありて驕奢の魁をなし、世上の風俗を移したるを藏宿の札差とす、札差は淺草厩河岸の米藏の傍に住みて、祿米の出納を取り扱ふ牙保なり、旗本家人の切米を受くるにはこれを藏宿に委ね、窮困なるは俸を抵當に入れて金を札差に借る、札差はこれ等の事務を處辨して數萬の富を重ねるもの多く、其一箇月の辨當料、五百石の武士が一箇年の生計に過ぐ、事務は手代にのみ委ねて、各々今日は何方の料理、明日は何處の茶屋と好むに任せて、滋味に飽き、金錢を賭けて棋戯に關を消し、詰所より歸れば遊里に至りて全盛を盡くせり。

斯くの如く町人には暴富のもの多く、金銀を浪費すること湯水に等しければ、娼樓に於ても劇場に於ても、これを以て第一等の花客として崇むるより、遂に武士もこれを羨み

て、町人の風儀を學ぶに至りぬ。昔は町人も衣服帯刀などをすべて武家を學び、商家の娘も武士の妻妾となるを規模とせる習なりしに、今は武家の風を紫痴と誹り不粹と嘲りて、柔弱艶妖の態を喜べば、武士も却つて町家の風を摸したり。此期の初め歌舞妓、淨瑠璃、三絃などは、町人百姓の遊戯とし、武人の集會夜宴には合戦の話、先祖の武功、當世の武道、武邊の詮議、刀脇指の物致奇、喧嘩口論の沙汰、男道のたしなみ、柔和なる事なども、茶花、謡、能樂などに止まりしを、次第に移りて、武士も淨瑠璃、三絃などを弄ぶに至りぬ。正徳の頃、大坂より京師を経て、義大夫節の淨瑠璃を江戸に傳へしより、貴賤ともにこれを好みあへりしに、享保の末、宮古路豊後様といふ淨瑠璃大夫、京都より來り、悽婉なる聲にて、男女の情愛を語り出だせるほどに、人々もてはやすこと限なく、諸侯貴人もひたすらこれを喜ひぬ。大名の夫人も裁縫の術は知らずして、三絃を取つて平素の慰とし、侍女にも、障兒、三絃ひきを抱へて、鄭聲を耳に絶たず、男子がこれを聴くばかりなるはまだしも、後には、自らもかき鳴らし、喉を絞り顔をくづして、謳ふもあり、大夫の號を得てこれを誇るも多し。まして町家にては、女兒は固より、男子までも小唄を歌ひ、三絃を弾き、月待、日待などいひて、淨瑠璃の會を催すこと、京大坂はいふに及ばず、普く江戸の習となりぬ。されば江戸初世の質朴武勇の風は何時しか失せて、豊後節一流の弊世に據まり、淨瑠璃大夫の風を摸して、頭髮衣服なども、文金風とて柔弱至極なる態を出だし、その他、諸事に俳優娼妓の俗を倣ふこと甚だ多し。世態既に斯くの如くなれば、町家はもとより、武士も華奢風流を競

ひ、刀劍も外面の裝飾を専らとして、鋒刃の利鈍を問はず、日々遊里を徘徊して、其事情に通じたるを通家といひ、粹人といふ。天明の頃、十八大通あり、その中、藏前の札差、文魚といへるは、銀線と以て髪を結べりといふ。

さなきだに、驕奢は困乏を招く基なるに、元祿の頃、武士が生計の豊富なりしも、一時の夢と消えて、その後米價の暴落せしより、武家一般に家計に窘み、小身はもとより、大名も家の什器を商家に典して、金銀を借り、富商に融通を頼みて、漸く家計を支持す。祖先の名を重んじ、財を輕んせし風は、那邊にか去りけん、今は金銀を以て身命にも替ふべき寶とす。されば、筋もなき町人が、旗本家人の株を買ひて、立身するもあり、婚姻にも、支度金を第一とすれば、窮乏のものは、久しく縁なきが多し。人情斯くの如くになりては、如何ぞまた、廉節、淳朴の風を見ん。儒學醫道を以て世を渡るものも、書を棄て、匕を捨て、附間の業をなし、書畫の達人、俳諧の宗匠といふも、多くは阿諛諂佞、以て富人の懷中を覗ふものなり。若し節を尊び、俗を離れし古への學者をして、當時其業を棄つものを見せしめば、何とか歎すべき、思つても猶ほ餘あり。

家康立政の主旨は、勤儉尚武の風を保持するに在りしが、泰平のうち、續くに從ひ、人情淫靡に赴き、文弱に流れ、驕奢の風年を追うて、甚だしくなりぬ。綱吉の初政にこれを矯めんとし、吉宗が英斷を以て、風俗を改更せんとせしより、始めて、松平定信も同じく、質素簡樸の古風に歸さんとしたりしが、大勢の趨く所は如何ともすべからず、水野忠邦の嚴酷な

る禁令も功を見ずして、人心の奢靡を喜び逸樂に荒む風は愈々まさりゆきぬ。されを倫安の世既に一道の活氣顯はれて、今や懶眠の夢を破らんとす。何ぞや、尊王攘夷の説はなり。是より先き國學の興れるは下河邊長流、僧契沖等に始まり、その後加茂真淵、本居宣長等に至つて我國古書の研究甚だ盛に、古書を讀んで國體の存する所を知り、源賴朝が幕府を創立せし以來皇室のいたく陵替したるを慨きて、王朝の昔に今を還さんことを望む者漸くに多し。寶曆年間竹内式部、山縣大貳、藤井右門の三士始めて勤王の士として起り、寛政に高山彦九郎、蒲生君平等あり。これより勤王の論大いに動き、幕政に厭きて新政を希ふ者續々として其説を賛するに至れり。寛政の頃より西洋船艦の邊海に出沒し、屢々我に望む所あり。是に於て攘夷の説起り、勤王論と合して志士類りにこれを主唱す。我國は神國にして、天皇は天つ日嗣として天下を知らしめしたまふ所なり。然るを幕府臣者なれば臣下の身を以て、至尊を壓へてあるかなきかにはさしむるぞ、外人如何ぞ夷狄の分を以て神國を凌辱するぞ。幕府倒さるべからず、外夷逐はざるべからずと、慷慨悲憤するもの多く、人氣漸くに激昂し來りぬ。刀劍を撫して膽力氣節を練りし風、是に至りて復活し、志士は所謂大和魂を以て神州男兒が飲くべからざる心性とし、好んで本居宣長の

歌島のやまと心を人間は、朝日ににほふ山櫻花

の和歌を唱したり。蓋し平安の世に和魂といへば、漢才と並べ稱して智慧才覺といふは

そのことに過ぎざりしを、此時に至りて一種高妙なる意を含ませ、武士道を具有し、外夷に對して神州の體面を辱しめざる靈能を指すに至れるなり。

時しも外船が北疆西陲を侵せりとの噂とりくくなる中に、黒煙空を衝きて米穀の江戸近海に迫りけるより、二百年の安逸も幻と消え、俄かに鐵櫃の塵を拭ひて威絲の朽ちたるを繕ひ、刀鎗の鞘を拂ひて刃尖の錆びたるを磨ぐ。殊に水戸藩は勤王論の焦點となりて慷慨激烈の士多く、薩摩長門の士も祖先が尙武の風を存じ、また尊王攘夷の説を唱へて士氣頗る強ければ、諸國の武士は水戸藩長といへばひたすら畏敬して其風儀を學べり。幕府も外國に接する策略に急がはしく、講武所海軍操練所を設けて、切りに武技を講習して合戦の用意をなせば、江戸市内の柔弱なる文金風の餘燭も漸く燼滅して、武士は兵術の操練に暇なし。京都は勤王の説起りてより、俄かに活潑の情況を呈し、勤王の士多くこゝに集まれば、佐幕の徒これに抗せんが爲めにまた來り、兩黨派を別ちて相撃ち相殺す。勤王黨は佐幕派を姦徒と稱してこれを斫り、其首を四條河原などに懸して、天に代つて誅すと稱し、中には等持院に到りて、足利尊氏、義隆、義満の木像の首を刎ね、逆賊を罰して正邪を明かにすとて、快哉を呼ぶものもありき。幕士はまた勤王の浪士を夷げんがために、刃を提げて市街を巡邏し、山紫水明の地も殺氣天に塞がりて、暗黯たる雲大内の上を覆へり。斯くて長州征伐となり、伏見の役となり、明治維新に至りてぞ、人心漸く安堵の思を爲したりける。

第五章

三都及び諸國の交通

第一節

江戸、京都、大坂、及び長崎

此時代に於て江戸が開化の中心たりしは言を待たず、京都はさすがに歴代帝王の都せさせたまふ處とて、古來繁盛の名残を止め、大坂は商業の中心として京に優りて繁榮したり。されば世に江戸を東都と稱し、京坂を併せて三都といひ、また三箇津と號す。肥前の長崎は唯一の外國貿易の港にして、支那西洋の影響をうくるは、まづ此處よりせり。されば今これ等の都會の景況を略述し、併せて街道往來のさまを記すべし。

江戸、江戸の地は武藏國の東南隅に位し、名にしお武藏野につゞきて隅田川を帯び、また品川の海に臨めり。鎌倉時代より江戸氏こゝにあり、室町の世に至りて扇が谷なる上杉定政の宿老太田持資道灌この地なる千代田村を相して城廓を構ふ。時に康正二年、始めて土木を起し、長祿元年に功を竣りぬ。名づけて江戸城といひ、こゝに移住す。京都五山の僧萬里古詩を引いて稱して曰く、

窓含西嶺千秋雪 門繫東吳萬里舟

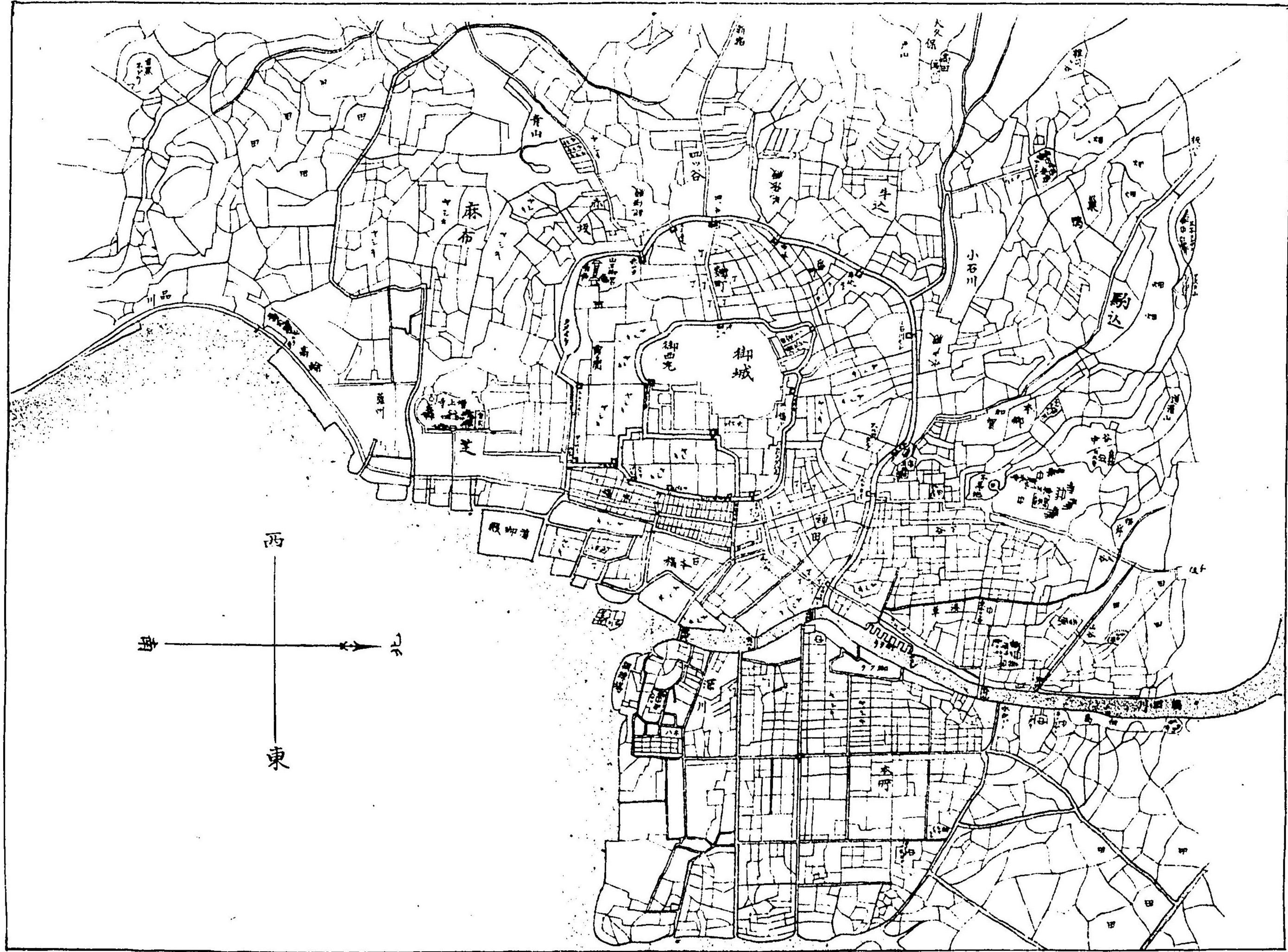
道灌こゝに主たること凡そ三十一年、文明十八年に道灌亡びて、此城は上杉氏の有となりしが、大永四年に北條氏綱これを奪ひ、鎮將を置きてこれを守らしむ。其後年を経ると凡そ六十七年、天正十八年に至りて、豊臣秀吉北條氏を滅ぼし、徳川氏を開八州に封じ

て江戸の地に居らしめぬ。

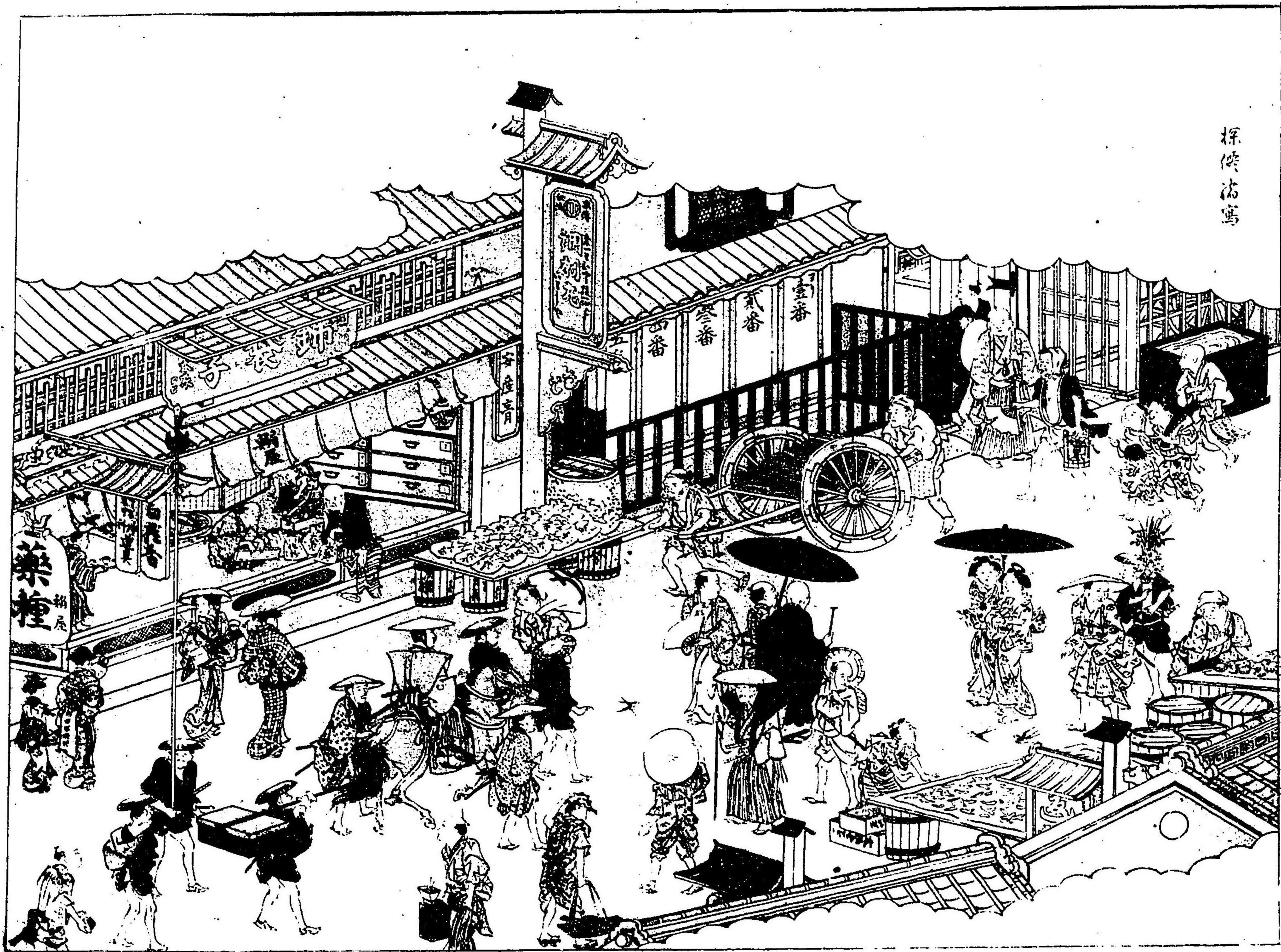
かくて北條氏の鎮將遠山景政が弟川村兵部大輔此城を開きて去りしかば、此年八月朔日家康入城す。時に城内の居館は大抵破損に及び、そぎ葺の屋根傾れて雨を漏らし、塵敷物も腐り果て、石垣など築きたる跡もなし。四方は茫々たる荒野が原、何處を限りとすべき果もなく、潮干潟の萑、丘の上の薄はいやが上に生ひ茂りたるが中に、微かに煙を上げる藁屋の見ゆるは、三田、櫻田、平川、小日向、小石川、神田、本郷、湯島、谷中などいふ村々にて、漁翁牧童の網曳き草刈りて、住めば都と、武藏野に屍を埋むるも哀なりき。ざるを家康の住みてよりは、諸國より城下に来りて家を定むるもの多く、殊に北條氏の亡びてより小田原の寺院町家の移り住むもの數へ難く、伊勢の町人の店を出だすもの亦夥し。徳川氏大權を握るに及び、諸侯これを推戴し、請うて江戸に第宅を賜はり、妻子を爰に移り住ましむ。従うて商工も増加し、城下漸くに繁昌すれど、市街猶ほ狹隘にして多數の人を容るゝこと能はず。されば慶長八年、六十五名の諸侯に課し、神田山今の駿河臺を崩して蘆原を埋めさせ、三十餘町の平地を得たり。其十一年、大いに江戸城を改築し、寛永十一年には、譜第大名の妻子を悉く江戸に移らしむ。江戸これが爲めに益々榮ゆ。同十三年、諸侯に命じて城の總曲輪を築かしめ、また堀割を穿たしめて、運漕の便を計る。市民の飲用水は城濠または赤坂の溜池より引きて用ひたるが、その汚濁なるを憂ひて、井の頭池より神田上水を通じ、承應年間また多摩川の上流を引きて多摩川上水を開き、これを衆庶の用に

充てしむるの後、千川上水、白堀上水、瓶割上水など出で來れるが、何れも享保中に廢せられて、初めの二上水のみ市民今に至るまでこれを仰がざるはなし。明暦三年の大火に市街の過半は茫々たる焼野が原となりしが、忽ちにまた家居立ちつゝきぬ。この時市區の改正も行はれ、橋梁の新たに架せられたるも少からず。本所、深川の二區も開け、人口日を追うて増加せり。市街のうち、麴町、麻布、赤坂、四つ谷より本郷までを山の手といひて、武士の住居するところにて、諸侯の藩邸、旗本家人の屋敷、殿めしく構へられ、京橋、日本橋、神田、下谷、淺草などは下町とて町人の居るところにて、邸肆軒を連ね、大名の大なるは屋敷五六箇所を有し、小なるも上中下の屋敷あり、大なるものには園々より上れる武士數千人小なるも數百人の中に住みぬ。寛永より葛治の頃までは、江戸の町敷を概推して八百八町と唱へしが、次第に増加して享保には千六百七十二町、天保十四年には千七百十九町に及びぬ。人口は町奉行支配の町人のみにて享保八年に五十二萬六千三百十七人、天保十二年に五十六萬三千九百八十九人、これに武家及び其家來、他支配の町人、僧尼、巫祝、能役者、遊女等を加へなば、百五十萬より二百萬にも及びぬべし。されば江戸の周圍、次第に四方に延びて、海は埋まり、田は家となり、南は品川、北は千住まで家立ち續きて、草より草に入りけり。月も、櫛の齒なす軒に隠れて見えず。

市街の中央に千代田城あり、二百六十餘年、日本國政の源泉にして、諸國の大小名こゝに伺候す。城の南にあたりて日本橋あり、江戸の繁昌、何れはあるが中に、こゝなん日本一の



(代年政文) 圖繪江戸世川徳



探供満寓

(間羊化文) 街市〇戸江

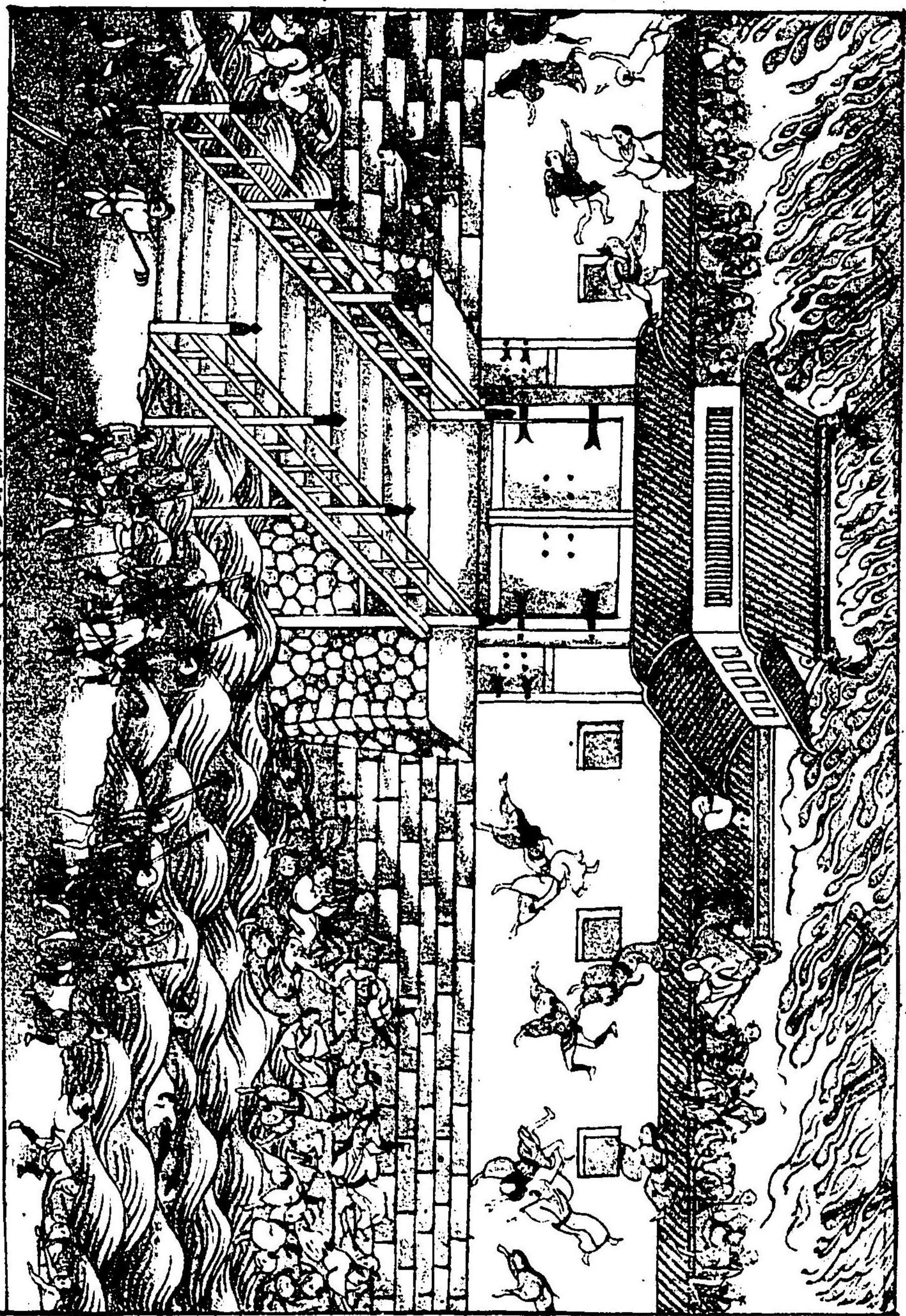
賑なる、全国の里程も此より數へ始む。橋の邊に魚市たちて船の出入引きもきらす。鎌倉は生きて出でけん初鰯九十九里濱に浪の花咲く磯鯛も、唯この場に集まりぬ。橋の南の四日市に青物、乾魚の市たつる目覺ましければ、通町に巨家高屋橋を列ねたるが中に、十軒店に桃の佳節は内裡、雛端午の折は青人形、菖蒲刀、春待つ頃は破魔弓、手鞠、羽子板など、商賣聲さへもいと男まし。芝神明のめくされ市、驚大明神の酉の待、淺草観音の歳の市など、その賑は實にや大江戸なればこそ。

寺院にて庶民の塵集最も甚だしきは、淺草観音に増すところなし。老若男女肩を摩り踵を接へて、参詣の人絶ゆることなれば、境内には飲食店、講釋師、落し唄さまくの觀せ物の小屋など隙間なく列なりぬ。上野には東叡山、江戸城の鬼門にあたり、家康の信仰最も篤かりし僧天海の開基にかゝる。堂舎佛閣梁を列ね、莊嚴華麗語も及ばず、参詣を兼ねて遊樂をなすもの四時ともに多し。芝の増上寺は東叡山と相並ひて將軍家の祈願所といふべく、金銀瑠璃の裝飾何れか眼を驚かさざらん。開帳の多きは兩國橋外の回向院。その他寺院あまたありて數ふるに暇なし。神社には麹町永田馬場の日吉山王、江城の産土神と稱して氏子最も多く、神田明神これに次ぎての大社なり。湯島の天神は由來古くして信徒多く、高田八幡は武を守る神として参詣絶えず、その他根津權現、淺草三社權現、芝神明市が谷八幡など何れも名ある神社なり。

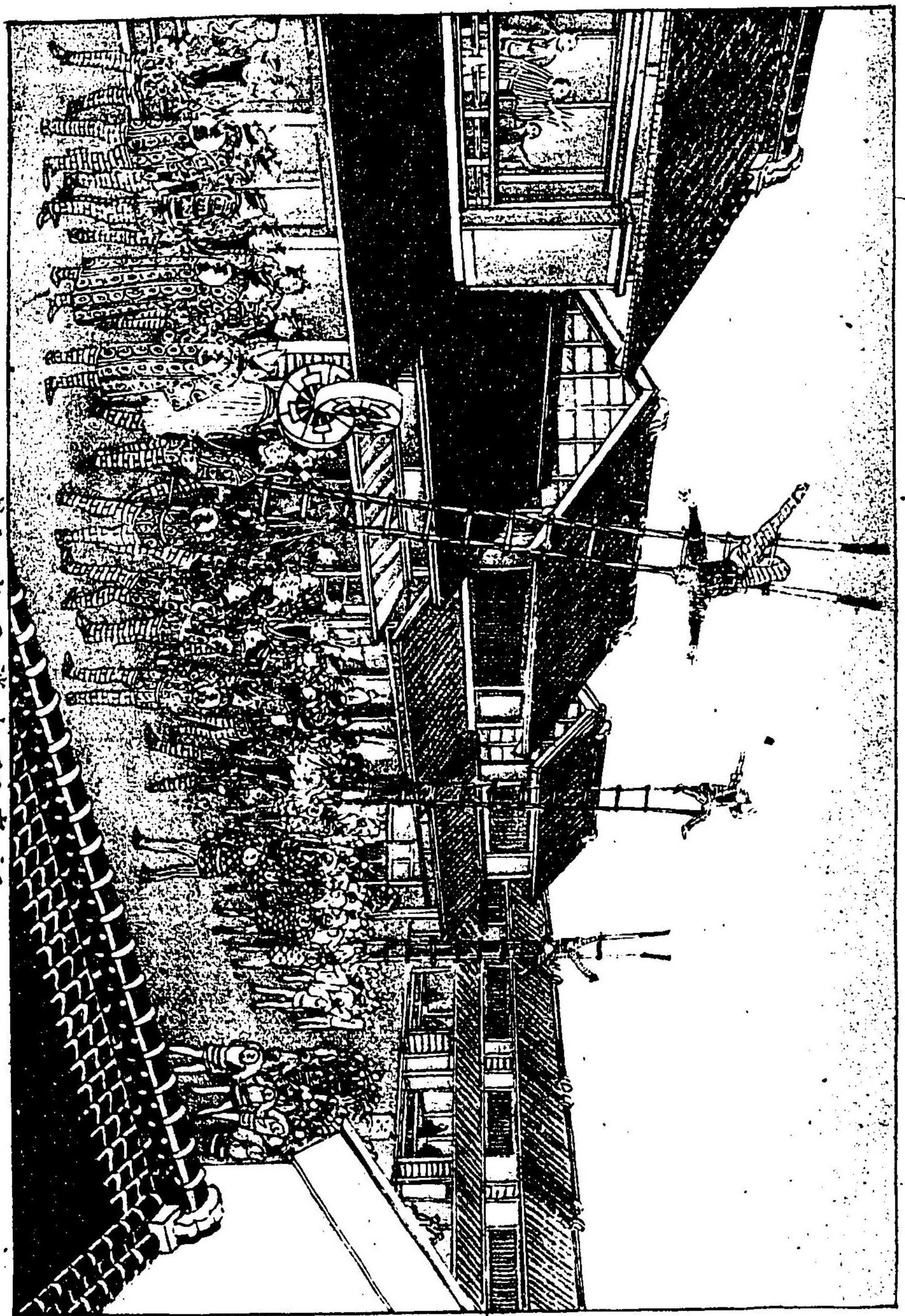
四時の遊觀さまくなるか中に、上野の花見殊に賑はし、櫻の盛なる頃、寺内一面に暮ら

ち張り、毛氈花席を布きて酒飲み歌ふ鳴物は寺の控にて禁じたれど、歌淨瑠璃隔などは遊人の心のまゝなり。向島飛鳥山の櫻狩もこれに劣らず、往くと來ると追し合ひ、追され合ひ飲めよ歌へと騒ぎ、茶番道化の戯に日を暮らしぬ。梅には龜井戸の臥龍梅、白髭の新梅屋舗雪見る頃の待乳山王子の袴荷も眺めあり。大久保の映山紅、染井の菊花戸に養ふ草木もまたそれ／＼に面白し、別けて賑かなるは淺草川の船遊び、舟を駒形堂に繋ぎて興を催すもあれば、三ッ股を漕ぎ廻りて月を賞するもあり。兩國の夕涼には橋上橋下の賑ひ口にも筆にも盡くされず、樓船、屋根船、猪牙船流の上に滿ち／＼て、錐をたつべき隙もなし。四時を撰ばず、梅太鼓の音に誘はれて人、往き集ふは、中村、市村、森田の三芝居また吉原、深川などの遊里は夜なき極樂世界といふべし。

そも／＼江戸の地たる前は渺々たる海に臨み、後は逸々たる原に續きて、山遙かなれば風は自らに強し、さなきだに人家稠密の都會は火災多かるに、冬季天晴れ氣燥きたる時一たび火を運てば、祝融忽ち怒り風伯これを援けて、昨日繁昌の市街今日は一面の焦土となること多かり、俗に呼んで火事は江戸の花といへり。初め慶長六年十一月に江戸の町々殆ど一字も残らず、焼失したる後、年々火災のなきはなし、殊に明暦三年正月振袖火事には江戸城の本丸、二の丸ともに焼失し、南は芝より北は淺草に至るまで、一面の焼野が原となりて、焚死したるもの萬を以て數へられぬ。その後元禄八年二月の地震火事、安永元年二月の目黒行人坂の火事を始めとして、大小の火災擧げて數ふべからず。慶長以



(江戸時代)大丸火事



江戸町火消の初式

來家屋の草葺を止めて板葺とし、明暦以後火事装束に用ふるがため價騰貴したるを以て、皮足袋廢れて絹木綿のもの行はれ、また災後の便宜の爲めに奈良茶飯、堅食蕎麥などの飲食店の増加したるなど、火災の爲めに風を移し俗を易ふることも少からざりき。年々歳々火災多ければ、幕府も屢々これに關する制令を發布したり、殊に將軍吉宗は令して瓦屋、塗屋を建てしめ、市街要樞の所は家屋を撤し空地となして防火に便にす。斯くて火災に注意すること篤ければ、消防の制も自ら嚴ならざるを得ず。明暦大災の後、幕府は直ちに定火消を置き、四千石以上の旗本を以てこれに充て、失火あれば與力同心を隨へて難を救はしむ。初めは十五組なりしが、元祿八年に十組となり、世にこれを十人火消と稱へしに、寶曆元年に至りて八組に更めたり。方角火消は正徳四年に起り、諸國大名を役に充て、大手、櫻田、紅葉山、東叡山、淺草米藏など府下の要所に持場を定む。その他大將侯の藩邸にまた各々火消役を有す。町火消は正徳五年に起り、一町内に三十人の消防夫を置きたれども、未だこれを専門の業としたるにあらず。町家の子弟が業務の傍ら火災あればこれに駆け付けたるのみなりしを、享保中、大岡忠相町奉行となりて始めて組合を定め、専門の消防夫を置く、これを四十七組に別ち、いろは四十七字を以て符號とし、纏に其組の方域を記したる長さ七尺の吹流しを下げ、また掟を記したる堅職を副ふ。この時纏の幅連には銀箔を塗り、高張提燈は瓜形にて赤く塗り纏を書きしが、寛政の改革に小纏を廢して大纏のみとし、その銀箔を止めて雲母引としたり。

斯くの如く防火の制定まりて、大名の家及び町内に火見櫓を設け、失火あれば大鼓にてこれを報じ、また火の番を設け、拍子木、金棒にて用心を促す。火事場は戦場と見て纏はもとより兵事のものに倣ひ、火事装束も塗笠、羽織、胸當など何れも戦争に用ふるものに摸して作れり。町内の火消、庶の者は、なほ武士が平時は逸遊に日を送るが如く、火災の折は生命を賭して奔走する代りに、一年の大半は游惰に耽り、博技を弄び、威を振ひて憚らず。若し此輩に悪まる、時は火災の時に、援を得ざるのみならず、平時も害を蒙むること多し。されば世人は務めてこれを優待し、町内の富家は常にその親方といふ者を扶持す。従うて渠等の威權甚だ強く、江戸初世男伊達の風を存じて、都人が江戸子と稱するものゝ總なるは、概ね渠等に於て見るを得たりき。

京都、京都は前期以來興隆して漸く舊態に復し、元和假武の後は愈々昌平の術となりしが、政權は關東に移りぬ。唯桓武帝以來の帝都として古來文明の迹を止め、此時代の初めはなほ開化の先導地たりき。さすがに大内裏、百官諸寮のあるところにて、朝廷には實方なきも位階を授與し、國民を秩序する權あり。公卿有職の人々は舊例古格を以て路人の服飾舉作を咎め、賂遺を貪りて生計を管み、諸藝専門の家は頻りに口訣秘傳を稱してこれが傳授を業とす。また門跡本山の全國の寺院僧尼を管掌するもの多く、信徒群をなしてこゝに詣拜す。されば公家領の總高は大名の一國の領に過ぎざるも、其繁華なることは江戸に劣らず。風流華麗を競ふは、貞都以來の風習にして、萬般のこと優美ならざる

はなし、されどもその後江戸の隆盛なるに従うて京師は漸く衰微し、加ふるに公卿は家族の増加するに従うて家計の困乏を感じ、不平の念日を追うて増加しぬ。米糶渡來の後勤王攘夷の説大に行はれ、有志の士皆こゝに蟻集し、或は公卿の門を叩きて其説を主張し、或は禁闕を護らんとし、京師は再び難路の衝となり、兵馬絡繹寺院多くは藩兵の宿所となり、九重の邊殺氣滿々たりき。

室町の花の御所は應仁の亂に兵燹に罹りて跡を止めず、聚樂の亭も秀次の亡びてより樓閣散離して町の名に名殘を止むるのみ。また前日の盛況を見る能はされど、名所舊跡の多きは何處か此地に及ぶべき。寺院の數々あるは殊に目に立つぞかし。人みないへらく、京に遊びし後にあらざれば寺の自慢は出来ずと、げにや五山の大師堂は昔の榮を今に残し、淨土宗には吉水の禪房、知恩教院、養願寺、一向宗には東西本願寺、また佛光寺も親鸞の流を汲みぬ。法華には本國寺、妙滿寺、本滿寺などぞ、門徒は常に群集せる。東寺教王護國寺は弘法の舊居、黒谷は法然の遺跡にして、嵯峨の釋迦、清水の觀音は靈驗殊に灼然なりと聞ゆ。世に珍らしきは壬生寺の狂言、太秦廣隆寺の牛祭、また三十三間堂(蓮華王院)、大佛殿(方廣寺)も見物の人多し。寺院と並びて神社もその數多く、上下の加茂に祇園、北野、上下の御靈、平野、松尾、梅宮、遠くは伏見の稻荷、男山の八幡など、朱の玉壺美はしく常盤の森を神さびたる。

春にしなければ嵯峨(嵐山)や御室(仁和寺)の花盛り、夏は四條の夕涼み、秋さり來れば高樺神

るところ少からざれど、何れも江戸京都大坂の迹を追ひて、未だ開明の魁をなすものあらず、唯三都に次いでこゝに特書すべきは、長崎の繁華なり。此地は元龜三年に地割をなして始めて六町を作る。天正十六年、秀吉その地子を免じて朱印を賜ふ。文祿元年、愈々繁盛となりて二十三町となる。慶長二年に猶ほその地を狭しとして、新たに田野を開きて四十四町をつくる。こゝは地子を納むる地にして、外町といひ、従來の朱印地はこれに對して内町といへり。斯くて此時代に至り、人家益々稠密となりたれば、市内を細分して内外合せて七十七町とし、その後また八十町に及べり。人口は元祿二年に四千九百七十九人ありきといふ。抑々此地たるや九州無雙の要津にして、開港以來船舶常に幅濶す。寛永年間日本國中の諸港を鎖し、獨り長崎一港を以て外國貿易の場に充てられしより、支那、阿蘭陀の商船年々こゝに集まり來りて互市をなし、珍奇の品まづ此地に至り、外國の文藝、游技などを傳ふるも、此地よりす。斯くの如く繁華にして、商業の盛なる港なれば、商估はもとより武士に至るまで、たゞ射利を主として、人情の輕薄なること紙に似たり。服飾玩具は外品の珍らしきを競ひて、驕奢日々に長じ、食物も内地と違ひて自ら外國の俗を移し、雞、家鴨を殺すはもとより、家猪、野牛を屠るも常の習なり。淫猥の風最も甚だしく、淑女も娼婦と業を同じうするを怪まず、丸山町、寄合町の青樓には内外の遊人ともに遊興を極む。此時代の末に至りては、外交漸く事繁く、これが爲めに此地益々賑へり。文久年間、精得館を建て、蘭方の醫術を教へ、濟美館を設けて、外國の語學を授けしより、香生のこと、に集まるもの多く、繁盛日に加はりて、西洋文明の氣風まづ此地に現れたり。

第二節 往還驛遞

織豊二氏の世より道路の便開け、道々の津梁も修築せられて、交通漸く戰國以前の昔に復したりき。徳川氏立つに至り、四海全く治まり、往還の道更に大いに開けぬ。慶長九年、幕府令して諸國の街道一里毎に埃塚を築きて、その上に榎樹を植ゑ、また道の兩側に樹を植ゑ列ねしめ、江戸日本橋を全國道程の源と定めぬ。殊に寛永年間、參勤交替の制定まりてより、諸侯の通行頻繁となり、道路の整頓したること、古へに未だ曾て見ざりしところにして、一里若くは二三里を隔て、宿驛の設あらざるはなし。京江戸の往來に、東海、中山の兩道あり、東海道最も開けてこれを日本第一の大道とす。此道は武家執權以來、京鎌倉の往來なりしを延長し、京より近江の草津に至り、南、伊勢に向ひ、尾張に渡り、東海の岸を縫ひて進み、藤澤あたりにて、薪櫃る鎌倉山を横に見て、なほ十餘里にして品川より江戸に至り、すべて五十三驛、十日程の路とす。途中の名物多きが中に、草津の緒が餅、桑名の鱧、蛤鳴海の絞染、鞠子の罌積汁、宇都の十圓子、小田原の外郎透頂香など最も名高し。中山道はまた木曾路といふ、美濃、信濃など山谷崎嶇たる間を過ぎ、木曾の川舟または、棧道にて、膾を冷やし、碓氷の險坂にて、肌を汗して、板橋より江戸に入る、すべて六十九驛、十二日程なり。猶ほ江戸より四方へ出づる往還に、内藤新宿よりするを甲州街道とし、森川、王子を越えて進むは日光街道にして、千住を越えて、奥州街道に入る、以上を五街道といひ、その

他脇往還と稱する諸州の街道には北國路、中國路、長崎路、伊勢路、水戸街道等あり。斯くの如く往來の便開け交通自由になりたれど、幕府も諸侯も戰國割據の餘弊を受け、互に疑懼し、強ひて山間不便の道を道路とし、これを疊折屈曲して測り知ること能はざらしむ。また殊さらに大川に橋梁を設けず、東海道の大井、天龍、富士の諸大河、江戸に近くて六郷川の如き、或は人夫の肩に乗り、或は舟を備ひて渡る。また幕府は東海道には箱根、荒井、中山道には碓氷、福島などに關所を設けて、一々行人を検査せしむ、これを避けて間道を越えたるものは、關所破りとて、磔罪に處せらるゝなり。

徳川氏政を執りてより久しからずして、傳馬法を發布したり。慶長十四年の制に、荷物の重さ四十五貫を馬一駄とし、其駄賃凡そ一里に京錢、鑊錢十六文、人足賃八文とす。同十九年、旅人驛家に投じて、其薪柴を用ふれば、木賃として、鑊錢三文を出だし、これを用ひざるものは、出だすことなからしむ。元和三年に改めて、木賃四文、馬一匹の飼料八文とし、旅舎の薪柴を用ひざるものは、其半を減せしむ。爾後物價騰貴するに及びて、駄賃、木賃ともに割増を加へたり。公家、武家、僧尼の輩は、本主、本山の勘合印を受け、これを證として、宿驛にて人馬を繼ぎ立つるを得、この人馬を繼ぎたつる所を繼所または傳馬所といへり。百姓工商の私かに往來するは、割符を得ず、相對にて人馬を雇ふべきものとす。寛永以來、泰平うち續くに從ひて、事の不自由なるを厭ひ、參勤の諸大名または小身の武士も、多くの從者を隨へ、要なき荷物を携へて、漫りに宿驛の人馬を驅役し、終には宿驛に備ふるもの、



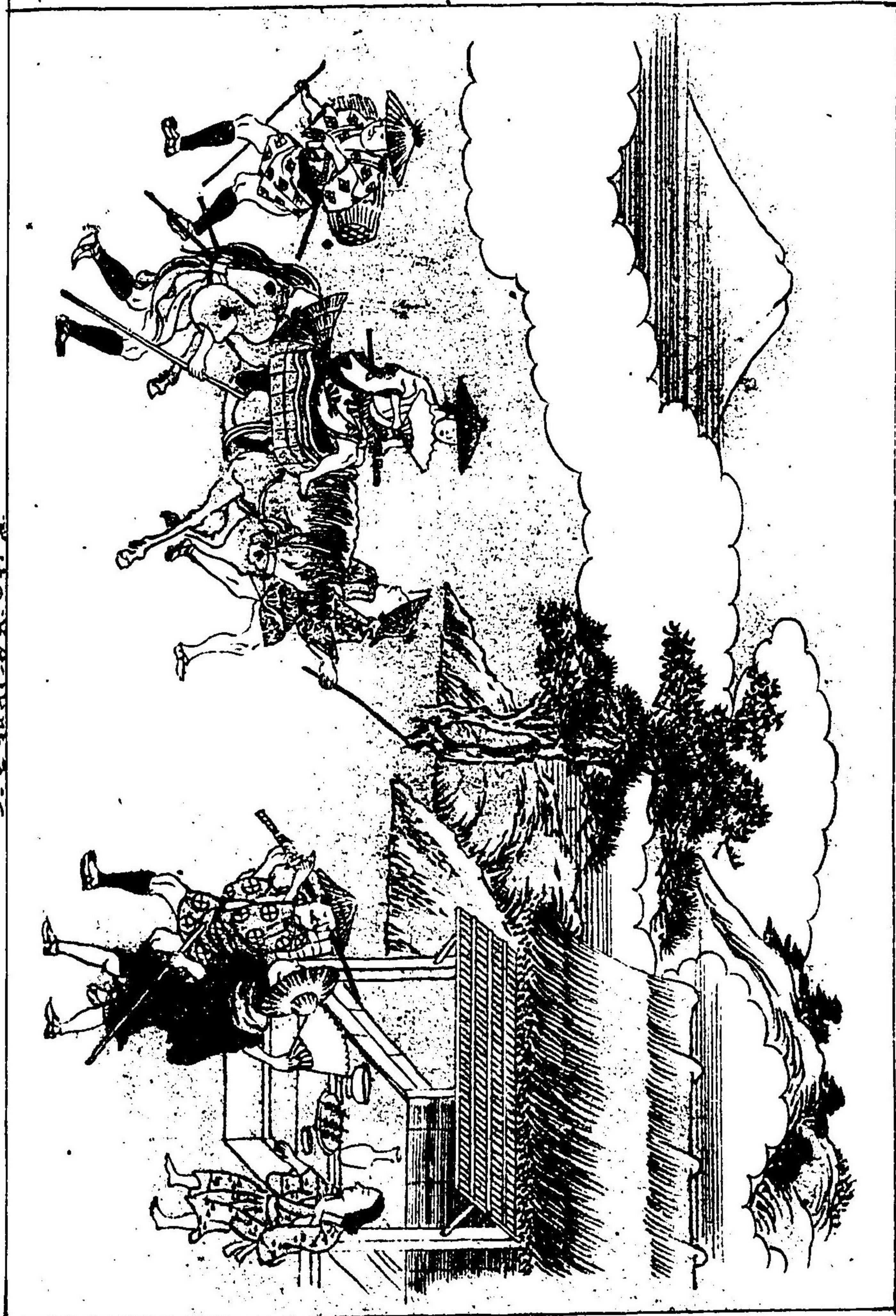
渡の川井大國江速

みにては不足を告ぐるを以て、沿道左右の近村に驛傳の人馬を賦課するに至れり。これを助郷の起源とす。助郷の名は既に寛永中にあり、元祿七年に至りて幕府其制を劃定す。街道筋宿驛の近傍一二里の諸村に課するを定助郷といひ、五六里以上十里内外の諸村に課するを加助郷といふ。これが爲めに農民は耕作の時を奪はれ、正税以外の苛役を命ぜられ、終に國村を擧げて離散したるも少からず。されば助郷に當る村々は、これを免れんが爲めに代錢を出だす。其額凡そ正税の一倍、甚だしきは二倍に登ることあり。繼所にてはこの代錢にて雲助と名づくる無賴者を抱へ置き、これを使役して荷物の運送などの用に當らしめたり。

抑々慶長の初めには處々便要の地に於て宿舍の設けありきと雖も、猶ほ古代の風を存じ、旅人は米或は糶を携へて往來し、旅舎は唯米を爨々薪糶を浸す湯を給して、其家に偃臥せしむるのみ、衾褥は豫め通じおけば、調へて貸すもあり。當時宿泊料を稱して木錢または木賃といへるは、薪柴を給するを主としたればなり。その後旅人は糧食を攜ひゆくことの不便を厭ひ、旅舎にて米を買ひてこれを調理せしむ、よりにて木錢、米代の稱あり。されど諸國の交通繁々、また人々驕奢に赴くに從ひ、この風も自ら一變せざるを得ず。何時しか宿驛に旅舎立ち續き、日没の頃に至れば宿引とて途上に旅客を迎へて宿泊を強ふるもの多く、却つて行人をして其煩に困ましむ。旅舎に入れば請を待たずして、茶菓前に堆く湯に浴して一日の勞を休め、浴衣姿にうちくつろげば、美味珍菓既に至り、枕席褥褥

一として備はらざるはなし。按摩を呼びて肩を揉まするもあれば、飯盛を招きて食に侍せしむるもあり。木銭米代の稱は尙ほ殘れども、糶を擔ひ歩きし時とは大いに異にして、宿舍の自由なるは却つて我家にあるに勝るに至れり。道傍には、藪茶屋此處に彼處に床を陳ねて旅人を慰はしめ、茶湯を嚙ぎ餅酒を賣る。輕尻馬に乗りて鈴の音馬夫歌に睡を催すもあれば、駕籠を備ひて掛聲勇ましく走らするもあり。斯くの如き自由の世の中とはなりしかと、當時警察の制完からず、駕籠昇は旅人を中途に留めて飲酒の料を強請し、また護摩の灰の旅客の金錢を詐取せんとするあり。強盜山賊も少からずして屢々行人を脅迫して其荷を奪ひ、旅宿にも枕さがしめて旅人の睡中に荷物を奪ひ去るも多かめり。わけて歌舞妓役者など柔弱のものは途にて強談にあふこと屢々なれば、武士に扮装ちなどしく強壯の體を装ひて旅行するもありき。

驛遞 驛遞の事業も此時代に至りて大いに備はれり。寛永以降、大坂番頭の名藉を借りて、法被を着し、雙刀を佩びたる定飛脚、三都の間を往來せしが、寛文三年に町飛脚屋の創業ありてより、飛脚は商賈の裝をなして東西に來往す。毎月二日、十二日、廿二日に大坂を發して、江戸に向ふを以て名づけて三度飛脚といふ。その江戸に着するや、先づ宿舍の門前に蓆席を布き、書狀貨物を陳列して路人に縦覽せしめ、その中己の名宛あるものを取り去らしむ。同十一年、金飛脚手板組の創業あり、宿舍の弊風を釐革せんが爲めに、文化元年、浪華講の設置あり。天保元年に三都講の創立あり、爾來種々の講を立て同盟して其制



江戸時代

規を守らんことを約するもの多くて、宿舎の軒に何々露の標札を掲げざるもの殆どなきに至れり。されども猶ほ種々の弊風は射利の業に伴うて遂に一掃すること能はざりき。

將軍の鹵簿及び大名の行列、將軍の通行に當りては、其街道の往來を停めて、儀式頗る嚴重なり。三代家光の頃までは、さまでに式も重からざりしが、その後世を経て萬事形式を飾るに従ひ、御成の制も嚴重なるに至り、通行の途に當れる家々は、店を閉ぢ、火を掲げずして、門前に水桶を出だす、また砂を盛るもあり、犬猫の類をも繋ぎて外に出だすことを禁せしが、綱吉深く佛教を信じて其禁を解きたり。日光社參の時などは、大名は軍役の半ばかりを出だす、江戸市中は櫻田、新橋、昌平橋、和泉橋、芝難波橋、柳橋、新大橋、永代橋の七箇所を閉ぢて其往來を禁じたり。今通常の御成の鹵簿を示さば大抵次の如し。

- | | | | | | | | | | | |
|-------|----|--------|------|-----|------|------|-----|------|------|------|
| 先拂徒一人 | 馬 | 先下乗り一人 | 徒一組 | 徒頭 | 挾箱 | 同 | 臺笠 | 日笠 | | |
| 雨笠 | 曲録 | 床机 | 小十人頭 | 徒目附 | 小十人頭 | 小十人頭 | 同 | 朋長 | 刀 | 小納戸 |
| 將軍 | 側衆 | 小納戸 | 茶辨當 | 目付 | 草履取 | 腰物 | 徒目付 | 小人目付 | 小人目付 | 小人目付 |
| 十文字 | 直鎧 | 直鎧 | 鐵砲五挺 | 小人頭 | 同組頭 | 挾箱 | 錢箱 | 日覆 | 雨番頭 | 同組頭 |
| 鑄鎧 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 馬 | 同 | 同 | 供馬 | 兩番押 | 小人押 | 徒押 | 小人押 | 小人押 | 小人押 | 小人押 |

江戸時代

街道筋には大小の雨刀殿めしく往來のたゞ中を肩繰かして行く武士、脚絆、甲懸、甲斐々々しく諸國をわたり歩く旅商人、飛脚の足速き、巡禮の歩み遅きなど、集散離合さまざまなるが中に、殊に目覚ましきは大名が參勤交替の爲めに、往還する道中の様なり。家老用人より若黨、足輕、仲間に至るまで多きは數千、少きも數百の從者、行列正しく鎗を立て、挾箱を擔ひて、先手は打寄する浪に足を洗はるゝ時、後押はなほ爪先上りの阪に喘ぐもあり、並木の松の間を烏毛の鎗、金紋の先箱の散見するも勇ましく、道の兩側には老若男女地上に蹲踞してその行列を拜すめり。斯く多人數を従へ武器を携ふるは戰國の世、軍陣に臨むはもとより、近親と往來する折にも護衛の兵多く従へたる遺風ともいふべく、この立て列ぬる鎗、挾箱の類は恰も戰場の旗指物の如く、鎗の鞘、箱の紋を望み見て、直ちに某侯なるかを知るべし。されば行列の調度には貴賤上下の別ありて、漫りに僧上の具を携ふることを許さず。通常鎗の鞘は羅紗、皮革、または羽毛を以て飾り、輿の前に持たしむ。長さ一丈八尺に及ぶもあり、對の鎗は綱吉の時、甲府綱聖後に六代家宣の外、島津氏あるのみなりしが、吉宗の時に至りて三家皆これを用ひたり。五六萬石以上の大名も二本を立てさせ、其鞘の形相同じからず。挾箱は着替の衣服を藏むる箱にて、寛永末年の頃の發明にかゝる。或はいふ、挾箱は慶長の頃既にこれありきと。室町時代の季までは衣服の類を運ぶには、上刺袋（かみざき）とて布袋に太き紐を縦横に刺し貫きたるものを用ひたりしが、慶長の頃、津田長門守といふもの始めて挾竹とて衣類を竹または板に挟みて擔ひゆくことを工夫したりき。その後箱を用ふることとなりしが、猶ほ古名を襲ぎて挾箱と稱したるなり。その製黒漆にて髹しまた緒を飾る。これを伊達緒といふ。革を以て包み、これに家の紋を畫く。鎗と共に輿前に立てさせるがゆゑに、これを先箱と稱す。これまた兩箱を用ひて對の挾箱といふ。されど三千石以下の士は唯一箇を用ふるを得るのみ。井伊家は一本道具とて一鎗一箱を用ふるのみ。鎗、挾箱のほかには薙刀を持たせ、牽馬に虎皮の鞍覆を用ひ、乗物に羅紗の日覆を懸くるは重典にて、其家數を限られたり。大名は多くは乗物に乗りて行く。また馬に跨るもあり。これに従ふ調度に、立傘とて傘を袋に納めたるもの、臺笠とて笠を袋にして棒をつけたるものを持たすなどは、孰れも此時代に始まれる風なり。その他、臺弓、鉄砲囊、茶辨當など前後に擔ぎ連れて練り行くさま、燦爛として耀き渡り、始めは警衛の武具用度もいつしか豔を衒ひ美を競ふばかりとなりき。

第五章 遊女野郎

遊女 古へより遊女はありしかど、未だ此時代の如く盛なるはなかりき。此時代の初世には遊女は情を繋ぐのみならず、香茶歌俳などの道に通ずるもの多く、また何れも歌を詠ひ絃を鳴らして宴興を助けたりしが、次第に移りゆきて、何の藝をもなすことなく、唯嫖客の食に侍するをのみ業とするに至りぬ。士庶ともに青樓に至りてこれを聘することを耻ぢず。世風一般に不徳とも知らざれば、遊士、粋客は遊里に豪遊するを譽とし、競う

て金銭を浪費し、これが爲めに猪頓の富も一朝にして赤貧洗ふが如くなるもの多かり。高士豪商が富を吸収すれば、遊里の繁盛は日々に勝り行き、遊女は費を厭はずして錦羅を装ひ、綺羅を衒ふ。その風自ら他に移りて人の妻妾娘子のこれに倣ふもの多し。されば此時代に於て殊に風俗變遷の魁をなしたるものは歌舞妓役者と遊女野郎なりとす。次に三都及び諸國の遊里のことに就きて略言するも已むを得ざる必要あればなり。京師の遊女町は島原といひて朱雀にあらず。寛永十八年彼の六條の室町よりこゝに移したるなり。歌舞妓にも多くこの所の傾城買の體を狂言に仕組みたるより、その總名をさへ島原と呼びたるを以て見ば、その盛なりしこと思ひ遣るべし。祇園町の娼樓またこれに劣らず。築えぬ大坂にては此時代の初めには遊女町處々にありしが、寛永年中、新町に地を賜はりしより多くの色里を此一所に集め、田圃を開きて新たに四條の町を作りぬ。その中に瓢箪町、佐渡島町、越後町、吉原町等の七町あり。絲竹の聲洋々として、江口、神崎の昔も思ひ出でられ、長柄の傘に高足駄も優しく、紋日の道中、身請の門出など賑々しき限なり。道頓堀、曾根崎新地、また堀江町にも妓樓うち續き、その他處々の築出し新地など遊里を設くるもの年を追うて増加し、また官禁を犯して隠し賣女を養ひ、茶屋、煎賣屋の店を開き、茶妾酌人など、名づけて實は春色を賣らしむるもの多かりき。遊女の數をいへば元禄寶永の交、京島原に八百餘人、大坂新町に六百三十一人ありき。これを盛なりといふべけれども、江戸吉原の繁華なるには比ふべうもあらず。

江戸にては慶長年中までは、定まりたる傾城町もなく、二軒三軒と處々に散在し、その中に軒を並べたるは、麴町八丁目、鎌倉河岸、柳町などの數箇所なりしを、小田原の人庄司甚右衛門といふもの、幕府に請うて、元和三年、傾城町の敷地を堺町の邊に賜はり、江戸中の遊里を此一箇所に集めたり。その頃まではこの地兼葭生ひ茂りたる沼澤なりしかば、葭原と名づけ、佳字を撰びて吉原と改む。明暦三年、所替を命せられて淺草の背なる地に移る。これを新吉原と名づけ、よりて舊地を元吉原といへり。新吉原は江戸の北隅に位するを以て、通客はこれを北里または單に「きた」といふ。その中に江戸町、京町、堺町、伏見町、揚屋町等の諸町ありて、これを櫛の如く十字に割りたり。春の夜櫻盆の燈籠時々の「にはか」の僱し、松の内の年賀に綺羅を飾りて遊女の町内を練り、八朔に白小袖を着け、八文字を踏みて大夫の道中するなど、何れも遊子治郎の心を動かす種ならざるはなく、土手馬を道替庵の邊に雇ひ、編笠を大門の際に買ひ、または辻駕籠に日本堤を走らせ、猪牙船を山谷堀に漕がして、里の内を徘徊ひ、店に列なる遊女を見撰びて、一服の吸付煙草に家藏を一片の煙と燃やし、燻くすも多かめり。遊女の數は元禄の頃既に一千九百ばかりあり、天明六年には二千二百七十餘人、それより漸次増加して、安政五年に三千八百七十五人に及びしを、最もその數多き時なりとす。

幕府は吉原を江戸唯一の遊里と定め、これと共にその他の花街を禁じたりしが、幾ばくもなく禁令弛みて、承應年間より別に遊里に類するものを生じぬ。されど初めは品川千

住などの宿驛なる遊女町二三箇所に通ぎざりしが、次第に増加して、元祿中、護國寺創建の時、音羽町こゝに起り、正徳中、根津神社新築の後こゝも亦遊女町となりぬ。享保以降は、淺草田原町の邊より下谷筋邊の邊、本所深川までに推し及ぼし、芝三田、赤坂田町、麻布市兵衛町、四谷飯が橋など數ふれば數十箇所にも及ぶべし。吉原の外すべてこれ等の遊里を岡場所といふ。幕府は其迹を斷たんと欲して屢々禁令を發せしかども、食上の蠲を追ふが如くにして終にこれを絶つこと能はざりき。

斯くの如く岡場所の數多かりしが中に、全盛を吉原と競ひしものを深川となす。此地江戸の興に當れりとして人呼んで辰巳の里といふ。文化文政の頃最も盛にして、北里の遊女の濃艶なるに比すれば、辰巳藝者の澹泊なるは却て味ありとして、通人粹客を以て自ら許すものは多くて、に豪遊連飲す。藝者とは歌舞撥絃を以て遊宴の興を助くるものをいふ。延寶天和の頃既に踊子といふものあり、大名旗本などの邸に招かれて宴席の興を助けたりき。その後遊女の藝を怠り専ら色を賣るに至りてより、別に遊里に於て藝を以て宴興を添ふるもの出で來れり、これを藝者またはたいこ女郎といふ。されど公然とこそ春を賣らざれ、その實はこれも遊女の一種に過ぎず。深川の藝者の如きは二枚証文として一枚の証文には藝を賣る由を記し、一枚には色を賣らんことを諾したるものをその抱主に入れたり。その他藝者は江戸の吉原、柳橋、下谷、湯島、芝、神明前、また京坂の遊里などにもありて、客の招聘に應じ、酒席に出で、酌を取り、三絃に合せて歌を誦ひしが、概ね傍ら



遊女(文政時代)



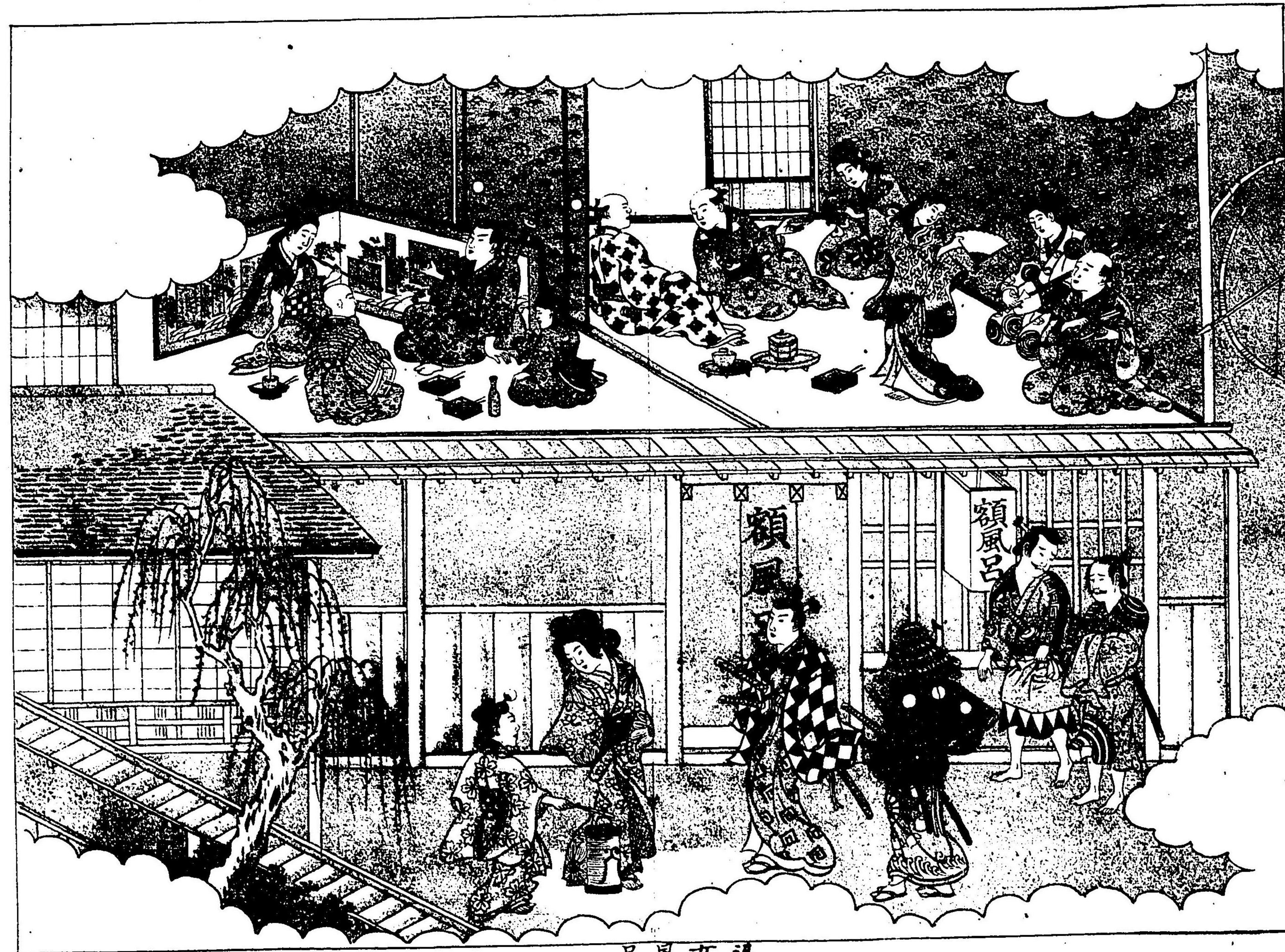
(代年話) 女遊

色を認ぐものなりき。また男子にして嫖客に阿付して杯盤の間に周旋し滑稽諧謔を以て一座の興を催さしむるを業とするものあり。これを女藝者に對して男藝者といひ、また「たいこもち」といひ、暫間末社なども並べ稱したりき。元祿の頃に京都に鷓鴣、願西神樂、中等品も名あり。享保の頃、江戸に休計、野尊の孫左衛門、ふとの吉左、波賀長歌等あり。その後、鹿の無久、二朱判吉兵衛、五調、藤吉、櫻川善孝等相次いで吉原の暫間として有名なものなりき。

諸國にも傾城町のある所少からずして、殊に城市または街道の宿驛或は繁華の津港に多し。萬治二年、幕府東海道の宿驛に遊女を置くことを禁せしかども、幾ばくもなくして其禁弛みき。諸國遊里の有名なるものを擧ぐれば、近畿には堺の乳守、高洲、奈良の木辻、鳴川、伏見の鐘木、泥町、大津の馬場町、東國には伊勢の古市、尾張の蘇田、三河の岡崎、駿河府中の島、北國には越前の三國、敦賀、佐渡の鮎川、山崎町、西國には播磨の室、鞆野、備後の鞆、備中の宮中、安藝廣島の多々海、宮島の新町、長門下の關の稻荷町、筑前博多の柳町などのたゞひ猶ほ多かり。さるが中に肥前の長崎は當時唯一の海外貿易の港なれば、その繁昌も他に異にして、丸山町、寄合町の二箇所なる遊女町には南京の豚尾、和蘭の赤髯、己がさくくの樂器に缺舌の音を弄して豪遊すれば、遊女は船載の珍品奇物を衣服に裁し、裝飾品につくりて綺羅に誇りぬ。その頃の諺に「京の女郎に江戸のはりを持たせ、長崎の衣裳を着せて、大坂の湯屋で遊ばたし」といへるは、三都及び長崎の遊里の長所を指示したるもの

なり。

此時代の初期には湯女及び比丘尼といふものあり、皆遊女の類なり。湯女は風呂屋にありて浴客の垢を爬く女をいふ。町々の少しく大きな風呂屋にはこれを二三十人も抱へ置きて、浴客の垢を落し髪を洗はしむ。日暮るれば浴湯を流し終りて、上り場にて座敷を構へ屏風を廻らし、湯女ども紅粉を粧ひ衣服を飾り、歌を詠ひ絃を鳴らして客を集めしが、慶安年間江戸にては之を禁せられぬ。されど地方殊に温泉場にては猶ほ湯女の色を賣るもの多かりき。比丘尼といふは初めは熊野比丘尼、勸進比丘尼などいひて、地獄變相の畫を携へ、因果應報の理を哀れに説きて、勸進をなしたるものなりしが、後には移りて鉛粉を塗り臙脂をさし黒羽二重の頭巾を優しく被りて圓顔を隠し、三絃を鳴らして、客を誘ひ春色を繋ぎぬ。元文六年江戸にて比丘尼と武士と情死したることありしより、これを禁せらる。されども諸國には猶ほ其類多かりき。その他下等なる遊女の類には、蹴ころばし、綿つみ、山猫、籠はらひなどいふものあり。土弓場などの女も、多くは賣色を業としたるものなり。街道往還の宿舎に傭はれ、旅人を周旋すること婢の如くして、傍らまた枕席を薦むるものあり。これを飯盛といふ。最も下卑なるは夜鷹といひ、古への夜發辻君にして、上方にては總縁または賣女といふ。夜間燈光暗き處に蓆を携へて立ち、行人の袖を曳きて情を繋ぐものなり。また港津河口などには船饅頭とて、小舟に楫さして碇泊の舟を窺ひ、また岸に寄せて行人の裳にすがり、舟中に誘ひて怪しきわざをなすものありき。



湯女風呂

野郎 既に人心の條に於て述べたる如く、此時代の初めは戦國の餘風を帯び、一般に男色を愛せしかば、世情に投じてこれを嚮く所も出で來ぬ、男色を賣るは主として歌舞妓役者の中にある、初め出雲の國が歌舞妓を興行してより、世人これを受で、女優の色に迷ひ、頗る風俗を紊りしかば、幕府これを禁じたりき、これより若衆歌舞妓専ら世に行はれ、美少年の演技はまた遊治郎の心を迷はす種となり、男色の弊風盛に行はれしかば、承應元年にまたこれを禁じたりしに、同二年歎訴するものあり、物具羅狂言盡と名を改めて歌舞妓を興行することを許されしかば、男色の弊を矯めんが爲めに、役者はすべて額髪を剃り棄て、若衆の名をも野郎と改めしむ、されば女形役者は額を覆はんが爲めに月代の上に手拭を置き、更に工夫して具綿の帽子または紫縮緬の帽子を額に當てぬ、その姿の美しさは眞の女も及ばぬばかりにて、男色を喜ぶ風はなかく、に増さゆき、時好に應じて、野郎かるた、野郎雙六などをつくりて賣るものあり、或は野郎の姿繪を描き、其評判記を板行して嚮くものあり、甚だしきは神社佛閣に野郎を描ける扁額を奉るものありき。

男色を嚮く所は京都にては宮川町、大坂にては道頓堀、江戸にては福宜町にあり、男娼を抱へ置く家を俗に子供屋といひ、十二三歳の美少年を買ひ出だすこと、猶ほ遊女屋の女子に於けるが如く、これに技藝を教へて習熟するに至れば舞臺に上す、舞臺に上りて技を演ずるものを舞臺子といひ、未だ舞臺に出でずして専ら宴席に侍するものを座間と

いひ、諸國を廻るを飛子といふ。揚屋に來りてこれを招くは武家僧徒に多く、婦人もまた少からず。初めはたゞ酒宴の席に侍して舞ひ歌はするのみにて、これに熱心するものは普通の衆道の如くにして契を結びしを、後には遊女の如く専ら客と食を同じうするを業とするに至りぬ。容儀は婦人を擬ひて鐵漿に齒を涅め、態度も柔婉を旨とせしかど、猶ほ初めは若衆姿として一種の風を存じたりしが、漸くに習俗移りて、寛保より明和、安永の頃に及びては染色の振袖を着、幅廣の帯を締め、頭髮も鬢を出だし、鬢をも女に擬するに至れり。

元祿の頃には普通の男色は衰へたりしが、野郎を買ふことは却りて世に行はれて、盛なること遊女に劣らず。明和、安永の交に至りて愈々その勢を逞しうしたり。當時江戸にて男色を賣る所増加して芳町、木挽町、神田八丁堀、湯島天神社内、芝神明前、麴町平川天神社内、市が谷八幡社内等の十箇所に及び、男娼の数は二百三十人の多きに及び、されど世風の益々女色に傾きしが故にや、また寛政の制令の嚴なりしがためにや、天保年間に至りては僅かに芳町、八丁堀、芝神明、湯島の四箇所にその跡を止めたるのみ、その中湯島最も盛なりといへども、猶ほ男娼の數二十二人に過ぎざりき。斯くて天保十三年、水野忠邦の改革に盡くこれを廢しければ、これより不倫の賣色は殆ど斷え果てたりき。

また江戸に香具賣といふものありて、男色を鬻ぎたり、寛永年間より世に出で、元祿の頃に至りて多く行はる。容色秀麗の美少年華奢なる服裝をなし、桐の箱の細長きを淺黄の



元祿時代野郎山下才三

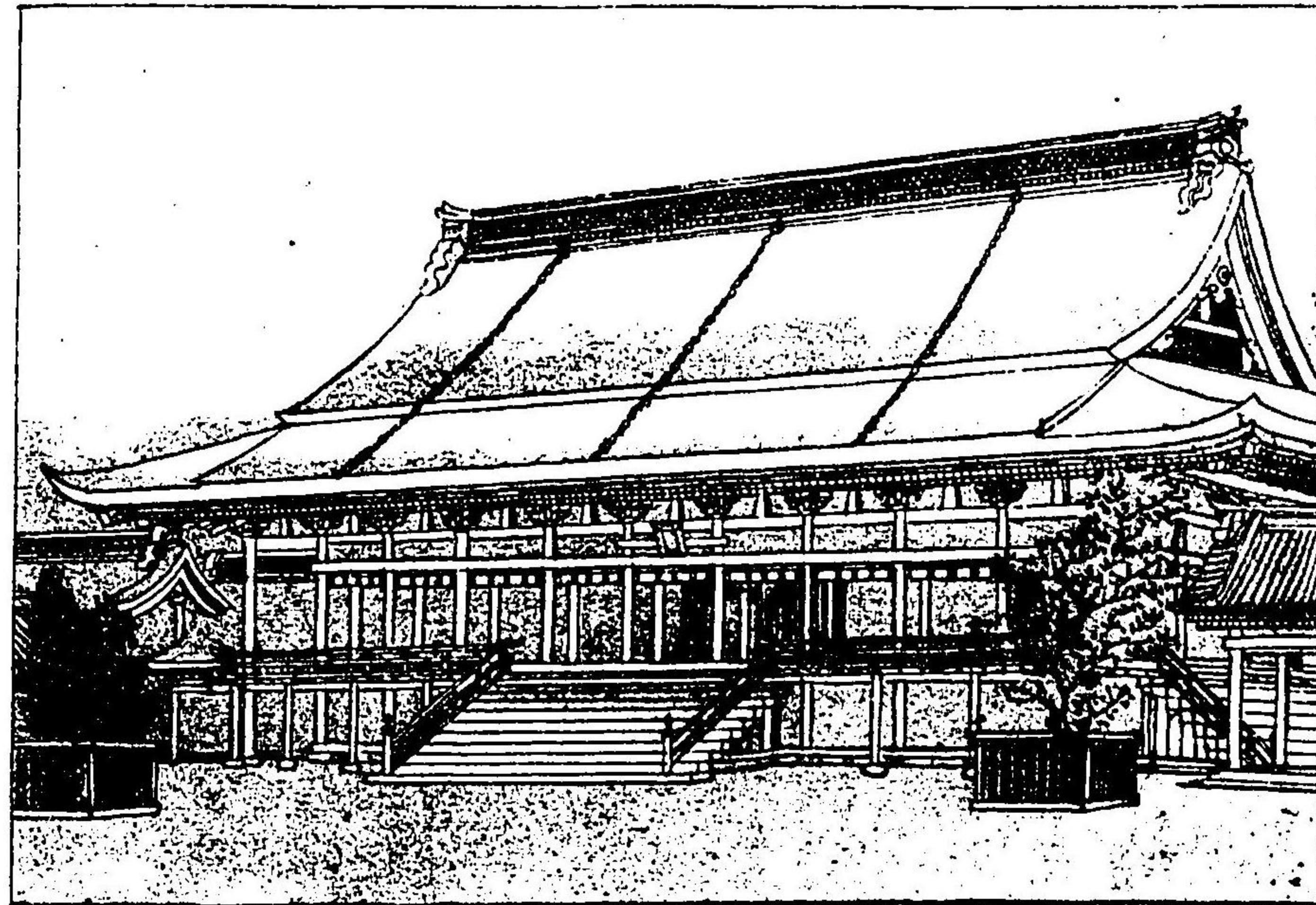
歌に包みて簪ひ、香具を賣るを名として大名旗本などの第宅に出入したりしが、その後何時しか絶え果てたり。また歌舞妓役者の婦人に招かれて不義の快樂を食ふことも此時代を通じての習にして淫蕩の婦人は芝居見物に至りて役者を茶屋に上げて遊ぶこと、恰も男子が遊女を買ふに齊しかりき。

第七章 衣食住

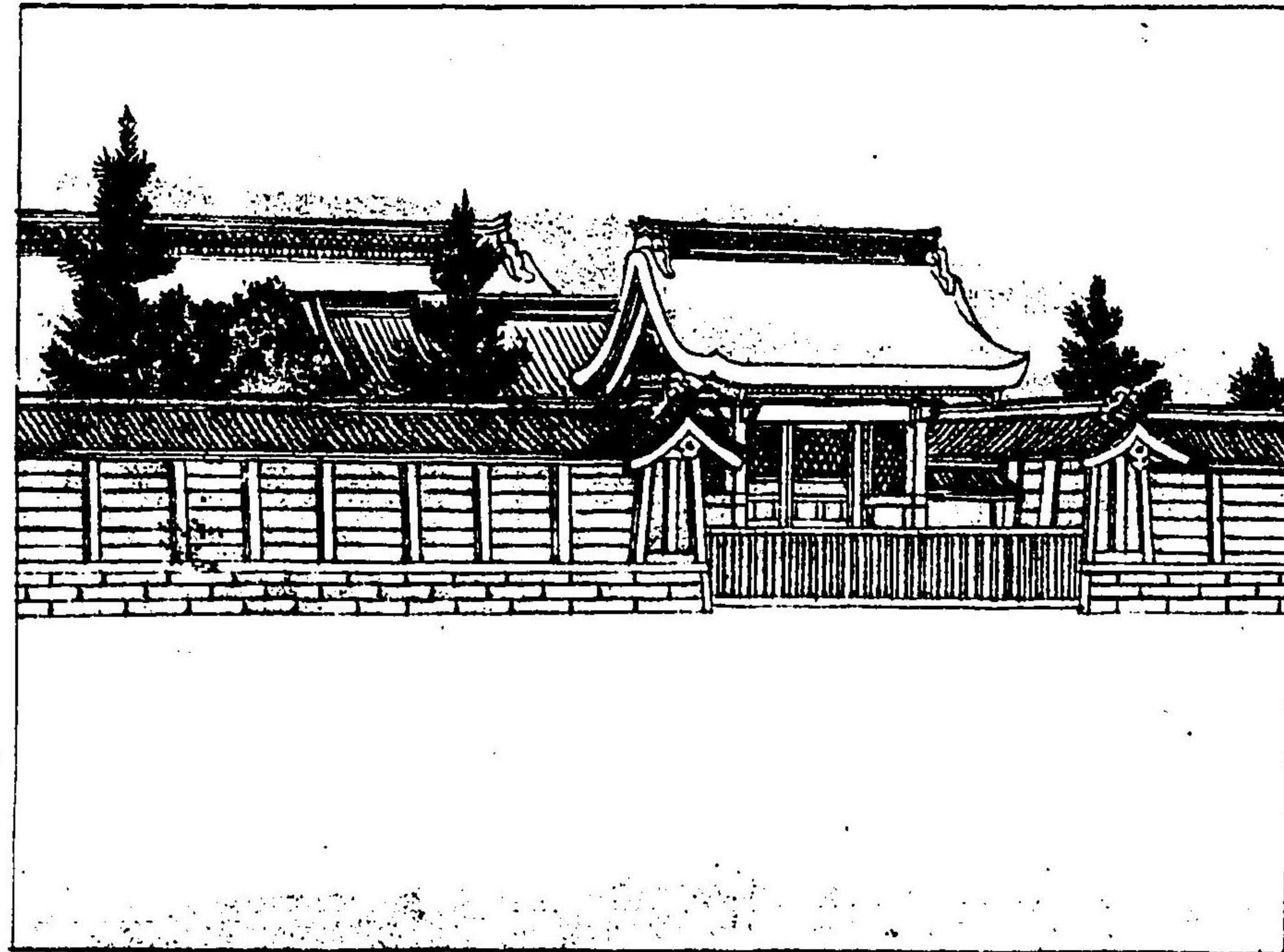
第一節 住居

皇宮の制は室町以來古制に従はざりしに、天明八年火災に罹りしかば、將軍家齊役を請候に課し老中松平定信をして工事を督してこれを改造せしむ。定信、輒近禁裡の規模狹隘なるを慨き、公卿儒士をして舊規を考案せしめ、紫宸清涼の二殿を興し、承明、玄暉、朔平門等一に古制に法る。皇室の威嚴これより彌々加はれり。將軍の住まへる江戸城は初め天正の季、家康入府の時には、其居館すら日光をき、甲州をきなどいふ板葺にして、納戸の如きは萱葺になしたり。まして麾下小身の家はその素朴たりしこと推しても知るべし。然るに参勤の制出で、豊臣氏の諸侯外様大名が江戸に第宅を構ふるに至りては、堅牢華麗を事したり。例之ば肥後侯加藤忠廣の第は玄關及び書院は貼金の繪を張り、門は間口十間の矢倉門に金箔を塗りたる。後藤彫の彫物を飾る。葺く所の瓦は玄關書院より長屋に至るまで桔梗の紋を置き金を貼りつめたり。また會津侯蒲生氏郷の第の門は結

構殊に美はしく、羅漢二十四孝などの彫刻すべて金銀を鑲め、左右の柱には金を以て藤花を這はせたり。四谷喰違木戸門内の彦根侯井伊直孝の第は加藤清正の築造にかゝれるが、傳へいふ其門の冠木には黄金の虎の長さ三尺餘なるを紋に置きたりしかば、朝暉の映じて閃くに、芝浦の鱗介逃れ去りて漁人の生計を失ふもの多かりきといふ。諸侯の居室も概ね貼金の間にあらざるはなかりき。されど旗下諸士の第宅は猶ほ質素を守り、多くは藁葺とす。奥座敷、書院、玄關、臺所等の數室を具ふるは武士屋敷の上等なる者にして、小身者の屋敷に至つては概ね天井なくして屋根裏を露したるほどの茅屋なりき。慶長年間、徳川氏始めて江戸城を修し、本城、郭門、櫓、塀等を造築せしが、質素を旨として、殿中は大廣間を始め大奥まで茅葺、簀掻床なりき。其營作は常樂様とて鎌倉幕府の制に據り、遠侍より大廣間に至る大式臺も板壁、板敷にして疊を布かず。その後、徳川氏の將軍職に陞り公方と稱せらるゝに及んで、殿上間、上段など室町の式によりて改造す。また大廣間、松間、廊下等は伏見城の格に據り、寶鏡窓、盛久柱などは鎌倉の古式のまゝにして更めず。明暦の災に罹りて後、萬治年中これを新築せしが、殿閣はすべて舊の如くす。たとへば天守を構へず、また御摺臺とて石垣の堤を設けたるのみ。明暦以前には違へり。されども是より江戸城の規模漸を追うて備はるに至れり。六代家宣京都の風を好み、眞近衛氏及び新井君美等の勲勝によりて、禁裏堂上の故事を關東に移さんとす。されば朝鮮來聘に際して、まづ塀中門を改めて四足門を玄關の傍に營み、また專寄を造り、其餘も次第に改造せ



茶展殿



禁裏御所南門